

教皇庁キリスト教一致推進省

ローマ司教

エキュメニカル対話と回勅『キリスト者の一致』への応答における
首位権とシノダリティ

研究文書

*The Bishop of Rome: Primacy and Synodality in the Ecumenical Dialogues and in the
Responses to the Encyclical Ut unum sint.
A Study Document*

2024 年

目次

序言

序文

「首位権の奉仕の方法を見いだすために」——教皇の発言

本文書の起源、目的、構成

1. ローマ司教の奉仕職に関するエキュメニカルな考察

1.1. 『キリスト者的一致』への応答

1.2. 神学対話

1.3. 新たな関心と積極的なエキュメニカルな精神

1.4. わたしたちの関係の神学的な解釈

2. 根本的な神学的问题

2.1. 聖書的根拠

2.1.1. 「ペトロの章句」の新たな解釈

2.1.2. 「エピスコペー（監督職）」ないし普遍的レベルでの「監督の務め」

2.1.3. 〈ディアコニア〉としての権威

2.1.4. 「ペトロの任務」

2.1.5. 教父の伝統における「ペトロの章句」

2.2. 神授の権利 (De iure divino)

2.2.1. 解釈学的な解明

2.2.2. 〈神授の権利による〉 (de iure divino) と同時に 〈人法による〉 (de iure humano) か

2.2.3. 「教会の必要性」 (necessitas Ecclesiae) ——神学的本質と歴史的偶然性

2.3. 第一バチカン公会議による、裁治権の首位権と教皇の不可謬性の定義

2.3.1. 第一バチカン公会議への解釈学的なアプローチ

a. 第一バチカン公会議の歴史的文脈

b. 意図と表現の区別

c. テキストと解釈の区別

2.3.2. 教義の解釈学

a. 裁治権の首位権

b. 不可謬性

○表現と意図の解明

○残された留保

3. 再統合された教会における一致の奉仕職の展望

3.1. 教会全体のための首位権は必要か

3.1.1. 使徒的伝統からの論拠

- 3.1.2. 教会論的な論拠——教会のそれぞれのレベルにおける首位権とシノダリティ
- 3.1.3. プラグマティックな論拠——普遍的レベルにおける一致の奉仕職の必要性

3.2. 最初の千年期の基準

- 3.2.1. 「最初の千年期の教会史は決定的な意味をもつ」
- 3.2.2. 交わりの表現は第一に法的なものでなかった
- 3.2.3. ローマ司教の「栄誉の首位権」
- 3.2.4. 『使徒教令』のモデル
- 3.2.5. 交わりの表現としての控訴する権利（サルディカ教会会議の教令）
- 3.2.6. 公会議——ローマ司教の〈協力（シュネルギア）〉（synergia）
- 3.2.7. 教会のモデルの多様性

3.3. 21世紀において首位権を行使するためのいくつかの原則

3.3.1. 教会の共同的・団体的・個人的な構造

- a. 首位権とシノダリティの相互依存関係
- b. 「全員」、「幾人か」、「一人」

3.3.2. 地方的、地域的、普遍的レベルの間の連携

- a. 地方教会と普遍教会の同時性
- b. 地域的（regional）レベル

○東方教会——「独自の規律に従って自らを治める権能」（Facultatem se secundum proprias disciplinas regendi）

○西方のキリスト教的共同体——地域的レベルの教会論的重要性

c. 補完性

- 「古代の原則」
- 「権能を行使するうえでの自発的な制限」
- 「十分な範囲の権威」

4. カトリック教会に対するいくつかの具体的提案と要望

- 4.1. 第一バチカン公会議の解釈の刷新
- 4.2. ローマ司教の首位権の区別された行使
- 4.3. 〈内部に向けた〉（ad intra）シノダリティ
- 4.4. 〈外部に向けた〉（ad extra）シノダリティ——「共に歩む」
 - 4.4.1. 「公会議的交わり」（conciliar fellowship）と首位権
 - 4.4.2. 共に働き、祈ること

要約

- ローマ司教の奉仕職のエキュメニカルな考察
- 伝統的に論争の的となってきた神学的问题への新たなアプローチ
- 再統合された教会における一致の奉仕職への展望
- いくつかの具体的な提案

21世紀における首位権の行使に向けて。研究文書『ローマ司教』に基づく教皇庁キリスト教一致推進省総会からの提案

首位権に関する考察への重要な貢献

神学対話において進むべき将来の道のり

首位権の新たなしきたりでの行使のための原則と提案

交わりのモデルに向けて

聖霊の賜物としての一致

注

文献

1. 『キリスト者の一致』(*Ut unum sint*)への応答

1.1. 諸教会からの応答

1.2. エキュメニカルな団体からの応答

2. 二教派間・多教派間対話

2.1. 二教派間対話（アルファベット順）

2.2. 多教派間対話

略号

序言

本文書の起源は、聖ヨハネ・パウロ二世が他のキリスト者に対して呼びかけた、「手を携えて」、ローマ司教の奉仕職が「双方が認める愛のわざとなっていく諸形式を」（『キリスト者の一致』95 [*Ut unum sint*]）見いだしてほしいという招きに遡ることができます。この招きに対して、多くの応答が、さまざまなエキュメニカルな神学対話からの考察と助言とともに寄せられてきました。

いくつかの応答は2001年に当時の教皇庁キリスト教一致推進評議会によって『ペトロの奉仕職』（*The Petrine Ministry*）と題された最初の作業文書の中すでに要約されています。2020年、本省は回勅『キリスト者の一致』発布25周年のうちに、その後の教皇による新しい神学対話文書および声明を考慮に入れながら、議論を再開し、深める機会を認めました。実際、教皇ベネディクト十六世はさまざまな文脈の中でヨハネ・パウロ二世の招きを思い起こし、「首位権の行使の本性と形式の間の区別」を深く考察する必要性を表明しました。教皇フランシスコは『キリスト者の一致』の招きにこたえる緊急の必要性を強調して、こう述べました。「この点において、わたしたちはあまり前進してはいません」（本文書4-5節参照）。2021-2024年のシノダリティに関する世界代表司教会議の招集は、本省の取り組みの意味をシノドスのプロセスのエキュメニカルな側面への貢献として確認しました。

『ローマ司教——エキュメニカル対話と回勅『キリスト者の一致』への応答における首位権とシノダリティ』と題された本文書の身分は「研究文書」です。本文書は、このテーマを包括的に扱うことも、このテーマに関するカトリックの教導職を要約することも主張しません。本文書の目的は、このテーマに関する最近のエキュメニカルな発展の客観的な総括を提示することです。そのために、本文書は諸対話文書の洞察だけでなく限界も考察します。さらに、本研究は「21世紀における首位権の行使に向けて」と題する短い提案をもって結ばれます。これは、ローマ司教の一致の奉仕職の新たにしかたでの行使のためにさまざまな応答と対話によって示されたもっとも重要な助言をまとめたものです。

本文書は真の意味でエキュメニカルかつシノドス的な作業の成果です。本文書は、『キリスト者の一致』に対する約30の応答と、このテーマに関する50のエキュメニカル対話文書を要約しています。本文書には、本省の職員だけでなく、委員および顧問も関わりました。委員および顧問は2回の総会で本文書について議論しました。多くのカトリックの専門家と、さまざまなキリスト教的伝統に属する多くの研究者に意見を求めました。最後に、本文書はローマ教皇庁のさまざまな省とシノドス事務局に送られました。合計して50以上の意見が検討されました。すべての意見は、改善点を示唆しながらも、本研究文書の取り組み、方法論、構成と主要な考え方を肯定的に評価しました。本考察に貴重な貢献をされたすべての方々、とくに聖トマス・アクィナス大学（アンジェリクム）エキュメニズム研究所と協力して本プロジェクトを推進・調整した本省職員に深く感謝を表したいと思

います。

教皇フランシスコの同意を得て本研究文書をここに公表できることをうれしく思います。本文書がこの重要なテーマに関する対話の受領を推進するだけでなく、「当然のことですが手を携えて」、「双方が認める」(『キリスト者の一致』95 [UUS]) ローマ司教の一致の奉仕職の行使のための神学的探究と実践的な提案を刺激することを願います。

教皇庁キリスト教一致推進省長官
クルト・コッホ枢機卿

序文

「首位権の奉仕の方法を見いだすために」——教皇の発言

1 ローマ司教の奉仕職の理解と行使は、第二バチカン公会議によって新たな段階に入りました。キリスト者の一致を主要な目的の一つとし、他のキリスト者も参加する公会議を招集するという行為自体が、すでに聖ヨハネ二十三世のローマ司教の役割に向かう態度を示していました。『教会憲章』(*Lumen gentium*) は、第一バチカン公会議の教皇の首位権に関する定義を補完しながら、「キリストの代理者および使者として〔……〕ローマ教皇の代理者とみなしてはならない」(*LG*27)、部分教会を統治する司教の奉仕職を強化し、司教の団体制の意味を強調しました (*LG*23)。『エキュメニズムに関する教令』(*Unitatis redintegratio*) はエキュメニカル運動へのカトリック教会の公式な参入を特徴づけ、神学対話の設立への道を開きました。多くの神学対話は首位権の問題を取り上げました。

2 公会議の期間中と公会議後、歴代の教皇はこの展開に対して重要な貢献を行いました。「教皇は〔……〕間違いなくエキュメニズムの道の最大の障害である」⁽¹⁾ と確信していた聖パウロ六世は、その行動と発言によって、教皇の奉仕職の新たな理解に対して多くのしかたで貢献を行いました。パウロ六世はすでに回勅『エクレジアム・スアム』(*Ecclesiam suam*)において、自分の一致の司牧的任務は「精神的にだれをもはばからなすこと、そして単なる人間としてすべてを支配することを意味するのではなく、奉仕するもの、世話をあずかるものとしての第一の地位、愛の首位を意味している」(*ES*110) という確信を表明しました。パウロ六世はさまざまな会合を通じて他のキリスト教指導者との兄弟的な関係を発展させました。そのことはキリスト教的諸共同体の仲間の中にカトリック教会を位置づける助けとなりました。パウロ六世は、カトリック教会のエキュメニカルな信頼性は内的な刷新の力にかかっていることを自覚して、第二バチカン公会議で司教たちが行った提案を実施し、全教会の善益のための首位権のより団体的な行使のしかたを実現するために 1965 年に世界代表司教会議を設立し (自発教令『アポストリカ・ソリチトゥード (1965 年)』[*Apostolica sollicitudo*])、司教協議会の設置を義務づけました (自発教令『エクレジエ・サンクテ (1966 年)』41 [*Ecclesiæ sanctæ*])。

3 聖ヨハネ・パウロ二世は、エキュメニズムの道を再確認しただけでなく、ローマ司教の奉仕職の行使を考察するように他のキリスト者を公式に招きました。その里程碑となつた回勅『キリスト者の一致 (1965 年)』(*Ut unum sint*) において、ヨハネ・パウロ二世はこの奉仕職を述べるために「エピスコペイン (episkepein)」(「目覚めていること」) という聖書的概念を用いました (*UUS*94)。そして、首位権は「一致の役務」(*UUS*89)、また「愛のわざ」(*UUS*95) として定義されました。教皇ヨハネ・パウロ二世は、自らの特別なエキュメニカルな責任を担い、「〔教皇〕のもとに寄せられ」た要望を心にとめて、「首

位の権限の本質は何も損なわないで、しかもなお、新しい状況に対応できる何らかの形式を見いだ」(UUS95)す必要を認めました。ヨハネ・パウロ二世は、相互に受領可能な「一致の役務」は一方的に定義できないことを確信して、総大主教ディミトリオス一世の列席の下、1987年にサンピエトロ大聖堂ですでに行なった要望を繰り返して、さまざまな教会的伝統に属するすべての司牧者と神学者へと開かれた招きを差し伸べました。「聖霊がその光でわたしたちを満たし、また、わたしたち双方の教会の牧者たちと神学者たちを照らし、当然のことですが手を携えて、この役務が、双方が認める愛のわざとなっていく諸形式を求めることができますように」(UUS95)。この、首位権の本性と、それが行使される一時的な形式の区別のおかげで、「忍耐を忘れずに続けていく対話」を通じて「ご自分の教会へのキリストのみ旨」が示されることが期待されたのです(UUS96)。

4 教皇ベネディクト十六世は、最初のメッセージの中で、自分が「キリストに従うすべての人々の完全で目に見える一致を取り戻すために、労力を惜しまずに働くことを、第一の任務として引き受け」⁽²⁾ると述べました。ベネディクト十六世はさまざまな文脈の中でヨハネ・パウロ二世の招きを思い起こし、新たにしました。それは、「首位権の本性と行使の形式の区別に関して教皇ヨハネ・パウロ二世が回勅『キリスト者的一致』(同95)の中で述べた考えはさらなる実り豊かな論点を生み出す」⁽³⁾と確信していたからです。そして、とくに正教会との、首位権とシノダリティの関係に関する神学対話を促しました。「ペトロの奉仕職を適切に行使するにはもはや耐えないこと」⁽⁴⁾を認めて行われた、近代における最初の教皇の辞任である、ベネディクト十六世の2013年の教皇職辞任は、ローマ司教の奉仕職の新たな認識と理解に貢献しました。

5 教皇フランシスコは、首位権を行使する新たな方法を見いだすようにという教皇ヨハネ・パウロ二世の招きを何度も繰り返しました⁽⁵⁾。それは、「この点において、わたしたちはあまり前進してはいない」(使徒的勸告『福音の喜び』32 [Evangelii gaudium])ことを認めたからです。教皇フランシスコは、首位権と普遍教会の中央機構に関する「司牧的な回心」を呼びかけながら、次のことを認めました。「過度な中央集権主義は、教会生活とその宣教する力の助けになるどころか、それを複雑にしてしまいます」。そして、司教協議会の位置づけがいまだ十分に確立されていないことを嘆きました(EG32)。教皇フランシスコにとって、「ペトロの奉仕職は、キリストを信じるすべての人々との対話への開きなしに完全に理解することができません」⁽⁶⁾。教皇フランシスコは、シノダリティを自らの教皇職の中心テーマとしながら、「『信仰において (in credendo)』、誤ることのない」神の民の「信仰の感覚」(sensus fidei)を基盤とするシノダリティの重要性を強調しました(EG119)。教皇フランシスコが世界代表司教會議50周年のための挨拶で述べたとおり、シノダリティはペトロの奉仕職の新たな理解と行使にとって本質的です。「シノドス的な教会において、ペトロの首位権の行使に大きな光を当てることができます」。実際、「教皇

は、それ自体として、教会の上にあるものではありません。しかし教皇は、洗礼を受けた者の一人として教会の中で、また、司教たちの中の司教として司教団の中で、同時に——ペトロの後継者として——、すべての教会を愛において主宰するローマ教会を導くように招かれています」⁽⁷⁾。あらゆるレベルでシノドス的な教会を築こうとする教皇フランシスコの取り組みは、「大きなエキュメニカルな意義をもっています」。第一に、シノダリティは、わたしたちが他のキリスト者から学びうる賜物だからです（*EG 246* 参照）。また、シノダリティもエキュメニズムも「共に歩む」プロセスだからです。教皇フランシスコは、神の民全体から広く意見を聞くことを含む世界代表司教会議の新たな実践を、「すべてのキリスト者の一致の回復への貢献」、また、それ自体として、『キリスト者の一致』（*Ut unum sint*）で「何年も前にヨハネ・パウロ二世が表明した望み」への応答と考えます（使徒憲章『エピスコパリス・コムニオ（2018年）』10 [Episcopalis communio]）。教導職文書における司教協議会に関する教えへの多くの言及も、教皇フランシスコのシノドス的な取り組みを示しています。最後に、最近の前任者の司牧的な実践に従い、教皇職の最初から、自らの称号を「ローマ司教」とすることを強調し、他の教皇の称号を「歴史的」なものとして挙げることは（『教皇年鑑 2020』[Annuario Pontificio 2020] 参照）、ペトロの奉仕職の新たなイメージに貢献しています。

本文書の起源、目的、構成

6 教皇ヨハネ・パウロ二世の『キリスト者の一致』（*Ut unum sint*）における招きは、キリスト教的共同体、エキュメニカル団体、また学術的シンポジウムやさまざまな伝統に属する個々の神学者からの多くの応答を促しました。それらの応答の多くは、この回勅の公布前ないし公布後に行われた、首位権の問題を議論するさまざまな対話の結果に基づくものでした。

7 2001年の当時の教皇キリスト教一致推進評議会（PCPCU）総会は、ペトロの奉仕職の行使に関するエキュメニカルな考察の現状を議論しました。その際に、現在行われている議論の主要な要素を報告する、作業文書が作成されました。これらの要素は、ペトロの奉仕職に関する公式ないし非公式の神学対話や、教皇ヨハネ・パウロ二世の要望に対するさまざまな応答から浮かび上がってきたものです。総会によるいくつかの考察と提案は、「ペトロの奉仕職の研究に関する総会の提案」（*Suggestions of the Plenary concerning the study on Petrine Ministry*）⁽⁸⁾という標題の文書に追加されました。作業文書は教皇キリスト教一致推進評議会の公的機関誌に公表され、多くの教会指導者、エキュメニカル対話のパートナー、とくにすでに『キリスト者の一致』への応答を送った人々に送付されました。考察を共有し、対話を継続するためです。

8 2022年6月5日に教皇キリスト教一致推進省（Dicastery for Promoting Christian

Unity) となった教皇庁キリスト教一致推進評議会は、回勅『キリスト者の一致』25周年と、「ともに歩む教会のため——交わり、参加、そして宣教」をテーマとした世界代表司教会議第16回通常総会のシノドス的なプロセスのうちに、首位権のテーマに関する議論を再開する機会を見いだしました。実際、2001年以降、諸教皇はさらなる声明を発表し、回勅に対するさらなる応答と新たな神学対話文書も公表されました。これらの文書はみな、教会における首位権の問題の考察に重要な貢献を行っており、継続的な対話で取り上げるに値するものです。さらに、教皇フランシスコの教皇職は、首位権のシノドス的な行使への新たな展望を開きました。こうした展開と、ローマ司教、首位権、シノダリティに関するエキュメニカルな考察の「実りを収穫する」(harvesting the fruits) ことは時宜を得ており、キリスト者の一致に新たな関心が向けられることに貢献すると思われます。

9 それゆえ、本省はこれまでの重要な文書に基づき、また、それらを検討しつつ、このテーマに関する新たな研究文書を作成しました。他のキリスト教的共同体、エキュメニカル団体、(カトリックの人々の参加した) 神学対話による、首位権とローマ司教の奉仕職に関する考察に敬意を表しながら、本文書は、このテーマに関するエキュメニカルな議論の最近の展開を客観的かつ記述的にとりまとめることを目的としています。本文書は、カトリック教会の教導職やエキュメニカルな考察に対するカトリック教会の応答の総括を行うものでもなければ、神学的議論全体の「研究状況」(status quæstionis) を示そうとするものでもありません。むしろ、最近のエキュメニカル対話の「実りを収穫する」ことを目指しています。それゆえ、本文書は、さまざまな洞察だけでなく、対話文書そのものの限界も考察します。教皇庁キリスト教一致推進評議会のこれまでの作業文書と同様に、本文書は、おもに、エキュメニカル神学の分野で研究を行う研究者、さまざまな神学対話の委員、そしてカトリック教会の対話のパートナーに提示されます。この総括は、ある意味で「討議要綱」(instrumentum laboris) として、議論への貢献として提示されます。それは、この文書がさらなる神学的探究と対話を促し、「双方が認める」(UUS95) ローマ司教の一致の奉仕職の行使のための実践的な提言を促すことを期待するためです。

10 本文書の最初の草案は教皇庁キリスト教一致推進省によって2020年に作成され、さまざまなキリスト教的伝統に属する神学者に送付されて、専門的な意見を求めました。その後、研究文書は2021年6月に教皇庁キリスト教一致推進省の全委員と顧問に提出されて検討に付され、2021年11月11日にオンラインで開催された総会で、「21世紀における首位権の行使に向けて」と題する提案とともに検討されました。その後、改訂された草案は教皇庁の所轄各省に提出され、2022年5月3日に対面で開催された教皇庁キリスト教一致推進省総会で再び検討されました。各段階で研究文書はさらに改訂されました。教皇庁キリスト教一致推進省は本考察に対して貴重な貢献をされたすべての人々に深い感謝を表明します。さらなる改訂の後、本文書は教皇フランシスコに提出され、教皇は2024年3月2日のクルト・

コッホ枢機卿との謁見においてその公表を認可しました。

11 以下、本文書は、(1)『キリスト者の一致』への応答と、首位権の問題に関する神学対話文書、(2)教皇首位権を伝統的に取り上げたおもな神学的问题と、現代のエキュメニカルな考察におけるいくつかの重要な進展、(3)再統合した教会における一致の奉仕職へのいくつかの展望、(4)カトリック教会への具体的な提案ないし要望を、概略的に示します。本総括は、『キリスト者の一致』への応答、および、普遍的レベルでの一致の奉仕職に関する公式および非公式の対話の成果の、両方に基づきます。本文書は、長所と限界があるものの、これらの文書で採用された用語を用います。本研究文書の末尾には要約 (summary) も掲載します。

1. ローマ司教の奉仕職に関するエキュメニカルな考察

1.1. 『キリスト者の一致』への応答

12 ローマ司教の奉仕職についてともに考察してほしいという、神学者と教会指導者に対する『キリスト者の一致』(*Ut unum sint*) の招きは、幅広い応答を引き起こしました。公式の教会の応答は、西方のキリスト教的共同体の広範囲からもたらされました。すなわち、古カトリック教会、聖公会、ルーテル教会、長老派教会、改革派教会および自由教会です。地理的には、大半の回答は北米とヨーロッパ、おもにブリテン諸島、ドイツ、アメリカ合衆国からもたらされました。大半の回答は地域のグループないし組織によって作成されました。詳細な回答を寄せたのは、英國聖公会主教會議 (House of Bishops of the Church of England)、スウェーデン国教会監督協議会 (Bishops' Conference of the Church of Sweden)、米国長老派教会 (Presbyterian Church in the USA) です。ギリシア正教会および東方正教会からの公式な回答はありませんでした。

13 いくつかの回答がエキュメニカル委員会（たとえば、世界教会協議会信仰職制委員会、米国キリスト教会協議会信仰職制委員会）および地域・各国教会協議会（たとえば英國・アイルランド教会協議会、Churches Together in England、Church Leaders of West Yorkshire）からもたらされました。数少ない学術機関 (Konfessionskundliches Institut des Evangelischen Bundes、Ökumenische Arbeitsgruppe «Ut Unum Sint» Schweiz)、および、エキュメニカル共同体 (the Association of Interchurch Families、the Iona Community)、特別な (ad hoc) 神学グループ（たとえば Farfa Sabina Group）が応答を寄せました。

14 教皇の要望に応じて、またそれに促されて、諸教会の代表者を含む、いくつかの神学シンポジウムおよびセミナーも開催されました。2回の会議がバチカンで開催されました。1996年、教皇庁教理省は「ペトロの後継者の首位権」(The Primacy of the Successor of Peter) に関するシンポジウムを開催しました。この会議に基づき、教理省は1998年に同テーマに関する『考察』(Considerations) を公表しました。2003年、教皇庁キリスト教一致推進評議会は「ペトロの奉仕職——カトリックと正教会の対話」(The Petrine Ministry: Catholics and Orthodox in Dialogue) というテーマでシンポジウムを開催しました。地域レベルで他の多くのシンポジウムが開催されました。その会議録は、エキュメニカル対話で取り上げられ、展開された、首位権の問題に関する重要なエキュメニカルな考察を含みます。多くの伝統——いくつかの正教会を含む——に属する個々の神学者も、教皇ヨハネ・パウロ二世の要望にこたえてさまざまな論文および著書を公刊しました。しかし、これらのすべてを網羅することは不可能であり、本考察にとって適切な文脈は諸教会間対話であることを確信して、本文書は神学対話と『キリスト者の一致』への応答に限定します。

1.2. 神学対話

15 多くの神学対話は、時として深く包括的なしかたで、教皇の首位権の問題を議論してきました。以下の節では、全体的もしくは部分的に首位権の問題を考察した神学対話文書の概観を行います。本文書は、教皇ヨハネ・パウロ二世が『キリスト者の一致』で行った広範な招きを尊重して、2001年の作業文書と同じように、広範囲の文書を引用します。その際、教会によって委員が任命された国際的および国別の公式対話、および、非公式の対話グループによる考察を考慮に入れます。これらの対話の位置づけの違い、とくに公式の国際対話の重要性を認めながら、本文書は以下の理由で同じ基準に従いました。(1) 公式対話は、非公式対話と同じように、委員会自身の見解を反映しており、かならずしも関係する教会の公式見解を反映していません。なぜなら、それらの受領プロセスはまだ終了していないからです（この意味で、これらのテキストに対する公式応答および反応も重要な洞察を提供します）。(2) 国別の対話はしばしば議論に対する広範な貢献を行いました。たとえば、ルーテルーカトリック国際対話はこのテーマに関してわずかな言及しか行わないのに対して、米国の対話は2つの文書全体をこのテーマに当てています（そして、国際対話はその作業を称賛し、推奨しています。後述22節参照）。(3) シノダリティの重要性を強調する文書において、逆説的にも、司教協議会が指導した対話が無視されています。(4) 非公式対話は、新たな展望を開く前線に立ってきました。これまでのところ、第一バチカン公会議に関する包括的な解釈学的探究は非公式対話によって行われてきました。(5) 時として公式対話文書の受領を超えて、学術的およびエキュメニカルな共同体による非公式対話文書が受領されていることは、その価値と権威を示しています。(6) 教皇ヨハネ・パウロ二世による招きはきわめて広範であり（「教会の牧者たちと神学者たち」）、公式の国際対話だけに向けられたものではありませんでした。当然のことながら、これらのさまざまな対話の関心、強調点、結論は、関係する教派のさまざまな教会論に従って異なります。それは用語の選択に反映されているとおりです。あるものは「普遍的首位権」について語ることを好み、他のものは「ペトロの奉仕職」、「ペトロの任務」、ないし「ローマ司教」について語ることを好みます。また、それぞれのニュアンスも異なります。たとえば、「ペトロの奉仕職」は一般的に正教会－カトリック対話では用いられません。これに対して、正教会の思考法で親しまれている五総主教座統治（Pentarchy）の概念は西方の対話パートナーにはあまり意味をもちません。

16 2006年以来、ローマ・カトリック教会と正教会（全体）の合同国際神学対話委員会の作業は首位権とシノダリティの関係の問題に焦点を当ててきました。同委員会の第5文書（ラヴェンナ、2007年）——最初の草案はすでに1990年に作成されました——は、『教会の秘跡的性格の教会論的・教会法的帰結——教会の交わり、公会議制、権威』

(Ecclesiological and Canonical Consequences of the Sacramental Nature of the Church:

Ecclesial Communion, Conciliarity and Authority) という標題の、このテーマに関する体系的な考察です。そこでは普遍的なレベルでの首位権とシノダリティが一つの章全体で扱われています。『最初の千年期におけるシノダリティと首位権——教会の一致への奉仕の共通理解に向けて』(Synodality and Primacy during the First Millennium: Towards a Common Understanding in Service to the Unity of the Church [キエーティ、2016年]) という標題の第6文書は、最初の千年期におけるこの2つの原則に関する記述を共同で解釈したものです。この文書は、この時期におけるローマ司教の立場と役割に関する重要な考察を含みます。『第二千年期と今日における首位権とシノダリティ』(Primacy and Synodality in the Second Millennium and Today [アレクサンドリア、2023年]) という標題の第7文書は、この共通の解釈を、東方と西方の疎外と分裂の時期、そして、両教会の最近の和解にまで拡大します。

17 いくつかの国別の正教会－カトリック委員会も、首位権の問題に関する重要な文書を作成しています。1986年、北米・正教会－カトリック神学専門委員会 (the North American Orthodox–Catholic Theological Consultation) は『教会生活における神の賜物としての使徒性』(Apostolicity as God's Gift in the Life of the Church) という標題の文書を公表しました。この文書の中で、首位権と「ペトロ性」(petrinity) の問題が初めて取り上げされました。同委員会の1989年の『教会における公会議制と首位権に関する合意声明』(Agreed Statement on Conciliarity and Primacy in the Church) は、このテーマに完全に当てられた初めての正教会－カトリック合同声明です。2010年、同委員会は『再統合した教会への歩み——正教会－カトリック教会の将来ビジョンの概略』(Steps Towards a Reunited Church: A Sketch of an Orthodox–Catholic Vision for the Future) という標題の文書を公表しました。同文書は和解したキリスト教におけるローマ司教の役割に特別な注意を向けています。1991年、フランス・カトリック－正教会神学対話合同委員会 (le comité mixte de dialogue théologique catholique-orthodoxe en France) は『諸教会の交わりにおけるローマの首位権』(La primauté romaine dans la Communion des Églises) に関する共同研究を公表しました。最近の2018年、非公式の国際対話の聖エイレナオス正教会－カトリック合同作業グループ (Saint Irenaeus Joint Orthodox–Catholic Working Group) は『交わりに仕える——首位権とシノダリティの関係の再考』(Serving Communion. Re-thinking the Relationship between Primacy and Synodality) という標題の広範な研究を公表しました。この研究は解釈学的・歴史的・体系的な観点からこのテーマを考察しています。

18 東方正教会との神学対話も首位権の問題を取り上げてきました。カトリック教会－東方正教会間神学対話のための合同国際委員会 (the Joint International Commission for Theological Dialogue between the Catholic Church and the Oriental Orthodox Churches)

の、それぞれ『教会の本性、設立、宣教（2009年）』（*Nature, Constitution and Mission of the Church*）および『初代教会の生活における交わりの行使と、現代の交わりの探求にとってのその意味（2015年）』（*The Exercise of Communion in the Life of the Early Church and its Implications for our Search for Communion Today*）に関する最初の2つの文書は、普遍的レベルでの首位権の問題に言及しています。東方正教会との二教派間対話も、このテーマに関する重要な声明を公表しています。とくにコプト正教会との対話（『カトリック教会とコプト正教会の一致の探求の指導原理（1979年）』〔*Principles for Guiding the Search for Unity between the Catholic Church and the Coptic Orthodox Church*〕）と、マランカラ・シリア正教会との対話（『主教制とペトロの奉仕職に関する合同声明（2002年）』〔*Joint Statement regarding Episcopacy and Petrine Ministry*〕）です。

19 すでに1968年に、聖公会－ローマ・カトリック合同準備委員会（the Anglican-Roman Catholic Joint Preparatory Commission）の『マルタ報告』（*Malta Report*）は、権威とペトロの首位権を、エキュメニカル対話で取り上げるべき3つの研究領域の1つに挙げていました。第1期聖公会－ローマ・カトリック教会国際委員会（ARCIC I）は、その第3の合意声明『教会における権威 I（1976年）』（*Authority in the Church I*）でこのテーマを取り上げました。この文書は、教会における権威の基盤と、教会による公会議と首位権の実践に関する共通理解を示しました。1981年、ARCICは権威に関するさらに2つの文書を公表しました。『教会における権威 I・解明』（*Authority in the Church I: Elucidation*）という標題の第1の文書は、『教会における権威 I』へのさまざまな批判に答えました。『教会における権威 II』（*Authority in the Church II*）という第2の文書は、『教会における権威 I』で示された神学的に議論すべき4つの領域を取り上げました。すなわち、ペトロに関する聖書の章句、神授の権利（*jus divinum*）、裁治権、不可謬性です。第2期（ARCIC II）で、聖公会－ローマ・カトリック教会国際委員会は権威の問題に戻り、『キリスト者の一致』に続く合意声明を公表しました。『権威という賜物（1999年）』（*The Gift of Authority*）は、司教団の文脈の中でローマ司教の奉仕職を検討し、2つの共同体が完全な交わりに達する前であっても、ローマ司教の普遍的首位権が示され、受領されることを可能にするために十分な合意に達していることを提案しました。「地域的、普遍的な、交わりとしての教会」を検討するよう指示されたARCIC IIIも、このテーマを取り上げました。最初に受領的エキュメニズムの方法を採用した、第1合意文書の『共に道を歩む—地方的、地域的、普遍的に教会であることを学ぶ（2018年）』（*Walking Together on the Way: Learning to be Church -Local, Regional, Universal*）において、それぞれの伝統は、普遍的レベルでの首位権とシノダリティを含む、それぞれの交わりの構造がどこで失敗したか、ないし機能不全に陥ったか、そして、対話のパートナーの実践から何を学びうるかを問いかけます。

20 英国聖公会－カトリック対話（ARC）もこのテーマを考察しました。ARCIC からの直接の要望にこたえて、英國 ARC は『不变性と不可謬性に関するいくつかの覚書』（*Some Notes on Indefectibility and Infallibility*）を 1974 年に作成しました。米国 ARC（ARC-USA）は 1999 年に『地方的／普遍的教会に関する合意報告』（*Agreed Report on the Local/Universal Church*）を公表しました。この報告は 5 つの「分裂をもたらす問題」を挙げていますが、それには「首位権とローマ司教」、「地方教会と普遍教会の釣り合い」が含まれます。ARC カナダ（ARC Canada）は 1992 年に短い『不可謬性に関する合意声明』（*Agreed Statement on Infallibility*）を公表しました。

21 一致に関する国際ルーテル－ローマ・カトリック委員会（International Lutheran-Roman Catholic Commission on Unity）は、これまでのところ、まれに、また、つねに他の研究領域においてのみ、この問題に言及しています⁽⁹⁾。詳細な研究はまだなされていないとはいえ、これまでに存在する対話文書は、合意点を示し、留保点を表明しながら、教皇の首位権に関する一連の重要な基盤となる声明を提示しています。多くの重要なパラグラフが『福音と教会（マルタ報告、1972 年）』（*The Gospel and the Church*）に見られます。これらのパラグラフは、論争を記述し、合意の必要と結果、また、ペトロの任務を受領するための必須条件（*sine qua non*）を述べています。歴史的に、これは、教皇の首位権の問題のいくつかの側面を扱った最初の公式のエキュメニカル対話文書であり、それゆえ重要です。『教会における職制（1981 年）』（*The Ministry in the Church*）において、同委員会は 1 つの章全体を「教会の普遍的一致のための司教の職制と奉仕」（67－73）に当てました。

22 2006 年、ルーテル－ローマ・カトリック国際対話は、このテーマに関するさまざまな地域的ルーテル－カトリック対話によってすでになされた作業を称賛し、推奨しました。実際、首位権は、アメリカ合衆国ルーテル－ローマ・カトリック対話（the Lutheran-Roman Catholic Dialogue in the United States）において、『教皇首位権に対する異なる態度（1973 年）』（*Differing Attitudes Towards Papal Primacy*）と『教会における教導権と不可謬性（1978 年）』（*Teaching Authority and Infallibility in the Church*）（これはこのテーマに関するもっとも先進的な研究の一つです）という、教皇首位権に関する 2 つの文書によって、初めて独立した研究テーマとなりました。この対話は、ペトロの奉仕職の聖書的な正当化と、「神授の権利」（*de iure divino*）として設立された教皇制の分析を行い、とくに裁治権の首位権に関するカトリック教会の人々とルーテル教会の人々の違いの実践的な帰結を探究しました。2004 年、同じ委員会は『救いのコイノニアとしての教会、その構造と職制』（*The Church as Koinonia of Salvation, Its Structures and Ministries*）という標題の合意声明を公表しました。この声明も〈コイノニア〉教会論の光の下に教会における普遍的な奉仕職について考察しています。2015 年、全米カトリック司教協議会エキュメニズ

ム・諸宗教対話委員会とアメリカ福音ルーテル教会は『途上の宣言——教会、職制、ユーカリスト』(*Declaration on the Way. Church, Ministry, and Eucharist*) という標題の宣言を公表しました。この声明は、とくに普遍的レベルでの一致の奉仕職に関して、これまでの諸文書に基づくいくつかの教会論的問題に関する合意を明らかにしています。

23 他の公式の国別対話もこのテーマを扱いました。1988年、スウェーデン・ルーテル－ローマ・カトリック対話 (Swedish Lutheran–Roman Catholic Dialogue) は、「ペトロの任務をめぐる司教の団体制」という節を含む、『司教の任務』(*The Office of Bishop*) という標題の文書を公表しました。2000年、ドイツ司教協議会とドイツ合同福音ルーテル教会の二教派作業グループ (Bilaterale Arbeitsgruppe der Deutschen Bischofskonferenz und der Kirchenleitung der Vereinigten Evangelisch–Lutherischen Kirche Deutschlands) は『聖徒の交わり——聖徒の交わりとしての教会』(*Communio sanctorum. The Church as the Communion of Saints*) という標題の文書を公表しました。この文書は、聖書的・歴史的・体系的洞察に基づいてペトロの奉仕職を考察しています。2007年、オーストラリア・ルーテル－ローマ・カトリック対話 (the Lutheran–Roman Catholic Dialogue in Australia) は、兄弟の司教の中でのローマ司教の役割に関するいくつかの考察を含む、『監督の職制——司教の任務と教会の議長』(*The Ministry of Oversight: The Office of Bishop and President in the Church*) という標題の報告を公表しました。そして、2016年、同対話は、全体がこのテーマに当てられた合同文書に合意しました。文書の標題『新たな状況におけるペトロの奉仕職』(*The Petrine Ministry in a New Situation*) は『キリスト者の一致』(UUS95) でヨハネ・パウロ二世が言及した「新しい状況」を踏まえています。スウェーデンとフィンランドのためのローマ・カトリックルーテル対話グループ (The Roman Catholic–Lutheran Dialogue Group for Sweden and Finland) も、2009年の文書『教会生活における義認』(*Justification in the Life of the Church*) で一つの節を「ペトロの奉仕職——全体と一致への奉仕」(318–328) に当てました。2017年、フィンランドのためのルーテル－カトリック対話委員会 (the Lutheran–Catholic Dialogue Commission for Finland) は『成長における交わり——教会、ユーカリスト、職制に関する宣言』(*Communion in Growth: Declaration on the Church, Eucharist, and Ministry*) という標題の報告を公表しました。この報告は一つの章を「ペトロの奉仕職」(348–355) に当てています。

24 非公式の委員会も考察に重要な貢献を行ってきました。カトリック、ルーテル、改革派の人々を含むドーブ・グループ (Groupe des Dombes) は1985年に『普遍教会における交わりの奉仕職』(*The Ministry of Communion in the Universal Church*) に関する文書を公表しました。この文書は、歴史的・聖書的・神学的観点から、交わりの奉仕職の共同的・団体的・個人的側面を強調しています。2014年、同じグループは、いくつかの章を不

可謬性の教義の解釈に当たる、『唯一の教師——教会における教導権』(One Teacher: *Doctrinal Authority in the Church*) を公表しました。2009年、『キリスト者の一致』の招きにこたえて、ファルファ・サビナ・グループ (Farfa Sabina Group) は『諸教会の交わりとペトロの奉仕職——ルーテルーカトリック教会の歩み寄り (2009年)』(Communion of Churches and Petrine Ministry: Lutheran–Catholic Convergences) という標題の文書に合意しました。この文書は、とくに「諸教会の交わり」(communio ecclesiarum) の枠組みの中で第一バチカン公会議の教えの文脈と神学的内容を再考しています。

25 改革派－カトリック対話は、ペトロの奉仕職の問題をまだ直接取り上げていないとはいえ、いくつかの章を、団体制 (『教会と世界におけるキリストの現存 (1977年)』[*The Presence of Christ in Church and World*] 102) や不可謬性の概念 (『教会の共通理解に向けて (1990年)』[*Towards a Common Understanding of the Church*] 39–42) といった関連する問題に当たる、将来、このテーマに関するより包括的な研究を行うことを提案しています (同 144)。

26 1986年、メソジスト－ローマ・カトリック国際委員会 (MERCIC) は『教会に関する声明に向けて』(Towards a Statement on the Church) を公表しました。この中で同委員会は、ペトロに関する聖書の章句、初代教会におけるローマ司教の首位権の発展、ローマ司教の裁治権、権威ある教えを検討しました。同委員会は文書『和解をもたらすキリストにおける神 (2022年)』(*God in Christ Reconciling*) でこのテーマに戻りました。同文書は、ペトロの任務が和解の障害ではなく和解をもたらす奉仕職として見なされうるかを問うています。

27 2009年、国際ローマ・カトリック－古カトリック対話委員会は、文書『教会と教会の交わり』(The Church and Ecclesial Communion) を公表しました。この文書では、一つの章が「教会の一致と真理における教会の維持のための教皇の奉仕職」に、別の一つの章が「可能な教会の交わりの形式に関する古カトリック教会の概念」に当たられています。同文書は「付録」に、ユトレヒト同盟が他のエキュメニカルなパートナーとともに作成したペトロの奉仕職に関する諸文書の抜粋を掲載しています。2016年、この文書はいくつかの付加 (Ergänzungen) によって増補されて、2017年に公表されました。ユトレヒト同盟の古カトリック教会はこれらの文書を『キリスト者の一致』に対する古カトリック教会の最初の公式応答と見なしています。全米カトリック司教協議会、ポーランド・カトリック教会、ユトレヒト同盟の会員ではなくなった古カトリック教会の『一致に関する共同宣言 (2006年)』(The Joint Declaration on Unity) は、ローマ司教の首位権の問題に関する合意がない状態にもかかわらず、初めてカトリックでない西方キリスト信者にカトリック教会の聖体拝領を認めました。

28 他の西方のキリスト教的共同体との二教派間対話は、首位権を直接取り上げないにしても、さまざまにしきたでこの問題に触れています。地方教会と普遍教会の関係を扱いながら間接的にそれに言及することによって（福音派、『教会、福音宣教、コイノニアの絆（2002年）』〔*Church, Evangelization and the Bonds of koinonia*〕30–35。ペンテコステ派、『コイノニアに関する諸展望（1982年）』〔*Perspectives on koinonia*〕82）、不一致の外観を示すことによって（バプテスト派、『教会生活における神の言葉（2010年）』〔*The Word of God in the Life of the Church*〕198。メノナイト派、『平和を造る者に共に召されて（2013年）』〔*Called Together to be Peacemakers*〕105、1009、110）、または、それを将来の作業のためのテーマとして示すことによって（ディサイブル教会、『キリストにおける交わりとしての教会（1992年）』〔*The Church as Communion in Christ*〕53d）。

29 首位権の問題は多教派間対話でも取り上げられてきました。1993年、世界教会協議会信仰職制委員会は「キリスト者の一致に関する普遍的奉仕職の問題の新たな研究を開始する」ことを提案しました（*Faith and Order Paper No. 166, 243*）。『教会の本性と使命（2005年）』（*The Nature and Mission of the Church*）という標題の草案は、教皇の首位権の問題を取り上げる必要を初めて公式に認めた信仰職制の文書です。この文書は、この奉仕職が全教会の一致に奉仕すべきであるというカトリック教会の確信を認めています。『教会—共通のビジョンを目指して』（*The Church: Towards a Common Vision*）という標題の2013年の歩み寄りの文書は、「交わりの本質的な諸要素における成長」（*TCTCV54-57*）という標題の章の終わりにこの問題を取り上げました。世界教会協議会とカトリック教会の合同作業部会は1990年に文書『教会—地方的、普遍的』（*The Church: Local and Universal*）を公表しました。この文書はとくに交わりと教皇の任務の教会法的構造を考察しています（42–47）。

30 諸教会ないしエキュメニカル団体からのいくつかの応答と論評は、これらの文書の受領のレベルを示しています。たとえば、ランベス会議（1988年）およびカトリック教会（1991年）からのARCIC Iへの公式な応答。ルーテル世界連盟ドイツ委員会の米国文書『途上の宣言』（*Declaration on the Way*）（2017年）および『成長における交わり—教会、ユカリスト、職制に関する宣言』（*Communion in Growth: Declaration on the Church, Eucharist, and Ministry*）という標題のフィンランドの報告（2019年）への応答。『普遍教会の首位権の問題に関するモスクワ総主教座の見解（2013年）』（*Position of the Moscow Patriarchate on the Problem of Primacy in the Universal Church*）という標題の、ロシア正教会聖シノドのラヴェンナ文書への応答。北米・正教会－カトリック教会神学専門委員会（the North American Orthodox-Catholic Theological Consultation）のラヴェンナおよびキエーティ文書への応答（2009年および2017年）。ARC-USAの『権威とい

う賜物』(The Gift of Authority)への応答(2003年)。ARC カナダの『ARCIC 最終報告へのバチカンの応答への応答(1993年)』(Reply to the Vatican Response to the Final Report of ARCIC) および『『権威という賜物』への応答(2003年)』(A Response to The Gift of Authority)。後者は、『義認の教理に関する共同宣言』(Joint Declaration on the Doctrine of Justification) をモデルとして、ローマ司教の権威と奉仕職に関する基本的合意を構築する共同宣言を提案しています(4.1)。

1.3. 新たな関心と積極的なエキュメニカルな精神

31 こうした応答と対話による合意の外観から、教皇の首位権の問題は、過去数十年の間に、ほとんどすべてのエキュメニカルな場で徹底的に議論されてきたと結論づけることができます。合計すると、約30の応答と50の対話文書が少なくとも部分的にこのテーマを取り上げました。神学対話と回勅『キリスト者的一致』への応答(その多くは暗示的もしくは明示的にこれらの神学対話の成果に言及しています)は、この問題を議論する際の新たな積極的なエキュメニカルな精神を示しています。教皇ヨハネ・パウロ二世は、回勅の中で、すでにこのような新たな雰囲気に言及しています。教皇はこう述べます。「何世紀にもわたる激しい抗争の後に、カトリック以外の諸教会や教会的共同体は、しだいに新しい観点からこの一致の役務を見直そうとしています」(UUS89 および注149)。信仰職制委員会の1993年の提案(上述29節参照)に言及しながら、教皇はこう述べます。「[ローマの司教の首位の座という]問題は、カトリック教会がその他の諸教会や教会的諸共同体と行っている神学的な対話の中だけでなく、さらに広く、エキュメニズム運動全体の中でも、いわば最重要課題となっています」(UUS89)。このような新たなエキュメニカルな精神に関する認識は、最近、信仰職制委員会によっても共有されました。「近年、エキュメニズム運動は、教会全体の一致に奉仕する一つの職務を論じるためのより融和的な環境を生み出すのを助けてきた」(FO 2013 TCTCV, 55)。

1.4. わたしたちの関係の神学的な解釈

32 首位権に関する神学的考察は、過去の教義的な違いにのみ関わるのではなく、わたしたちの教会の現在——すなわち、その内的発展、挑戦、関係——をも考察すべきです。カトリック教会の内的生活に関して、他の改革の諸側面の中でも、世界代表司教會議の新たな実践や、教皇フランシスコによる「ローマ司教」の称号の強調は、エキュメニカルに重要な意味をもっています。すべての次元におけるわたしたちの教会間の関係も、特別な意味で「神学的典拠」(locus theologicus)です。ヨハネ・パウロ二世が『キリスト者的一致』で述べるとおり、「兄弟としての間柄を認めることは[……]エキュメニカルな当然の礼儀のあらゆるレベルを越えるものであり、教会論のかなめの一つとなっています」(UUS42)。このことに関して、「愛の対話」と「生活の対話」を「真理の対話」の準備としてのみ理解すべきではなく、むしろそれらを、新たな教会論の展望を開くことのでき

る、神学の実践と考えるべきです⁽¹⁰⁾。教皇フランシスコがカトリック教会－東方正教会間神学対話のための合同国際委員会委員との会見で述べたとおり、「それゆえ、神学的エキュメニズムは過去に生じた教義的な違いを考察するだけでなく、わたしたち信仰者の現在の経験も考察しなければなりません。いいかえれば、〈教理の対話〉は〈生活の対話〉へと神学的に適用されなければなりません。〈生活の対話〉は、わたしたち諸教会間の地方的な日々の関係の中で発展します。この関係が眞の意味での神学の典拠（locus）となるのです」⁽¹¹⁾。教会間の関係が深まっている時にあたり、教会間の関係の生活を神学的に再解釈し、「愛の対話の神学」を発展させ、そこから総大主教アテナゴラスのものとされる言葉を実現することは、これまでにまして必要です。「教会指導者は行動し、神学者は説明する」。こうした神学的考察と見なしうる例として、次のような最近の取り組みがあります。2018年のバーリにおける教会指導者の会合、2016年に行われた教皇フランシスコ、全地総主教ヴァルソロメオスと総主教イエロニモス・イリンのレスボス島合同訪問、回勅『ラウダート・シ』における全地総主教ヴァルソロメオスの教えへの言及、2019年の教皇フランシスコと大主教ジャスティン・ウェルビー共催による南スーダンの指導者のための黙想会、2023年の教皇フランシスコ、大主教ジャスティン・ウェルビー、アン・グリーンシールズ牧師の南スーダンへのエキュメニカルな平和巡礼、また、2023年の世界代表司教会議第16回通常総会の前晩にサンピエトロ広場で行われたエキュメニカルな前晩の祈り「共に——神の民の集い」。

2. 根本的な神学的問題

33 教皇の首位権の本性と行使に関する神学的な見解は、当然のことながら、著者の教派的背景によって異なります。しかしながら、4つの根本的な問題が、方法と程度は異なるものの、一貫して改めて生じます。ペトロの奉仕職の聖書的根拠、〈神授の権利〉(jus divinum)、裁治権の首位権、不可謬性です。これら4つの問題はとくにARCIC 1976, 24、ARCIC 1981、MERCIC 1986, 39-75で挙げられました。いくつかの新たなアプローチと強調は、これらの問題が扱われる方法によって特定可能です。

2.1. 聖書的根拠

34 正教会とプロテスタントの神学は伝統的に新約における「ペトロの章句」に関するカトリック教会の解釈、とくにカトリック教会がローマ司教の奉仕職をペトロの人格と使命と直接関係づける方法に異議を唱えてきました。彼らはマタ 16・17-18 およびヨハ 21・15 以下などのいくつかの聖書箇所に関するカトリック教会の解釈をとくに疑問視しました。

2.1.1. 「ペトロの章句」の新たな解釈

35 現代の聖書釈義は「ペトロの章句」のエキュメニカルな解釈のための新たな展望を開きました (L-C US 1973, 9-13; ARCIC 1981, 2-9; Dombes 1985, 96-107; L-C Aus2016, 23-42 参照)。神学対話は新約の教派的な解釈に異議を申し立ててきました⁽¹²⁾。ドイツ・ルーテルーカトリック対話はこう述べます。現代のルター派神学において「新約のペトロ像と使徒パウロの役割に関する釈義的検討は、教会の交わりと一致のための個人的な責任の意義を新たに考えることを可能にした」(L-C Germ 2000, 183)。実際、さまざまな対話は、イエスの公生活の期間中と復活後の教会における使徒たちの中でのペトロの優位の釈義的再発見を促しました。シモン・ペトロは十二人の中で特別な位置を占めました。彼はつねに使徒の名簿の最初に挙げられ、「まず」(マタ 10・2)と呼ばれます。ペトロは最初に召し出されました (マタ 4・18、ヨハ 1・42)。時にはペトロが他の弟子たちの代弁者として示されます (マタ 16・16、使 2・14)。ペトロは復活したイエスを使徒として最初に証しした者として挙げられます (一コリ 15・5、ルカ 24・34)。ペトロは天の国の鍵を授けられます (マタ 16・18)。真の信仰の告白者であり、宣教者 (マタ 16・16、使 2章)、独自の一致の奉仕職の担い手です (ヨハ 21章、ルカ 22・32)。改革派ーカトリック国際対話も「新約において、キリストによって特別な奉仕職が十二人に与えられ、十二人の仲間の中でペトロに与えられたことが証言されている」(R-C 1977, 95)ことを認めることができました。こうした再発見に基づいて、他のキリスト者たちも、使徒たちの中でのペトロの役割と兄弟である司教団の中でのローマ司教の役割の間に指摘された類比の新たな評価を獲得してきました (LG 22 参照)。この類比によってARCIC Iは次のように述べるこ

とができました。「新約聖書の章句がローマの監督の首位権を主張するために十分な根拠を示していないことを認めながらも、この首位権が新約聖書に矛盾せず、教会の一致と普遍性に関する神の意図に属するものであると考えることができる」(ARCIC 1981, 6-7)。同じ精神において、ドイツ・ルーテルーカトリック対話は次のように認めました。「新約におけるペトロに関する声明は、初代教会が、すべての会衆に関わり、とくにその一致を促す教導的・司牧的奉仕職の任務をペトロの姿と結びつけていたことを示している。ここに、全教会のためのペトロの奉仕職について全く新たなしかたでわれわれがエキュメニカルに扱うために共に考えるという、現在の課題がある」(L-C Germ 2000, 163)。

36 カトリックの人々も、教皇の奉仕職に関するすべての教理的・制度的発展の「ペトロの章句」への時代錯誤的な投影を認め、それを避けること、また、新約におけるイメージ、解釈、モデルの多様性を再発見することを求められています。カトリックの人々は何よりもまず、ペトロに関するより包括的な理解を回復してきました。ヨハネ・パウロ二世が『キリスト者の一致』(90-91)で指摘しているとおり、ペトロはイエスによって「岩」と名づけられただけではありません(マタ 16・18、ヨハ 1・42、マコ 1・42)。ペトロは宣教する漁師です(ルカ 5章、ヨハ 21章)。証人また殉教者です(一コリ 15・5、ヨハ 21・15-17、一ペト 5・1参照)。キリストによって叱責され、パウロに反対された、弱い人間であり、悔い改めた罪人です(マコ 8・33、マタ 16・23、マコ 14・31、66-72、ヨハ 21・15-17、ガラ 2・5)。ヨハネ・パウロ二世はこう結論づけます。「まさにこうして、ペトロの人間としての弱さから、彼の教会での特別な役務は、全面的に恵みに依存していると宣言されるのです」(UUS91)。

37 カトリックの人々は、「ペトロの章句」、とくにマタ 16・17-19 のさまざまな解釈を新たに自覚しました。ドーブ・グループが示したとおり、「3世紀初めに教父文書に現れた時から、マタ 16・17-19 の諸解釈は多様である。これらの解釈は、イエスからペトロに向けて述べられたこの言葉を、その信仰のゆえにすべてのキリスト者に当てはめたり、すべての使徒とその後継者である司教たちに当てはめる。最終的に使徒ペトロの人格に当てはめることもある。それは、ペトロが教会の基盤とされたため、ないしは、彼の信仰告白が教会の基盤であるためである。しかし、教会がその上に築かれた最初の石はキリストご自身であることを忘れてはならない」(Dombes 1985, 96)。マタ 16・17-19 のエキュメニカルな解釈は、これらの解釈に反対するのではなく、教会の信仰告白の3つの相補い合う次元を明らかにします。すなわち、共同体的次元、団体的次元、個人的次元です(id., 103)。

38 カトリックの人々は新約におけるリーダーシップの多様性を再発見しました。なぜなら、「司牧上の指導の責任はペトロに限定されたのではない」(ARCIC 1981, 4; ARCIC

2018, 34 も参照) からです。たとえば、マタ 16・19 でペトロについて用いられた「結び、解く」という表現は、マタ 18・18 でキリストのすべての弟子への約束に再び現れます。同じように、教会がその上に築かれる土台はマタ 16・18 でペトロに関連づけられますが、他のテキストでは使徒団全体にも関連づけられます(たとえばエフェ 2・20) ペトロが聖霊降臨において代弁者であったとはいえ、全世界に福音を告げ知らせるという任務は、それ以前に復活したキリストによって十一人に与えられていました(使 1・2-8)。さらに、ペトロだけが初代教会で「一致の奉仕職」を果たしたのではありません。パウロは、彼が宣教活動を拡大した地域、とくに異邦人の間で同じような任務を果たしました。これは「すべての教会への気遣い」(二コリ 11・28。ガラ 2・7-8、一コリ 9・1 も参照) と表現されます。主の兄弟ヤコブも、共同書簡の中でディアスボラの十二部族に挨拶します(ヤコ 1・1)。さらに、新約は、パウロによって「教会の柱」(ガラ 2・9) と呼ばれたペトロ、ヤコブ、ヨハネの間の協力と共同の決定や、他の使徒と共同体の指導者に言及します(ガラ 2・7-9、一コリ 9・1、使 15・2)。

39 最後に、カトリックの人々はペトロの奉仕職の継承可能性という問題に関する他の見解にも直面してきました。いくつかの神学対話は「新約聖書はペトロの指導的地位の継承について明確な記録を載せていないし、また使徒的権威の継承という一般的な問題についてあまり明白には記していない」(ARCIC 1981, 6) ことを認めました。使徒言行録の最初の数章においてエルサレム教会が母教会として登場しているならば、「新約はいかなる箇所においてもエルサレム教会から他の教会が母教会を引き継いだとは述べていない。ペトロとパウロの教会、すなわちローマの首位権は、新約以降のことがらである」(Dombes 1985, 117; ARCIC 2018 35 および 42 も参照)。

2.1.2. 「エピスコペー(監督職)」ないし普遍的レベルでの「監督の務め」

40 いくつかの対話は、使徒たちの中でのペトロの特別な位置を認めつつも、権威に関する考察をより広い〈エピスコペー(監督職)〉という聖書的概念の上で行うことを優先的に選択しました。このアプローチは、首位の司教職や、普遍的なレベルでの首位の司教職のはっきりとした行使が認められる前に、〈エピスコペー(監督職)〉の奉仕職を行使したすべての人々によって共通に認識されたことを強調します(ARCIC 1981 5, 19 参照)。ARCIC I は次のことを認めます。「諸教会のコイノニアに仕える監督職には首位権と会議制の相互補完的両面があるというこの根本形態が全教会的な規模においても実現される必要がある」(ARCIC 1976, 23)。「教会生活の差し迫った必要は、全教会に対応するエピスコペーを、そのため特別に、行使することを求めている。新約聖書に見られるパターンでは、十二使徒の一人が、他の者を強め、彼らがその使命に忠実に、そして相互の調和のうちにとどまるように、イエス・キリストによって選ばれている」(ARCIC 1999, 46)。同じ概念が改革派-カトリック国際対話でも用いられました。「われわれは地方レベル(各会

衆における司牧的配慮のため)、地域レベル(会衆どうしの連携のため)、普遍的レベル(諸教会の超国家的な交わりの指導のため)で教会における〈エピスコペー〉の必要性に合意する」。一方で、同対話は、「これらのさまざまなレベルで誰が〈エピスコポス〉と見なされるのか、また、〈エピスコス〉の任務ないし役割は何かに関して、われわれの間に相違がある」(R-C 1990, 142)ことを認めました。

2.1.3. 〈ディアコニア〉としての権威

41 現代の教義に基づいて、さまざまな神学対話は、権威と奉仕が密接に関連することを強調します。ARCIC が述べるとおり、「イエスが教えておられるとおりに真に指導することは、他人を支配することではなく他人に奉仕することであるということに応じて(ルカ 22・24 以下)、兄弟たちを力づけるというペトロの役割(ルカ 22・32)は、奉仕によって実現される指導である」(ARCIC 1981, 5)。正教会ーカトリック国際対話も次のように述べます。「キリストの名において、聖靈の力によって教会の中で行われる権威の行使は、そのあらゆる形態とレベルにおいて、奉仕(ディアコニア)でなければならない」(O-C 2007, 14)。当然のことながら、「イエス・キリストはこの『いちばん先』であることを奉仕(ディアコニア)と結びつける。『いちばん先になりたい者は、すべての人の後になり、すべての人に仕える者になりなさい』(マコ 9・35)」(O-C 2016, 4; UUS88 も参照)。

42 したがって、権威は、キリストの十字架と〈ケノーシス〉の神秘と分かちがたいしかたで結びついています。聖エイレナイオス・グループが述べるとおり、教会における権威は「十字架の力に基づく神の民への奉仕」として理解されなければなりません。なぜなら、「教会における権能の使用は、十字架につけられたキリストの模範に従って、他者への支配の手段としてではなく奉仕として行使されるときに(マコ 10・42-45 並行、ヨハ 13・1-17 参照)初めて意味あるものとなる」からです。この奉仕は、「さまざまなレベルでの共同体への説明責任の務め」も含みます。この意味で、権威の行使は「自己放棄(〈ケノーシス〉。フィリ 2・5-11、マタ 28・8-12 参照)を進んで実践することを含む奉仕として」キリストのケノーシスの模範に倣うものでなければなりません(St Irenaeus 2018, 13)。

2.1.4. 「ペトロの任務」

43 米国ルーテルーカトリック対話は、新約の中にローマ司教の奉仕職の直接の根拠を見いだすのが困難であることを考慮しながら、特定の座ないし人格と必ずしも結びつかない、「ペトロの任務」(Petrine function) という一般的概念を導入しました。「ペトロの任務」は、「教会全体に関して、ある個人、役職者、ないし地方教会によって行使される奉仕職の特定の形態」と定義されます。「奉仕職におけるこのペトロの任務は、一致の象徴化、コミュニケーション、相互の助け合いないし矯正の推進、教会の宣教における協力によっ

て、教会の一致を促進する、ないし保つことに仕える」(L-C US 1973, 4)。米国ルーテルーカトリック対話は、新約においてペトロと結びついたイメージに関して、次のように述べます。「これらのイメージの〈軌跡〉をたどると、初期のイメージから後代のイメージへの発展を示すしを見いだす。このイメージの発展は、後代の術語としての意味での首位権を構成するものではないが、その後の教会で好まれた要素によって形成された、首位権へと向かう方向づけの可能性を見いだすことができる」(L-C US 1973, 13)。

2.1.5. 教父の伝統における「ペトロの章句」

44 いくつかの神学対話は、ローマ司教の首位権は「生きた伝統から切り離された聖書から確立することができない」ことを明らかにしました。生きた伝統は、きわめて早い時期から、ローマの司教座が特別な地位と役割をもつことを認めていました (MERCIC 1986, 55 参照)。アメリカ合衆国ルーテルーローマ・カトリック対話は、この地位と役割が「二つの平行する傾向」の収斂に依存することを強調しました。「新約に続く時期に、二つの平行する発展の傾向が、当時の諸教会の中でローマ司教の役割を強化しようとした。一つは、使徒的共同体から生まれたいくつかのペトロのイメージの継続的な発展であり、もう一つは政治的・文化的・宗教的中心としてのローマの重要性から生じた」(L-C US 1973, 15)。帝国の首都として、キリスト教の世界規模の宣教にとってのローマの戦略的重要性は、すでに新約時代に認められていました (使 19・21、25・25 参照)。それゆえ、パウロが福音宣教においてローマ教会の支援を求めたことから示されるとおり、ローマのキリスト教共同体は急速に重要になりました (MERCIC 1986, 52 参照)。ペトロとパウロの墓所がある場所としてのローマの卓越性は、ローマの司教座を独自の重要性をもつ使徒的教会として確立しました。ARCIC が述べるとおり、「ペトロとパウロが教え殉教したローマの教会は、諸教会群の中でユニークな責任を持っていると認められるようになった。その監督は諸教会の一致と関連して、また使徒伝来の遺産を忠実に守ることに関連して、特別な奉仕を行うとみなされていた。このように他の監督たちの間でローマの監督は、聖書がペトロに帰している機能に類似する機能を行使した。このローマの監督がペトロの後継者であると主張されたのである」(ARCIC 1981, 6)。

45 西方教会において、3世紀初頭から、ローマでのペトロの殉教と埋葬は、「ペトロの章句」をローマ司教に適用する根拠となりました (テルトゥリアヌス『慎み深さについて』[*De Pudicitia* 21]、『異端者への抗弁』[*Præscriptionibus adversus Hæreticos* 22.4] 参照)。ドーブ・グループによれば、「ペトロの役割を強調する聖書箇所への言及は、初代教会において、主要な実践と比較して二次的な現象として現れる」(Dombes 1985, 22)。レオ1世(440-461年)において、すでに一部の彼の前任者によって示唆されていた、ローマ司教とペトロのイメージの相関関係は、完全に明確化しました。レオによれば、ペトロは信仰を宣べ伝える自らの務めをローマ司教を通じて継続します。そして、他の教会に対

するローマの優位性はペトロの後継者たち、すなわちローマ司教におけるペトロの現存に由来します（レオ『書簡 98』[*Epistula 98*] 参照）。一部の人は、この確信が、レオのフランビアノスに宛てた『教書』（*Tomus*）を承認することによって、カルケドン公会議で司教たちによって支持されたと見なします。「これが父祖たちの信仰である。これが使徒たちの信仰である。これがわれわれ皆の信仰である」（MERCIC 1986, 53 に引用）。他の人々は、レオの『教書』が受け入れられたのは、アレクサンドレイアのキュリロスの教えと、すなわち、使徒と教父の伝統と、一致すると見なされたためだと考えます。「公会議も注意深くレオのキュリロスへの同意を強調した。『レオは敬虔かつ真実に教え、キュリロスも同じように行つた』」（St Irenaeus 2018, 7.6）。にもかかわらず、この時から、ローマの司教座の特別な地位と役割を理解するうえでカトリック教会にとって決定的な要素となったのは、ローマ司教とペトロの関係でした。「レオの『ペトローローマ』教会論は、その後の『カトリック』教理の方向づけにおいて決定的な役割を果たすことになる」（Dombes 1985, 26）。正教会－カトリック国際対話は、この神学的発展を次のように記述します。「西方において、ローマの司教座の首位権は、とくに 4 世紀以降、使徒たちの中でのペトロの役割との関連で理解された。司教団の中でのローマ司教の首位権は、しだいに、ローマ司教が使徒たちの第一の者であるペトロの後継者であるがゆえに、ローマ司教に属する特権として解釈されるようになった。この解釈は東方では採用されなかった。東方教会はこの点について聖書と教父に関する異なる解釈をしていたからである」（O-C 2016, 16）。ドイツ・ルーテル－カトリック対話は、西方教会におけるこの発展を簡潔に捉えています。「地方的原則（*sedes apostolica*）に代わって、個人的原則（*successor Petri*）が現れる」（L-C Germ 2000, 168）。

46 実際、正教会は、〈タクシス（序列）〉におけるローマの第一の地位を認めながら、そのペトロとのつながりは、通常、さほど教理的に重視しません。この立場は、北米・正教会－カトリック対話の声明に反映されています。「ローマは、ペトロの伝統との関連なしに第一の座として承認された」（O-C US 2017）。正教会は通常、カルケドン公会議の第 28 条に基づいて、ローマの首位権の政治的根拠を強調します。カルケドン公会議は「教父たちは、正当にも〔……〕それが帝国の都市であるがゆえに、古来のローマの司教座に特権（*presbeia*）を認めた」（O-C 2016, 注 11 参照）。実際、正教会の一部が反対しているのは、ローマ司教の首位権でも、新約におけるペトロの首位権でもなく、カトリックの教えにおける両者の融合なのです。

47 多くの点で西方の理解と一致している、シリアの伝統における「ペトロの章句」の解釈にとくに注目しなければなりません。なぜなら、ペトロはアンティオケイアとローマに教会を設立し、それゆえ、両教会の司教がペトロの後継者と見なされるからです。カトリック教会とマランカラ・シリア正教会の対話委員会は、『司教制とペトロの奉仕職に関する

る合同声明（2002年）』（*Joint Statement Regarding Episcopacy and Petrine Ministry*）の中でこう述べました。「聖書と聖伝に従えば、イエスはペトロに特別な奉仕職をゆだねた。イエスはペトロにケファ（岩）という名を与えることによって、ペトロを十二使徒の頭、代表者、代弁者とした。ペトロとその後継者は普遍的レベルにおける一致の奉仕職を与えられている。カトリック教会においてこの奉仕職はローマ司教によって行使され、シリア正教会においてはアンティオケイア総主教によって行使される。シリア正教会によれば、ペトロの後継者であるアンティオケイア総主教は、一致の目に見える象徴であり、普遍的なシリア正教会を代表する」（同4）。

2.2. 神授の権利（*De iure divino*）

48 第一バチカン公会議は、ローマ司教の首位権が〈神授の権利として〉（*de iure divino*）制定され、それゆえ教会の本質的かつ不可逆的な構造に属すると教えました（“*ex ipsius Christi Domini institutione seu iure divino*”, *Pastor æternus* II）。他の教会は伝統的にこの〈神授の権利として〉（*de iure divino*）の制定に異議を唱えるか、それを拒絶してきました。東方教会は、ローマ司教に属する栄誉の首位権を認めながら、この首位権は歴史的発展の産物と考えてきました。たとえば、14世紀の神学者ニコラオス・カバシラスを引用しながら、モスクワ総主教座は2013年に次のように述べました。「ローマ司教に与えられた栄誉の首位権は、神ではなく人間が制定したものである」（*Position of the Moscow Patriarchate on the problem of primacy in the Universal Church*, 4）。同じように、教皇の首位権を無条件に認めないプロテスタント神学者は、その制定を「人法による」（*de iure humano*）ものと考えます。なぜなら、それは聖書に根拠をもたないからです。たとえば、フィリップ・メランヒトンは次のように論じます。教皇が「福音を認める」なら、教皇権の「司教に対する優位性は」〈人法によって〉（*iure humano*）与えられうると（L-C US 2004, 74; L-C Aus 2016, 71 参照）。現代のエキュメニカルな考察は、こうした伝統的な対立を乗り越えるためのいくつかの新たな可能性をもたらしました。

2.2.1. 解釈学的な解明

49 いくつかの神学対話は「神授の権利（神法）」（*ius divinum*）という語の意味について考察してきました。アメリカ合衆国ルーテルーカトリック対話のカトリック側の参加者は、次のように述べました。「初期の世紀においては、この語は第一に、イエス自身の正式な行為による制定と、第二に、新約ないし使徒の時代に遡ると信じられる何らかの伝統によるこの行為の証明を含むと、きわめて一般的に考えられてきた」。それゆえカトリック側の参加者は次のことを認めることができます。「『神授の権利』はこうした意味を帯びるようになったために、この語は教皇制の神的な制定に関してわれわれが信じていることを適切に伝えていない」（L-C US, 1973）。後の文書の中で、同委員会は次のように述べます。「神法と人法のカテゴリーは再検討され、救いのコイノニアへの奉仕としての奉仕職の

文脈に位置づけられる必要がある」(L-C US 2004, 74)。ARCIC I が述べるとおり、〈神授の権利〉(ius divinum) は「永久的制度としての全教会的首位権がイエスによって直接地上の生活中に設定されたという意味に取る必要はない。さらにその表現は、全教会的首位権者が、まるでキリストによる救いは、彼という水路を通らなければならないかのように、『教会の泉』であるということを意味しているのではない。むしろ彼は教会のために神が望んだ目に見えるコイノニアのしるしであり、多様性における一致を実現するための手段であるべきである。全教会的首位権者を、このように監督団の中と全教会の交わりの中に位置づけるときにこそ、その首位権を、『神授の権利』という表現で表すことができる」(ARCIC 1981, 11)。ARCIC I に対する 1991 年のカトリック教会の公式の応答はこの理解に関して留保を表明しているとはいえ、教皇庁教理省は 1998 年に同様の定式を用いて、「相互に関連し合い、切り離すことのできない司教制と首位権は、神的に制定されたものである」(『教会の神祕におけるペトロの後継者の首位権』6 [*The Primacy of the Successor of Peter in the Mystery of the Church*]) と述べます。

50 同様に、古カトリック－カトリック対話はこう述べます。「『ペトロの任務』によって、地方教会によって指導され、それぞれの司教によって代表される一致と宣教とシノダリティに奉仕するために、教皇によって普遍的展望の下に行使される奉仕職を意味するなら、古カトリック教会の神学も、以上で示唆された意味での『神授の権利』という（自分たちにとって異質な）用語によって意味されたことに、事実上、同意することができるかもしれない（A-RC/Authority II, 10-15 も参照）」(OC-C 2009, 47)。

51 教会の〈存在〉(esse) と〈適切な存在〉(bene esse) の区別を用いながら、国際ルーテル－カトリック対話は 1972 年に次のように述べました。「カトリックの人々とルーテル教会の人々の間で論争の的のままになっている〔……〕問題は、教皇の首位権が教会にとって必要であるか、ないし、それが根本的な可能な任務のみを表すかということである」(L-C 1972, 67)。ファルファ・サビナ・グループは、教会存在そのものに必要な問題と、教会一致のために必要な問題を区別しながら、同じような考えを表明しました。「ここに、もう一つの区別がきわめて重要なものとなりうる。すなわち、〈教会の存在そのもののために〉必要なことと、〈教会の一致のために〉必要なことの区別である。確かに、このような教会の〈存在〉と〈一致〉の間の区別は困難も引き起こす。なぜなら、一致は教会の本質的な属性に属するからである。一致は教会の存在そのものに属するのである。しかし、現代のエキュメニズムにおいて明らかにされた首位権の形態への新たな開きは、このような区別を行うことをわれわれにほとんど要求する」(Farfa 2009, 124)。

2.2.2. 〈神授の権利による〉(de iure divino) と同時に 〈人法による〉(de iure humano) か
52 解釈学的解明は、〈神授の権利によって〉(de iure divino) と 〈人法によって〉(de

iure humano) の間の区別を新たな観点で考察するための助けとなりました。国際ルーテルーカトリック対話は『マルタ報告』の中で 2 つの概念がこれまであまりにはっきりと区別されてきたことを指摘しました。「教会の本性の新たな理解との関連において教会の歴史性をいっそう自覚するようになったことは、現代において〈神法〉(ius divinum) と〈人法〉(ius humanum) の概念を新たに考察することを要求する。〔……〕〈神法〉(ius divinum) を〈人法〉(ius humanum) と適切に区別することは決してできない。〈神法〉(ius divinum) はつねに特定の歴史的形態によって媒介されたものとしてのみ存在する」(L-C 1972, 31)。アメリカ合衆国ルーテルーカトリック対話によれば、教皇の首位権は〈神授の権利による〉(de iure divino) と同時に〈人法による〉(de iure humano) ものです。それは教会に対する神のみ旨であるとともに、人間の歴史によって媒介されます。そのため、教皇の首位権は神学的に妥当であると同時に、適用に開かれています。ルーテル教会側の参加者の考察では、次のように述べられます。「しかしながら、一連の注意深い歴史的探究を通して、われわれの議論の中で次のことが見いだされた。〈神授の権利によって〉(de iure divino) と〈人法によって〉(de iure humano) の間の伝統的な区別は、教皇制に関する現代の議論にとって使用可能なカテゴリーを提供しない。一方で、ルーテル教会の人々は、普遍的奉仕職の行使を単なる任意のものであるかのように扱うことを望まない。教会が福音における一致の推進に必要な制度的手段をもつことは、神のみ旨である。他方で、ローマ・カトリック教会の人々は、第二バチカン公会議の結果、教皇の首位権を行使するための多くの方法があることを自覚している」(L-C US1973, 35)。

53 同様に、正教会ーカトリック対話は、時として教会生活における単なる制度的ないし法的なものと見なされた諸要素の神学的な重要性を再考しました。キエーティ文書が次のように述べるとおりです。「神は歴史の中でご自身を啓示する。つねに神学的な側面をもつ、教会の典礼、靈性、制度、教会法の歴史の神学的解釈を共同で行うことはとくに重要である」(O-C, 2016, 6)。実際、教会は神的であるとともに人間的なものなので、その制度と教会法は、組織的ないし規律的な価値をもつだけでなく、聖靈の導きの下における教会生活の表現です。これらの制度の中で、首位権とシノダリティは教会の本性そのものに属します。聖エイレナイオス正教会ーカトリック合同作業グループが次のように述べたとおりです。「首位権とシノダリティは教会統治の任意の形式ではなく、教会の本性そのものに属する。なぜなら、両者はともにあらゆるレベルで交わりを強め深めるためのものだからである」(St Irenaeus 2018, 16; 意義深いことに、第二バチカン公会議は、団体制が「キリストの制定と命令」に根ざしていると教える。後述 66 節参照)。

54 ARCIC も〈神授の権利による〉(de iure divino) という伝統的な概念を「神の摂理の賜物」ないし「教会における聖靈の導きの効果」として解釈することにより、教理的な歩み寄りを確立しようと試みました。「それでもときどき、聖公会のある神学者たちは、状況

が変われば、聖公会の諸教会がローマの首位権が発展してきたことを神の摂理の賜物として、言い換えると教会の中での聖霊の導きの効果として認めることができるかもしれない」と主張した。第一バチカン公会議が用いた『神授の権利』という表現を以上のように解釈するならば、首位権が神授の権利 (iure divino) であるという主張と首位権が神の摂理 (divina providentia) によって発生したという主張との間に実質的に相違がないのではないかと問うことができる」(ARCIC 1981, 13)。〈交わり〉 (communio) の教会論の文脈において、ARCIC は次のように結論します。「過去において、ローマの監督が神授の権利として全教会的首位権を有しているというローマ・カトリック教会の教えは、聖公会の人々によって受け入れられない者とみなされていた。しかしながらローマの監督の首位権は、われわれ双方の伝統と両立するような意味で全教会的コイノニアのための神の計画の一部であると主張できるとわれわれは信じている」(ARCIC 1981, 15; 1988 年のランベス会議はこの理解を承認した。解決 8、第 3 点参照)。

2.2.3. 「教会の必要性」 (necessitas Ecclesiae) ——神学的本質と歴史的偶然性

55 部分的にはエキュメニカルな考察のおかげで、〈神授の権利による〉 (de iure divino) と〈人法による〉 (de iure humano) の区別は、首位権に関する神学的本質と歴史的偶然性の区別に大部分、取って代わられました。教皇の首位権がどれほど歴史的挑戦、命令、指令、あらゆる種類の（たとえば教会的、政治的、文化的）脅威によって深く規定されてきたかを考察することにより、教皇の首位権の本質と、その偶然的な歴史的様式化ないし形成の間にはっきりとした区別を行うことができ、また、しなければならなくなりました。教皇ヨハネ・パウロ二世は、『キリスト者の一致』の中で、「首位の権限の本質は何も損なわないで、しかもなお、新しい状況に対応できる何らかの形式を見いだしてほしい」 (UUS95) という要望を受け入れたときに、この区別を表明しました。教皇庁教理省は『考察』の中で、この招きにこたえて定式化を行い、この区別を次のように説明しました。「首位権の行使の具体的な内容は、その究極的な目的（教会の一致）の時代と場所に対する適用を忠実に表現するかぎりにおいて、ペトロの奉仕職を区別する。この具体的な内容の程度の大小は、あらゆる時代において〈教会の必要性〉 (necessitas Ecclesiae) に依存する」(『教会の神秘におけるペトロの後継者の首位権』 12 [The Primacy of the Successor of Peter in the Mystery of the Church])。

56 キリスト者の一致が主要な「教会の必要性」の一つなら、この必要性に従うために教皇の首位権をどのように行使することができるでしょうか。何が〈神授の権利による〉 (de iure divino) 秩序に属し、何が偶然的なものと見なされるのでしょうか。「一致の奉仕職もまた『ペトロの奉仕職』によって定義される。キリストの教会における永続的な要素としてのこの奉仕職は、初期の時代以来、尊敬と生きた表現を見いだしてきた。にもかかわらず、歴史の経過の中で、この表現の特定の構造と形式に関して論争が生じた」 (L-

C Germ 2000, 153)。実際、多くのエキュメニカルな問題、恐れ、不満は、おもに教皇の首位権の偶然的な、それゆえ可変的な特徴と関わるもので、もともとは教会史の特別な時代における真の必要にこたえるものだった、教皇の首位権の一部の特徴は、その起源となる理由が消滅した後も存在し続けました。「ローマ・カトリック教会が、教皇とカトリック以外の教会の交わりの形式の可能性を見いだすかどうか、また、どの程度見いだすかという問い合わせをさらに提起しなければならない。その際、一致に関するペトロの奉仕職の本質は、中世以来、とくに近代において規範的なものとして示された形式とは異なる教会法的形式において保たれる」(L-C Germ 2000, 200)。同じことは、教皇の首位権を教会生活のさまざまな領域に拡大することについてもいえます。かつて首位権のさまざまな教会問題への広範な拡大を多かれ少なかれ正当化した歴史的事情は、変化した可能性があります。それゆえ「首位権という職務の本質と、それが存在してきた、ないしそれが現在行使されているある特定の枠組みとを区別することが重要である」(FO 2013 TCTCV, 56)。最後に、「記憶の癒やし」において歴史的探究は不可欠の手段です。多くの「傷」は、その神学的本質よりもむしろ、首位権を行使する偶然的な方法と、個人的な失敗とおもに関連している可能性があります。要するに、エキュメニカルな諸文書は、さまざまな地域と時期における首位権の行使に影響を与えた歴史的条件にいっそう注目し、それを評価することを求めていきます。実際、「東方と西方の教会はともに、方法と程度は異なりながらも、教会のリーダーシップと世俗権力およびその制度を混同する誘惑にしばしば直面してきた」(St Irenaeus 2018, 5.4) のです。

2.3. 第一バチカン公会議による、裁治権の首位権と教皇の不可謬性の定義

57 中世以来、カトリック神学者たちは、教皇の奉仕職は〈神授の権利による〉(de iure divino) 奉仕職であると主張しました。この教皇の奉仕職の理解と密接に関連しているのが、教皇の普遍的裁治権と不可謬性に関する教理です。これらの教理は第一バチカン公会議のはるか以前のカトリック教会の教えに遡ることができます。たとえば、アメリカ合衆国ルーテルーカトリック対話が述べたとおり、「フィレンツェ公会議はその『ギリシア教会とラテン教会のための合同教令(1439年)』において第一バチカン公会議のそれと近い用語で教皇の首位権の教理を提示した」(L-C US 1973, 19)。トリエント公会議以降の時代に発展した、普遍的裁治権の教理は、「ユニアティズム」(uniatism) (後述131節参照) の現象の教会論的な必要条件の一つと見なすことができます。同様に、1854年の教皇ピウス9世による無原罪の御宿りの教義の宣言は、すでに教皇の不可謬性の行使を暗示しています。しかしながら、裁治権の首位権と教皇の不可謬性の教理は、まだ教義として定義されてはいませんでした。

58 第一バチカン公会議は『パストール・エテルヌス』(Pastor æternus) で、これらの教理を教義として宣言することによって、新たな状況を生み出しました。これらの教義的定

義は、教皇制に関して他のキリスト者にとっての重大な障害となりました。「カトリック教会の人々にとって、ローマ司教と信仰と秘跡における交わりを保つことは、完全な意味で教会であると見なされるための必要な基準と考えられた。これに対して、正教会とプロテスタント教会にとって、新約と初期キリスト教諸文書においてわれわれに示された教会像ともっとも齟齬するのは、まさに、教えと教会生活における権威に対する教皇の歴史的主張である」(O-C US 2010, 2)。

59 第一バチカン公会議の〈再読〉(relecture) ないし再受領に対する一部の神学者の呼びかけに従って⁽¹³⁾、いくつかの地方的な非公式の神学対話——たとえば、ドーブ・グループ(1985, 82–84; 2014, 196–206)、アメリカ合衆国ルーテルーカトリック対話(2004, 209–217)、ファルファ・サビナ・グループ(2009, 62–124)、オーストラリア・ルーテルーカトリック対話(2016, 130–134)、聖エイレナイオス・グループ(2018, 10.1–10.13)は、第一バチカン公会議の再読を行いました。それはこの公会議のより完全な理解への新たな道を開きました。この解釈学的なアプローチは、第一バチカン公会議の教義声明を、独立したものとしてではなく、福音と伝統全体の光の下に、またその歴史的文脈において解釈することの重要性を強調します⁽¹⁴⁾。普遍的裁治権と教皇の不可謬性の教理は二つの別々の問題であるとはいえ、にもかかわらず、それらはこの節で一緒に取り上げられます。なぜなら、これらは同じ公会議によって定義されたものだからです。

2.3.1. 第一バチカン公会議への解釈学的なアプローチ

a. 第一バチカン公会議の歴史的文脈

60 第一バチカン公会議はその歴史的文脈の枠組みの中で理解されなければなりません。ファルファ・サビナ・グループ(2009, 106)、ドーブ・グループ(2014, 198)、聖エイレナイオス・グループ(2018, 10.1–10.6)、そして国際正教会－カトリック対話(O-C 2023, 3.5)はすべて、19世紀にカトリック教会がさまざまな課題に応答していたという事実を考察しました。教会論的には、ガリカニスムが、国家教会の自律性を強調することによって、公会議主義の概念を再生させました。政治的には、教会は帝国教権説(regalism)（国家による教会支配の増大）と反教権主義的な自由主義の影響の増大の挑戦を受けていました。知的には、合理主義と近代科学の発展が信仰に関する伝統的な定式に疑問を投げかけていました。これらの課題への反動により、また、その対抗手段として、ウルトラモンタニズムが、教皇の指導力と、現代の主権的政治体制をモデルとした、より中央集権的な教会を造り出すことを推進しました。このような文脈で「司教の大多数は、強化された教皇制のうちに、教会の自由の保護と、より一般的には、近代世界に対して一致の力を見いだした」(Farfa 2009, 106)のです。

61 事態をより複雑なものとした要因は、1870 年の普仏戦争の勃発の結果、公会議が中断されたことです。それは公会議の教会論の不均衡をもたらしました。公会議は当初の教皇制に関する教会論的な文書の先に進むことができず、それゆえ、教会の神祕を全体として扱いませんでした (O-C 2023, 3.5 参照)。教会における司教の問題、その任務と権利は、第二バチカン公会議まで、詳細に議論され、教会的な教理として定式化されませんでした。そのため、ファルファ・サビナ・グループは次のように述べます。「第一バチカン公会議の成果は第二バチカン公会議の声明に照らして解釈されなければならないという解釈学的規則は、これらの歴史的事実に即している。こうして 1870 年に完成された内容は保存される一方で、同時に、より複雑な文脈の中で見いだされる」 (Farfa 2009, 116)。

b. 意図と表現の区別

62 もう一つの重要な解釈学的原理は、第一バチカン公会議をその意図に照らして解釈することです。聖エイレナイオス・グループが述べるとおり、「教義の解釈学は、教義の定式（「いわれたこと」）と意図された声明（「意味されたこと」）を区別しなければならないことに注目させる」 (St Irenaeus 2018, 3)。第一バチカン公会議は、「普遍教会の古代からの変わることのない信仰に従って」 (『パストール・エテルヌス』 [Pastor æternus (PA)序文、DH 3052])、すなわち、「諸公会議の決議と聖なる諸教令に含まれている」 (PA III, DH 3059) 形で、その決議が理解されることを望みました。この公会議とは、とくに「西方と東方の教会が信仰と愛のうちに一致していた公会議」 (PA IV, DH 3065) です。それゆえファルファ・サビナ・グループは、特定の文脈と言語によって条件づけられた〈言明可能なもの〉 (enuntiabile) と、第一バチカン公会議の教義的定義の〈実質〉 (res) を区別することを求める。 「定義そのものとそれが定義するものは〈言明可能なもの〉 (enuntiabile) であるが、信仰の行為は、この〈言明可能なもの〉に対してではなく、それによって意図されるものに向けられる。すなわち、それによって意図されたものである〈実質〉 (res) における、その意味に向けられる」 (Farfa 2009, 178)。「このような区別がなされるなら、不可謬性の教義と裁治権の首位権の意味は次のように客観的に確定される。(1) それが脅かされている場合においてキリスト教信仰の根本的な問題における教会の一致を保証する助けとなること。(2) あらゆる社会制度における福音の告知の自由と教会職の自由な任命を保証すること」 (id, 179)。

63 ファルファ・サビナ・グループは、この区別に基づいて、次のように結論づけることができました。「新たな歴史的探究の結果、今や実際に、第一バチカン公会議が実際に意図した意味を、当時優勢だった状況の下でそれが表明された方法から区別することができる。しかしながら、有力な、過去の両教義の拡大解釈を推進したのは、この様式、すなわち教理の定式化の方法であった。第一バチカン公会議は、最初の千年期の伝統を否定・拒絶する意図をもっていなかった。すなわち、相互にコミュニケーションを行う諸教会のネットワークと

しての教会である。当然のことながら、教皇の奉仕職に関する意見の不一致が克服されたと述べるのは時期尚早かもしれないが、第一バチカン公会議の新たな解釈は、ルーテル教会の人々や他の人々が公会議の諸定義の新たな評価に達することを可能にする」(id, 259)。

c. テキストと解釈の区別

64 さらに、カトリック教会の教導職による諸決議のその後の解釈は、第一バチカン公会議の教えの適切な解釈にとってきわめて重要です。実際、「歴史的探究は、第一バチカン公会議が受容されたしかたの多くのもの、とくにその拡大解釈が、公会議の定義に忠実でなかつたことを見いだすように導く。[……] この、元来の意図とその後の受容の違いを意識したときに初めて、その後の護教的な態度を克服することが可能になる」(St Irenaeus 2018, 10.10) のです。

65 歴史的に、1875年の「ビスマルク回状に対するドイツ司教団の応答」はきわめて重要です。なぜなら、それは、公会議を招集したピウス9世によって、公会議の真正な解釈として受け入れられたからです。この応答によれば、教皇の裁治権の首位権は司教の通常教導権を縮小するものではありません。なぜなら、司教職は教皇の任務と「同じ神的制定に」基づくからです。不可謬性について、この応答は、それが「教会一般の不可謬の教導職とまさに同じ領域に」及んでおり、「聖書と伝統の内容、および、教導職によってすでに採択された教理的決定に拘束される」(Farfa 2009, 104; St Irenaeus 2018, 10.8; O-C2023, 3.6 参照) ことを指摘しました。

66 しかし、何よりもまず、第一バチカン公会議は、第二バチカン公会議の教えに照らすことによって初めて正しく受領されることが可能です。第二バチカン公会議は、第一バチカン公会議で未解決のままにされた問題、とくに、司教職をどのように理解するか、また、司教職はどのように教皇の奉仕職と関連づけられるかという問題を扱いました。第一バチカン公会議で少数派によって表明された多くの留保が考慮され、教皇の首位権に関する声明にまとめられました。不可謬性について、『神の啓示に関する教義憲章』(*Dei verbum*) は次のように述べます。「教会の生きた教導職は[……]神のことばの上にあるのではなく、これに奉仕するものであって、伝承されたものだけを教えるのである」(DV10)。また、『教会憲章』(*Lumen gentium*) はこう述べます。「信者の総体は、信仰において誤ることができない」(LG12)。司教職の秘跡性に関する教えにおいて (LG21)、第二バチカン公会議は、叙階を通じて与えられる秘跡的な権能と法的な権能のつながりを再確立しました⁽¹⁵⁾。「このことは、司教が叙階によって、ローマ司教によって法的に委任されない権威を有することを意味する。しかしながら、この権威の行使は、究極的に教会の最高権威によって制御される」(L-C US 2004, 218)。叙階の権能と裁治権の権能がともに叙階に由来することは、キリストが教会の権威の行使にとって権能の源泉であり模範であることの反映です。実際、「司教

は、秘跡的な権能と司牧的な権能をともに叙階と司教聖別を通してキリストから直接受け取る」(Farfa 2009, 111) のです。

この基盤に基づいて、『教会憲章』は、「キリストの制定と命令によって普遍教会のため配慮するよう義務づけられ」(LG23。LG22 および 25 も参照) たことに根ざした、司教の団体制の重要性を強調します。そうすることにより、「第二バチカン公会議の神学は第一バチカン公会議の教えを発展させた。すなわち、教皇の司教との関係と、司教の神の民との関係をより釣り合いのとれたしかたで考慮したのである。ローマ司教は、普遍教会に対する教皇の責任を共有する、司教団の頭である。教皇の権威は、たとえ形式において法的であっても、その目的において司牧的である。それはつねにその団体的な文脈において理解されなければならない」(L-C US1973, 20)。第二バチカン公会議の団体制の概念は、より広範なシノダリティの原理の中で、とくに教皇フランシスコの教えによってさらに発展しました。〈位階的交わり〉(hierarchica communio) の中でつねに「ペトロとともに、ペトロの下で」(cum Petro et sub Petro) 働く (LG21-22 参照)、世界代表司教會議は、普遍教会のレベルで「シノドス的な教会全体の中での〈司教の団体制〉の表現」⁽¹⁶⁾ です。

2.3.2. 教義の解釈学

a. 裁治権の首位権

67 第一バチカン公会議の諸定義を適切に解釈するために、さまざまな対話は『パストール・エテルヌス』のテキストの歴史、とくに、使用された用語の選択を条件づけた背景 (とくに信仰に関する委員会 [Deputaion of the Faith] を代表して発言したジネッリ司教の説明) を研究しました。さまざまな対話は、公会議の議事録によれば、普遍的裁治権の教義は多くの限界を含むことを明らかにすることができます⁽¹⁷⁾。憲章そのものが、部分教会におけるすべての司教の「通常、直接の」裁治権は、ローマ司教の奉仕職の行使によって「確認され、強められ、保護され」なければならないことを強調します (Pastor æternus III, DH 3064)。これらの用語の意味の解明は、公会議の意図をよりよく理解するために役立ちました。ARCIC が説明するとおり、「第一バチカン公会議によれば、ローマの監督に全教会に及ぶ通常で直接な裁治権があるが、その教えに対して難色が示された。これらの専門用語が誤解されたことによって、問題はいっそう深刻になった。全教会的首位権者としてのローマの監督の裁治権が通常で直接なもの (媒介されたものではない) と呼ばれている理由は、それが彼の職務に属するものであるということである。それがさらに全教会に及ぶと呼ばれていることの理由はただ、その裁治権が全体として教会のコイノニアおよび教会の各部分におけるコイノニアの一致と調和に奉仕することができるようさせるものでなければならないということだけである」(ARCIC 1981, 18; MERCIC 1986, 61 も参照)。ファルファ・サビナ・グループは、「公会議において実際に投票されたことを検証した結果」、次のように断言できました。「要するに、第一バチカン公会議が教皇を教会の絶対君主としなかったことが

明らかとなる」(Farfa 2009, 105)。

68 こうした解説にもかかわらず、神学対話は、第一バチカン公会議の裁治権に関する教えを〈交わり〉(communio)の教会論と統合する必要性を表明します。ドイツ・ルーテルーカトリック対話が述べるとおり、「ルーテル教会の人々の理解にとって、『裁治権の首位権』の原理は、その形式が教会の〈交わり〉(communio)の構造に本質的に組み込まれないかぎり、受け入れがたい」(L-C Germ 2000, 198)。実際、「ローマ司教が神的制定により全教会に対する通常、直接の、普遍的首位権を有するという主張は、一部の人によって、司教団の統合と、ペトロがそれを強めるように命じられた兄弟たちである、司教団の使徒的権威への脅威と見なされる」(Response of the House of Bishops of the Church of England, 47)。同様に、国際正教会－カトリック対話は次のように指摘します。「そのような教会論は、正教会にとって、教父と公会議の教会法的な伝統からの深刻な逸脱である。なぜなら、それは各地方教会の普遍性をあいまいにするからである」(O-C 2023, 3.10)。

b. 不可謬性

69 一部の神学対話は、第一バチカン公会議の歴史的文脈、議事録(とくに所轄委員会議長のガッサー司教の報告[relatio]に注目しつつ)、そしてその受領を研究することによって、不可謬性の教義に関する特定の用語の意味を解明し、その教えの諸側面に合意することができました(L-C US 1978, Farfa 2009, Dombes 2014 参照)。

○表現と意図の解明

70 さまざまな神学的対話は教義の用語を解説することができました。アメリカ合衆国ルーテルーカトリック対話(1978年)、ドープ・グループ(2014年)、ファルファ・サビナ・グループはとくに、「多くの偏見と習慣的な誤解を払拭する、いくつかの重要な修正」を行い、不可謬性が何でないかを明らかにしました(Farfa 2009, 263)。(1) 不可謬性は〈個人的な資質ではない〉。「第一バチカン公会議は、無条件に教皇が不可謬であると述べたのではなかった。むしろ公会議は、教皇がある種のきわめて狭く特定された行為を行う際に、キリストがご自身の教会に与えたのと同じ不可謬性を与えられると教えたのである(DS3074)」(L-C US 1978, 14; また、MERCIC 1986, 71)。いいかえると、公会議は「教皇の個人的な不可謬性を定義したのではなく、教皇が特定の条件の下に教会の信仰を不可謬なしかたで宣言する力を定義したのである」(O-C 2023, 3.7)。(2) 不可謬性は教会と〈独立したものではない〉。教皇の定義は「それ自体として、また教会の同意によらずに(ex sese, non autem ex consensu ecclesiæ)」取り消しえないという声明は、「いかなる教皇の定義に不可謬性を与えるためにも司教の承認が必要だと考えた、一部のガリカニストおよび公会議主義者の傾向を排除するために」付加されたものです。「第一バチカン公会議の合意という用語は、公式の承認という法的な意味で理解すべきであり、教会全体による

同意ないし受容という、より一般的な意味で理解すべきではない」(L-C US 1978, 17; また、O-C 2023, 3.7)。(3) 不可謬性は〈絶対的ではない〉。すなわち、それはその主体と行為によって制限されるだけでなく、対象によっても制限されます。なぜなら、教皇は新しい教えを述べることはできず、むしろ教会の信仰（〈ゆだねられた信仰の遺産〉[depositum fidei]）にすでに根ざした教理のより発展した定式化を行うにすぎないからです（PA IV）。アメリカ合衆国ルーテルーカトリック対話では、ルーテル教会の委員が、「不可謬性という言葉は福音の権威に何かを付け加えることを意図しているのではなく、福音の権威があいまいさなく認識されることを意図している」(L-C US 1978, "Lutheran Reflections" 12) ことを認めました。同様に、ARCIC はこう述べます。「『不可謬性』とは、教会を真理のうちに保つために、判断が誤らないように守られていることのみ意味するのであって、人が神から靈感とか啓示を受けることを意味するのではない。さらにローマの監督に認められた『不可謬性』の賜物は、一定の状況において、また特定の条件のもとで、教会の不可謬性の機関となることを得させる賜物である」(ARCIC 1981, 注 7)。

71 教義そのものの用語の解明を超えて、さまざまな対話は、とくに個人的な教える権威の必要性を認めることにより、教義の意義についてもいくつかの歩み寄りを見いだすことができました。なぜなら、教会の一致は真理における一致だからです。アメリカ合衆国ルーテルーカトリック対話において、ルーテル教会の委員は、「機会がそれを求めるときに、世界の中で一つの声で語ることが教会にとっていかに重要であるか、また、教皇のそれのような普遍的な教える任務がいかに一致の奉仕職を果たしうるか——それは、制限したり抑圧したりするのではなく、解放し、力を与える——を考察するように」促されたと述べました (L-C US 1978, 18)。ARCIC によれば、一致の普遍的奉仕職を行使する者は、特定の教導的権威ももっています。「教会の決定は通常教会会議を通じてなされるが、ときには他の監督たちと交わりを保ちながら、首位権者はときとして教会会議とは別に決定を下すことができる。教会が基本的誤りに陥らないように守る任務は全教会にあるのだが、全教会的首位権者は教会に代わってそれを執行することができる。[……] 事実、教会の歴史の中で、教会会議や全教会的首位権者が、攻撃の的とされていた正当な見解を擁護するときがしばしばあった」(ARCIC 1981, 28)。それゆえ、教会は団体的な教導の権威と個人的な教導の権威の両方を必要とします。「教会にとって、神の民が積極的に関与している多様で分散した権威とともに、真理と愛における可見的な一致のしもべであり焦点でもある全教会的首位権者も必要である[……]。このことは、われわれの間のすべてのくい違いが取り除かれたということではない。しかし、教会にとって可見的な焦点となるべき全教会的首位権者が、生きている教会の中でペトロのような役割と職務を果たすとすれば、その職務に対して、はっきりした教導の責任と、その行使を可能にする聖霊の適切な賜物が必然的に伴うということである」(id, 33)。英國聖公会も『キリスト者的一致』への応答の中で次のように認めます。「それゆえ、聖公会の人々も、一致への奉仕のための世界レベル

での個人的な奉仕職の原理と実践に決して反対しない。実際、アングリカン・コミュニオンに関する経験は、聖公会の人々を、共同的・団体的な奉仕職とともに、信仰の一致のための個人的奉仕の固有の必要性をますます評価するように導いている」(44)。同様に、ドーブ・グループもこう述べます。「いかなる団体も、教理的な決定を行い、特定の問題に結論を与え、意見の一致を表現するために、議長を必要とする。この深く人間的な事実は、新約聖書の中で、使徒たち、とくにペトロが担った議長職の役割に認められる。諸教会がそこからいかなる意味を引き出してきたとしても。個人的な議長職の権威は、通常、そのうちに、共同体と役務的団体の権威を代表し、担い、再統合する」(Dombes 2014, 346)。

○残された留保

72 こうした解説にもかかわらず、諸対話は次の原理に関する懸念を今なお表明しています。

(1) 〈福音の優位性〉。これはルーテル教会の人々にとってとくに重要な点です。「不可謬性の原理は、教皇による〈教皇座宣言〉(ex cathedra) の決定が、聖書のうちに与えられた啓示の最終条件の下にとどまらないかぎり、ルーテル教会の人々にとって受け入れがたい」(L-C Germ 2000, 198, L-C US 1978, 41, 52; L-C US 2004, 117 も参照)。カトリック教会の人々は、次のことを認めます。「カトリック教会の人々が果たすべき重要なエキュメニカルな課題が残っている。不可謬性は福音とキリストの救いのわざの優位性に照らしてさらに検討されなければならない。しかし、不可謬性が、この優位性を表現することによって、神の民への奉仕に役立つことを示すことも重要である」(L-C US 1978, 75)。

(2) 〈教会全体の不可傷性に奉仕する不可謬性〉。『教会憲章』は不可謬性を教会全体に「与えられた」賜物であると述べました (LG 25; LG 12 も参照。上述 66 節参照)。にもかかわらず、一部の対話はこの用語の使用に関して留保を表明しました。「われわれはこの表現が神についてのみ無条件で用いられるものであり、これを人間について用いるときに、厳しく条件づけられて使っていても、多くの誤解を生みがちであることを共に認めている。[……] またわれわれは、ある特殊な条件のもとで、ローマの監督が不可謬であるという主張が、彼のすべての声明を過度に重視することに導きがちであったことも認められる」(ARCIC 1981, 32; Farfa 2009, 263 も参照)。同じ批判的な精神により、「メソジスト教会の人々も、不可謬性に関するローマ・カトリック教会の理解を問題としている。とくにそれが罪深い人間の能力を超えた真理の識別を含意するように思われるからである。[… …] メソジスト教会の人々は、ローマ司教が教会全体を代表してこの識別の手続きを行うという考えにさらなる困難を覚える」(MERCIC 1986, 72-73)。

諸対話でしばしば好んで用いられる、より広い概念は、不可傷性 (indefectibility) です。「この語は教会に欠点がないことを言おうとせず、教会の多くの弱さと失敗にもかかわらず、地獄の門が教会に勝てないという約束をキリストが忠実に守られるということを言おうとしている」(ARCIC 1981, 注 3)。対話の一部の人々は、カトリック教会の歴史にお

ける「教会の〈不可傷性〉(indefectibility)（ないし誤りなきこと [enerrancy]）から教会の教導職の〈不可謬性〉(inffability)への移行」(Dombes 2014, 192)に注目します。そして、不可謬性は「教会の不可傷性に役立つ」(ARCIC II 1999, 42)ものとして理解すべきだということを強調します。実際、「真理のうちにとどまるという神の約束は、第一に、〈教会の不可傷性〉(indefectibilitas ecclesiæ)と結びついたものとして理解されるべきである」(Farfa 2009, 272)。この教会の不可傷性の「維持」そのものが「神の主権者としてのわざとして」(L-C US 1978, 3)理解されます。不可傷性も不可謬性も、ともに、キリストが、それがあらゆる真理に導いてくれると約束された（ヨハ 16・13）聖霊への信仰の表現です。

(3) 〈司教の団体制の行使〉。第一バチカン公会議の定義は、司教団に意見を求めるとの必要性を排除していません。また、それは、教会全体が信仰を識別するさまざまな方法に言及しています（公会議、世界中の教会の意向の聴取、特別な司教會議、「神の摂理が命じる他の方法」、*Pastor æternus* IV 参照）。実際、カトリック教会の司教への広範な意見聴取、聖職者と神の民全体の信仰と信心に関する質問が、回勅『ウビ・プリムム（1849年）』(Ubi primum)による無原罪の御宿り（1854年）の教義、回勅『ディパラエ・ヴィルジニス・マリエ（1946年）』(Deiparæ Virginis Mariæ 使徒憲章『ムニフィチエンティッシムス（1950年）』[Munificentissimus] 11-12に引用)によるマリアの被昇天の教義（1950年）の宣言の準備のために行われたことを指摘しなければなりません。しかしながら、第一バチカン公会議は、ガリカニスムを避けたいという懸念から、「真理を確立するうえでの教会の関与ないし助言の必要性に関して沈黙したままだった」(Farfa 2009, 80)し、教会の信仰を確かめるための意見聴取のプロセスを文書化することもしませんでした。

第二バチカン公会議は、司教の団体制に関する教えを通じて (LG 22-23, 25)（上述 66 節参照）、第一バチカン公会議を完成させました。「第二バチカン公会議は、教皇が教会に対して最高かつ十全な権威をもち、特定の状況において教会の信仰を不可謬のしかたで宣言できるという第一バチカン公会議の教えを統合し、完成した。そのために同公会議は、司教団（「司教の団体」）がその頭である教皇との一致のうちに、この二つの権利をともに行使すると述べた（それぞれ『教会憲章』22、25）」(O-C 2023, 4.7)。「第二バチカン公会議は、司教の役割を強調することによって、教皇の首位権に関する第一バチカン公会議の定義を取り上げ、それを補完した」(St Irenaeus 2018, 11.12)。しかしながら、「正教会の観点から見ると、第二バチカン公会議は、不可謬性と教皇の首位権に関する第一バチカン公会議の教義の再考において十分成功したとはいえない」(id, 11.14)。ARCIC は、この問題に関する第二バチカン公会議の教えがどれほどカトリック教会の実践を変えたかについて疑問を投げかけています。ARCIC はこう問い合わせます。「司教たちの団体制に関する第二バチカン公会議の教えは実行に十分に移されたのだろうか」(ARCIC 1999, 57)。

(4) 〈受領の必要性〉。司教の団体制を超えて、多くのエキュメニカルなパートナーは、

教導職の権威と教会全体の受領の関係に関する新たな考察の必要性を述べました。個々の信者の「信仰の感覚」(sensus fidei) と信仰者全体の「信仰の感覚」——「信者の感覚」(sensus fidelium) ——の重要性を認識したからです。ARCIC はこう述べました。「宣言が神の民から受け入れられることによって初めて権威あるものになるわけではないが、信者の同意 (consensus fidelium) は信仰に関する教会の権威的決定が聖霊によって誤らないように実際に守られたことの最終的しである」(ARCIC 1981, 25)。したがって、「一致した教会で全教会的首位権が必要であることについてわれわれが合意したとはいえ、聖公会の人々は、ローマの監督の公的決定が、信者によって受け入れられる以前に全く真実であることを知りうるようにする、彼の判断を助ける神の恵みが、ローマの監督の職務に必然的に付随しているということを認めない」(id, 31)。『キリスト者への一致』への応答において、英國聖公会主教会議はその以前の声明の一つを繰り返しました。「聖公会の人々にとって、教会の一致と普遍性をとくに意味する人格としてローマ司教の普遍的首位権に『然り』といい、真理の一致を保ち、愛のうちに物事を秩序づける、その特別の責任を認めることは一つのことである。われわれが述べたような受領の理解なしに不可謬性に合意することは全く別のことである」(46)。

正教会－カトリック国際対話もその最新の文書でこう指摘しました。「正教会も、神の民全体によって受領された公会議によって表明されているように、不可謬性が教会全体に属することを考察した」(O-C 2023, 3.10)。同対話の以前の文書は、シノダリティの要件として受領の問題に言及しました。「公会議の決定の普遍性は、長期的ないし短期的な受領のプロセスを通じて認められる。この受領に従って、神の民全体は——考察と識別と祈りによって——これらの決定のうちに地方教会の唯一の使徒的信仰を認める。この信仰はつねに同一であり、司教たちはその教師 (ディダスカロイ) および守護者である。この受領のプロセスは、東方教会と西方教会においてそれぞれの教会法的伝統に従って異なるしかたで解釈されている。それゆえ、公会議制ないしシノダリティは、司教の集まり以上のことを含む。それは司教たちの教会を含むのである。司教たちの決定は、教会生活の中で、とくに教会の典礼生活の中で受領されなければならない。したがって、十全かつ固有の意味でそのようなものとして受領された各公会議は、全教会の交わりの表れであり、この交わりへの奉仕である」(O-C 2007, 37-38; O-C 2016, 18; OO-C 2015, 20 も参照)。

73 こうした留保が残っているとはいえ、一部の対話は、第一バチカン公会議の再読における有望な進展を示しました。たとえば、ファルファ・サビナ・グループのルーテル教会の委員は、次のように宣言することができました。「このことに照らして、教皇制は、ルーテル教会の人々とカトリック教会の人々の間の必然的に克服しがたい論争点としての性格を失った。第一バチカン公会議が上に示したように解釈されるならば、ルーテル教会の人々は、ローマ・カトリック教会にとってのペトロの一致の奉仕職の正当な表現として教皇制を認める準備ができていると思われる。このことは、教皇の任務の現在の形態が、ル

ーテル教会の人々によって、未来の〈諸教会の交わり〉(communio ecclesiarum) にとっての一致の普遍的な教会的奉仕職を適切に体現したものと見なされることを意味しない」(Farfa 2009, 266)。同様に、オーストラリア・ルーテルーカトリック対話はこう述べます。「ルーテル教会の人々は、今日のカトリック教会が教皇の不可謬性の教理を教えるしかたが、神の言葉の不可謬性とカトリック教会の不可傷性に関するルーテル教会の理解と多くの点で共通することを認めることができる。カトリック教会は、神の言葉を受け入れ、その宣教と教えによってそれを伝えるからである」(L-C Aus 2016, 125)。

3. 再統合された教会における一致の奉仕職の展望

74 たった今言及した根本的な神学的问题へのアプローチは、一致の奉仕職が和解された教会においていかにして行使されうるかについての考察に新たな道を開きました。世界教会協議会信仰職制委員会が次のように問い合わせたとおりです。「キリストの御心によって、もし現在の分裂が克服されるとすれば、普遍的な次元で教会の一致を育み、促進する一つの職務は、どのように理解され、行使されうるだろうか」(FO 2013 TCTCV, 57)。

3.1. 教会全体のための首位権は必要か

75 教会全体のための可能な首位権の性格を考察する前に、第一の問い合わせは、そのような首位権の存在自体が必要かというものです。多くの神学対話と『キリスト者的一致』への応答は、教会全体のための首位権の必要性を認めました。カトリック教会によって伝統的に提示された聖書的論拠に加えて、それらはさらなる正当化の論拠を提示します。使徒的伝統による論拠、教会論的論拠、そしてプラグマティックな論拠です。

3.1.1. 使徒的伝統からの論拠

76 初代教会以来、キリスト教は特別な序列を示す主要な使徒座の上に組織されました。ローマの司教座は位階においてその第一のものです。カトリック教会と正教会の対話は、この論拠を強調します。この基盤に基づいて、1989年の北米・正教会ーカトリック神学専門委員会は次のように認めます。「正教会は、それについて〈同等者の中の首位者〉(primus inter pares)に与えられた『栄誉の首位権』として語ることによって、普遍的首位権の概念を受け入れる」(O-C US 1989, 7)。正教会ーカトリック国際対話も、『ラヴェンナ文書』で次のように述べることができました。「普遍的次元での首位権の事実は東方教会と西方教会の双方によって受け入れられている」。一方で、同対話は次のことを認めます。「首位権が行使されるしかたに関して、またその聖書的・神学的基盤に関して、理解の相違が存在する」(O-C 2007, 43)。『キエーティ文書』はこう述べます。「4世紀から7世紀の間に、公会議に基づいて、またその認可によって、5つの総主教座の序列(taxis)が認められるようになった。そして、ローマの司教座が第一の位置を占め、栄誉の首位権(presbeia tes times)を行使した。教会法的伝統に従って、これにコンスタンティノポリス、アレクサンドレイア、アンティオケイア、エルサレムの司教座が続いた」(O-C 2016, 15)。『ラヴェンナ文書』の最後の部分への不同意を表明した文書『普遍教会における首位権の問題に関するモスクワ総主教座の見解』(2013年)において、モスクワ総主教庁も最初の千年期にローマ司教によって行使され(4)、その後、正教会全体においてコンスタンティノポリス総主教によって行使された、「普遍教会における栄誉の首位権」の存在を認めました。「権能における首位権ではなく、その本性によって栄誉の首位権である、普遍的正教会における首位権は、現代世界における正教会の証しにとてきわめて重要である」

(5)。しかし、(教皇レオによって受け入れられなかつた) カルケドン公会議第 28 条に従い、正教会の理解において、ローマとコンスタンティノポリスの司教座の首位権は、その使徒的起源に基づくというよりも、帝国における地位に基づくものです（上述 46 節参照）。

77 ARCIC もローマの司教座の普遍的首位権を考察する際に、使徒的伝統による論拠を用いました。「全教会的首位権を主張し、また、そのような監督職を過去においても現在においても行使している唯一の監督座は、ペトロとパウロが死去した都市ローマの監督座である。将来のいかなる教会合同においても、以上述べたような全教会的首位権はこの監督座が保有するのが適当であると思われる」(ARCIC1976, 23; ARCIC 2018, 42 も参照。FO 2013 TCTCV, 55 もこの論拠を用いる)。

78 同様に、古カトリック－正教会対話はその 1983 年の合意声明においてこう述べました。「ローマの司教座が司教座の序列において第一の位置を占めるために、ローマ司教はそのような栄誉ある位置を享受してきた。ローマは帝国の首都であり、その教会は、今に至るまでいかなる革新を行うことなしに、使徒的伝統を保持してきた。ローマの司教座は救いの福音を、まだキリストについて聞いたことのない諸国民と国々にもたらし、教会生活と愛のわざにおいて豊かであった。それゆえ、ローマ司教は教会において栄誉ある議長職を所有する。しかし、司教の権威に関して、ローマ司教はその兄弟である司教たちと何ら異なることがない」(OC-C 2009, 付属文書 6 に引用)。

79 東方正教会は、正教会と異なり、使徒的伝統と、最初の諸公会議（第一ニカイア公会議第 6 条、第一コンスタンティノポリス公会議第 2 条）に記録された序列に基づく特定の司教座の重要性を認めながら、これらの司教座の間の特別な位階を認めません。なぜなら、それらは「普遍的な交わりの一つの中心をもたず、共通の教理的信仰に関して、独立した普遍的モデルを基盤として機能しており」(OO-C 2009, 53)、それらの交わりは「いかなる明確な中心的基準によって」確立されたものでも「ない」からです (OO-C 2015, 71; 後述 92-93 節参照)。

80 一部の西方の共同体にとって、使徒的伝統に基づく論拠は重要な意味をもたず、したがって、彼らは、なぜ首位権が必然的に特定の司教座に属するかを理解しません。たとえば、大ブリテン島バプテスト教会連合は、その『キリスト者的一致』への応答（1997 年）の中でこう述べます。「聖霊が諸教会を靈的指導者の団体制へと導き、この団体制において（首位的奉仕の意味で理解された）首位的リーダーシップが教会生活にとって助けとならなければならないなら、なぜそれがキリスト教的証しの偉大な歴史的中心の中のただ一つのものに恒久的に結びつけられなければならないのかを理解することができない。実際、

現代世界において貧しく、抑圧され、疎外された諸教会の奉仕職から学ぶ必要性は、別の議論をするであろう。しかし、同じ応答は次のことを認めます。「にもかかわらず、そのようなキリスト教会の世界的な交わりは、そのプロセスにおいて、ローマ司教の影響力のあるリーダーシップなしに実現することが困難である。その限りにおいて、われわれはイエスのペトロに対する言葉をローマ司教に適用することに合意する。『あなたが立ち直ったときには、兄弟たちを力づけてやりなさい』〔ルカ 12・32〕」。教会に対する神のみ旨を示すしとしての教会の歴史的発展に与えられた重要性が、使徒的伝統からの論拠の受容ないし拒絶に影響していることは明らかです。

3.1.2. 教会論的な論拠——教会のそれぞれのレベルにおける首位権とシノダリティ

81 多くの対話は、教会生活の——地方的、地域的、普遍的な——それぞれのレベルにおいて首位権とシノダリティの相互依存関係が存在することの認識に基づいて、普遍的首位権の行使を正当化してきました。アメリカ合衆国ルーテルーローマ・カトリック対話はこの問題を次のようにはっきりと定式化しました。「集会と叙階された奉仕職の相互依存関係が、地方的、地域的、国家的レベルにおいて教会構造に関して典型的であるならば、なぜそのような相互依存関係が普遍的レベルにおいても見いだされることができないのだろうか」(L-C US 2004, 118)。同様に、ARCIC はこう論じました。「全キリスト者共同体が愛と真理において一致するようにとの神のみ心が成就されるために、諸教会のコイノニアに仕える監督職には首位権と会議制の相互補完的側面があるというこの根本形態が全教会的な規模においても実現される必要がある」(ARCIC 1976, 23)。同じ問い合わせをドーブ・グループも発しています。「個人的レベルで、地方教会における御言葉と秘跡の奉仕職の行使の経験と、集会と公会議を主宰する奉仕職の行使の経験は、普遍的教会のいかなる目に見える表現も交わりの奉仕職を要求することを先取りしている。宗教改革の諸教会は、現在、教会全体の交わりの利益になるために行使されるそのような奉仕職を自分たちが思い描き、認めることの妨げとなっている理由について自問すべきである」(Dombes 1985, 157)。同じ論拠に基づいて、一部の対話は、普遍的なレベルにおける首位権が教会の本質に属することを認めています。実際、ドイツ・ルーテルーパトリック対話は、次のように述べることができました。「教会の一致と真理のための普遍的な教会奉仕職は、地方的、地域的、普遍的レベルで構成される教会の本質と使命に対応する。それゆえ、このような奉仕職は、原理的に、客観的に適切なものと見なされなければならない。それはキリスト教の全体性を代表し、すべての部分教会に対する司牧的使命をもっている」(L-C Germ 2000, 196)。

82 使徒的論拠と並行して、正教会ーカトリック国際対話も、その考察をこの教会論的論拠に基づかせます。同対話はこう論じます。地方的・地域的レベルにおける教会の首位的・シノドス的な側面は、普遍的レベルにおいても存在しなければなりません。「あらゆる

レベルにおける首位権は、教会の教会法的伝統に堅く根ざした実践である」(O-C 2007, 43)。しかし、『ラヴェンナ文書』に対するモスクワ総主教座の応答は、それぞれのレベルにおける首位権の違いを強調します。「教会の秩序のさまざまなレベル（教区的、地方的、普遍的）において存在する首位権の本性が異なるという事実により、さまざまなレベルにおける『首位者』(primus) の機能は同一ではなく、一つのレベルから他のレベルに移転されえない」(3)。聖エイレナイオス・グループも次のように指摘します。「教会のさまざまなレベル——地方的、地域的、普遍的——における首位権とシノダリティの間の関係には、類似は存在するが、同一性は存在しない。首位権とシノダリティの本性は各レベルで異なるため、首位権とシノダリティの間のダイナミズムもそれに応じて異なる」(St Irenaeus 2018, 16.4)。同様に、東方正教会－カトリック対話も次のように述べます。「シノダリティ／公会議制と首位権は、教会生活における異なるレベルにおいて異なるしかたで表現される。これらの様式とレベルは、過去においても現在においても、カトリックと東方正教会の伝統において異なるしかたで表現してきた」(OO-C 2009, 46)。

83 正教会－カトリック対話は、首位権とシノダリティを理解するうえでの使徒的継承の重要性を強調します。北米・正教会－カトリック神学専門委員会は、『教会生活における神の賜物としての使徒性』(Apostolicity as God's Gift in the Life of the Church) という標題の文書において、初めて首位権の問題を取り上げました。この文書は使徒性と「ペトロ性」(petrinity) の間の関係に対する正教会とカトリック教会のアプローチの違いを強調しました。「正教会においては、おののの教会の使徒性と、実際に、『ペトロ性』の十全性がしばしば強調されてきた。そして、この性質を単独の司教座に制限する傾向についてローマ教会への批判がなされてきた」。しかし、同じ委員会は次のように指摘します。「使徒団におけるペトロの姿はおののの地方教会の生活に反映している。それはすべての地方教会の目に見える交わりにも反映している。二つのアプローチの間に本質的な対立は存在しない」(O-C US 1986, 12)。同様に、正教会－カトリック国際対話は、使徒的継承に関する考察の文脈の中に首位権の問題を導入しました。同対話はこう指摘します。使徒性は「単なる権能の伝達以上のことと意味する」。なぜなら、「それは、同じ使徒的信仰の証人である、他の教会との交わりにおいて使徒的信仰を証しする教会における継承だからである」(O-C 1988, 46)。同委員会はまた次のように述べます。「このような地方教会の交わりという観点において、教会一般における首位権について、とくにローマ司教の首位権について取り上げることができる」(id, 55)。同じように、東方正教会－カトリック国際対話は、はっきりと、シノダリティ／団体制および首位権を使徒的継承と結びつけます。「司教たちは『十二人』の使徒性を受け継ぐ『使徒たち』の後継者であるので、教会における司教の奉仕職は、本性的に団体制である」(OO-C 2009, 37)。使徒的継承の問題は、西方のキリスト教的共同体との一部の対話においても取り上げられました。それらの対話が達した合意の程度は異なりますが、教会とその奉仕職の秘跡的理義などの、他の根本的な問題

を提起しました⁽¹⁸⁾。

3.1.3. プラグマティックな論拠——普遍的レベルにおける一致の奉仕職の必要性

84 よりプラグマティックな性格の、もう一つの論拠は、普遍的レベルにおける一致の奉仕職の必要性に関する感覚の高まりに基づきます。この感覚は、教会内の考察と宣教的考察の両方にに基づきます。

ますますグローバル化した世界において、長い間、地方的な側面を重視してきた多くのキリスト教的共同体は、世界レベルでの交わりの目に見える表現の必要性をますます感じるようになりました。グローバルなコミュニケーション、連盟、同盟、そしてエキュメニカルな団体の大多数は、地域的また世界的レベルにおける一致の絆を維持・強化するために、20世紀に設立されました。このような交わりのグローバルな手段の必要性は、グローバル化した世界における新たな潜在的に分裂を招きうる問題に関する地方教会間の不一致を解決するためにも感じられてきました。たとえば、ARCICは、「現存する問題そのものを解決し、合意されたプロセスを見いだすための世界的レベルにおける交わりの手段が〔……〕紛争を阻止し、それによってこれ以上交わりを傷つけることがないように導くことが明らかにできないことによる、新たな状況」(ARCIC 2018, 77)を造り出している一連の問題について述べています。

85 このような状況は、普遍的レベルにおける一致の奉仕職への新たな開きを生み出しました。アメリカ合衆国ルーテルーローマ・カトリック対話がすでに1973年に述べたとおり、「ルーテル教会の人々は、普遍的教会の一致に奉仕する奉仕職の必要性をますます認めるようになりました。彼らは、この奉仕職の行使のために、歴史に根ざした制度を真剣に見直さなければならないことを認めました」(L-C US 1973, 28)。ARCICもきわめて早くから「普遍的首位権者の〈監督職〉(episcopate)」の必要性を認めました。「キリスト教教理によれば、キリスト者共同体が真理において一致していることを示すためには可見的な表現を必要とする。われわれは、そのような可見的な表現は神の意志であり、全教会的次元における可見的一致の維持のためには全教会的首位権をもつ監督職(エピスコペー)を必要とするということで合意に達した」(ARCIC 1981 *Eluc.*, 8)。同じ委員会は1982年に次のことを認めます。「コイノニアのうちの焦点としての首位権は、奉仕者たちが教え行うことが使徒たちの信仰に合致していることを保証するものである」(ARCIC 1982, 序論 6)。同じ精神のうちに、『キリスト者の一致』に対する英國聖公会の応答は次のように述べました。「彼ら〔聖公会の人々〕のアングリカン・コミュニケーションの経験は、共同体的・団体的職務とともに、信仰の一致への個人的な奉仕の固有の必要性を評価するように彼らを導きました(44)。文書『共に道を歩む』(Walking Together on the Way)の中で、受領的エキュメニズムの方法に従いながら、ARCICの聖公会の委員は、自分たちの共同体が、とくにアングリカン・コミュニケーション内のカンタベリーの主教座とその大主教の奉仕職の役割に

関して、カトリック教会の世界的な首位権の行使のいくつかの側面からいかに学びうるかを問いかけます (ARCIC 2018, 145)。

86 これらの教会内での発展を並行して、一致の奉仕職の必要性に関する自覚は、宣教的な考察にも基づいています。ARCIC は、2018 年の文書で、普遍的首位権に特別に言及しないにもかかわらず、教会がその使命を果たすための、交わりの効果的な普遍的手段の重要性を強調しました。なぜなら、このような手段がなければ、「支配的な地方文化と批判的な距離をとることが不十分になる可能性が大きい」 (ARCIC 2018, 154) からです。

87 こうした教会内的・教会外的な考察の結果として、いくつかの対話はローマ司教の奉仕職を受領する可能性を想定します。すでに 1972 年、一致に関する国際ルーテルーローマ・カトリック委員会は、ルーテル教会の観点から、次のことを認めました。「それゆえ、諸教会の一致の目に見えるしるしとしての教皇の任務は、神学的な再解釈と実践的な再構築により福音の首位性に従属させられるかぎりにおいて、排除されるものではなかつた」 (L-C 1972, 66)。同委員会は 1981 年にこの文章を引用しながら、次のことも認めました。「さまざまな対話において、ローマ司教のペトロの任務も、全体としての教会の一致の目に見えるしるしとしてルーテル教会の人々によって排除される必要はないことが浮かび上がり始めている」 (L-C 1981, 73)。全米カトリック司教協議会エキュメニズム・諸宗教対話委員会とアメリカ福音ルーテル教会のエキュメニズム・諸宗教委員会の『途上の宣言』 (*Declaration on the Way*) は、「現代文化の瞬間の特別な好機」を考察しながら、こう述べます。「多くの分裂の境界線を越えて、グローバルな自覚が高まり、即時的なコミュニケーションが行われる時代において、ローマ司教は、福音宣教と諸宗教対話と社会正義と被造界の保護の推進を通じて、広範な世界においてキリスト教のメッセージを証ししている」 (L-C US 2015, IV B 6)。ARCIC は「教会生活の差し迫った必要は、全教会に対応するエピスコペーを、そのため特別に、行使することを求めている」 (ARCIC 1999, 46) ことを認めました。そして、「われわれ両教会が十全な交わりのうちにある前にすら」 (*id.*, 60)、団体的かつシノドス的なしかたで行使され、正当な多様性を支持するかぎりにおいて、ローマ司教の奉仕職を認める可能性があることを示唆し続けます。実際には、「実践的な処置が取られて、われわれの二つの教会がより明らかに一つのコイノニアの中で共に生活するようにならぬかぎり、いくつかの問題は完全には解決されないであろう」 (ARCIC 1981, 33)。

3.2. 最初の千年期の基準

88 教皇ヨハネ・パウロ二世は『キリスト者の一致』の中で (UUS5, 56, 61)、カトリック教会が「東西の教会の完全な交わりに到達することのほかに何の目的も」ないと望みながら、「そのことについては、十世紀までの経験に従います」と繰り返し確認していま

す。『エキュメニズムに関する教令』も、「聖書と教会の尊い聖伝が宣言しているあの一致」(UR3) の模範を支持します。最初の千年期に尊重された交わりの原理とモデルは、将来の完全な交わりの回復にとって範例となり続けうるものです。このテーマは、エキュメニカル対話全体にとって広範な意味をもつものとして、とくに正教会と東方正教会（後者については5世紀半ばまで）との対話の中で検討されてきました。

3.2.1. 「最初の千年期の教会史は決定的な意味をもつ」

89 正教会－カトリック対話は、東西教会分裂以前の最初の千年期のモデルに大きな注意を向きました。『最初の千年期におけるシノダリティと首位権』(Synodality and Primacy during the First Millennium) に関するキエーティ文書は次のように述べます。「最初の千年期の教会史は決定的な意味をもつ。ある種の一時的な断絶はあったものの、東方と西方のキリスト者は、この時期、交わりのうちに生きており、この文脈において、教会の本質的な構造が構築された」(O-C 2016, 7)。同文書はこう結論づけます。「最初の千年期からの神学的原則、教会法的規定、典礼の実践に関するこの共通の遺産は、第三千年期の初めに互いの分裂の傷を癒やそうと努めるカトリック教会の人々と正教会の人々の双方にとって、必要な基準、また、靈感の力強い源泉となる」(id., 21)。

90 東方正教会－カトリック対話も、『初代教会の生活における交わりの行使と、現代の交わりの探求にとってのその意味』(The Exercise of Communion in the Life of the Early Church and its Implications for our Search for Communion Today) という標題の文書の中で、最初の5世紀の交わりの形式がいかに現代にとって靈感となりうるかを分析します。「当然のことながら、その後の15世紀の間に起きた多くの発展を無視することは不可能であるが、5世紀半ばまでの時代は、参照と靈感と希望の比類のない源泉であり続けていく。われわれの教会がこれらの世紀の間、交わりのうちに生きることができたことは、アプローチと解釈における相違にもかかわらず、聖靈の導きの下に現代にあって多様性における目に見える一致を探求するわれわれに挑戦する」(OO-C 2015, 2)。

91 最初の千年期は、正教会との対話においてだけでなく、西方の共同体との対話においても基準となるものです。『キリスト者の一致』に対する英國聖公会主教会議の応答はこう述べます。「間違いなく、解決策の一つは、最初の千年期の教会が一致を維持したしかたの共同の探求にある」(48, ARCIC 2018, 123も参照) この応答は当時のラッツィンガー枢機卿の言葉を思い起こします。「首位権の教理に関するかぎり、ローマは、最初の千年期の間に定式化され、実践された以上のことと東方教会に要求してはならない」⁽¹⁹⁾。そして、こう結論づけます。「このようなアプローチは大きな希望を与えるとともに、その中で諸教会が互いに分裂しながら発展してきた多くのことがらに関する新鮮な考察を可能にしうる」(54)。ドイツ・ルーテル－カトリック対話も、「その後の発展を参考することなしに、最

初のキリスト教の千年期における首位権の行使への方向づけの可能性」(L-C Germ 2000, 200; L-C Aus2016, 135-136 も参照)を求めていました。

以下の節は、21世紀における首位権の行使にとって靈感として役立ちうる、最初の千年期のいくつかの要素を述べようとするものです。

3.2.2. 交わりの表現は第一に法的なものでなかった

92 諸教会間の交わりの再考の表現は、つねに聖なるユーカリスト（聖体、聖餐）の祭儀でした。最初の千年期において典礼の第二部（diptych）において他の総大司教の名を特定の順序で読み上げたことは（O-C 2007, 40; 2016, 17 参照）、教会の交わりがつねにユーカリストの交わりであることを示しました。このことは東方正教会－カトリック国際対話によって次のように表明されました。「キリストとの交わりは洗礼に始まり、教会の交わりの再考の表現であり手段である、ユーカリストの祭儀において育まれ、表現される」（OO-C 2015, 7）。同様に、カトリック教会と聖公会の司教たちは IARCCUM（一致と宣教のための聖公会－ローマ・カトリック教会国際委員会）第1回会議でこう宣言しました。「われわれの完全な目に見える一致のビジョンは、諸教会のユーカリストの交わりのビジョンである」（IARCCUM, 2000, 13）。

93 この秘跡的な理解に加えて、いくつかの神学対話は最初の千年期における他の交わりの表現を挙げ、それらが第一に法的なものでなかったことを指摘します。正教会－カトリック国際対話は『最初の千年期におけるシノダリティと首位権』に関する文書の中で、主要な総主教座に控訴する権利に注目しながら、「ローマ司教は東方の諸教会に対して教会法的な権威を行使しなかった」（O-C 2016, 19）と指摘します。東方正教会－カトリック国際対話も、正教会における交わりの表現（たとえば、手紙の交換や訪問、司教会議と公会議、祈りと典礼の実践、共通の殉教者や聖人の崇敬、修道制、さまざまな教会の巡礼所への巡礼）を検討した後、結論の中で、これらの交わりの表現の非公式な性格を強調します。「ほとんどの場合、この時期における交わりの表現は非公式なものであった。すなわち、それらは明確な構造の中で行われたものではなかった。それらは第一に地域レベルで行われる傾向もあった。明確な中心的基準は存在しなかった。一方で、ローマでは、とくに3世紀末以降、広範な交わりと一致の奉仕職がますます自覚されるようになった。他方で、東方正教会がそのような奉仕職を受け入れたというはっきりとした証拠は存在しない」（OO-C 2015, 71；交わりの表現に関して、ARCIC 1991, 45; 2018, 34 も参照）。興味深いことに、同対話は次のように指摘します。「最初の数世紀において諸教会の間に存在した関係の多くは、分裂にもかかわらず今日まで継続しているか、最近復活した」（OO-C 2015, 72）。

3.2.3. ローマ司教の「栄誉の首位権」

94 「明確な中心的基準」が存在しなかったにもかかわらず、ローマは第一の司教座として認められました。ローマの立場は1世紀末の『クレメンスの手紙——コリントのキリスト者へ』によって示されます。この手紙は、他の教会の善に対するローマ教会の関心を証しします。2世紀のアンティオケイアのイグナティオスは、ローマ教会を「愛において主宰する」教会と述べています。エイレナイオスは、「最大にして最古、またすべての人々に知られ、最もはえある二人の使徒ペトロとパウロによってローマに創立され、設立された教会」をたたえます。「全教会〔……〕は、この〔ローマの〕教会のよりすぐれた起源のゆえに、これと一致すべきである」(『異端反駁』[*Adversus haereses* III, 3, 2 [小林稔訳、『キリスト教教父著作集3／I エイレナイオス3 異端反駁III』教文館、1999年、9頁]])

(Dombes 1985, 20; St Irenaeus 2018, 7.2 参照)。

95 イグナティオスとエイレナイオスのこれらの言葉は主としてローマ教会に関連するものですが、ローマ司教の個人的権威の意味もますます西方教会の中で認められるようになりました(上述45節参照)。しかしながら、この権威の行使は地域の違いによって一様ではありませんでした。「ローマ司教の役割は、彼が実効力のある決定を下し、教会の伝統を表現した、さまざまな影響の領域の中に見いだされなければならない」(St Irenaeus 2018, 7.5)。さらに、「レオ1世や大グレゴリウスといった主要な高位聖職者の著作において教理を形成した、ローマ司教の重要な役割は、地方・地域司教や司教会議の権威と競合するものとして見なされてはならず、むしろ、それは彼らの著作を強化し、公布し、規制するものと見なさなければならない。〔……〕レオ1世も大グレゴリウスも、地方・地域司教会議の目的を、規律的また教理的問題に対して権威ある判断を下すことを見なしていた。彼らの任務は、これらの決定に関する報告を受け、決定を確認し、地方の権威が明確な解決に至ることができない場合にのみ、介入することであった」(id, 7.7)。

96 東方教会において、「ローマ司教の役割はそれほど明確に定義されていなかったが、4世紀と5世紀の大きな教理的論争の間に重要性を増した」(id, 7.6)。しかし、首位権はおもに優先順位として考えられていました。「初期の段階から、東方教会は教会の首位権の問題に、大きな主教座の間のプリズムを通して近づいた。ローマは一貫して、アレクサンドレイアやアンティオケイアといった総主教座よりも優先権を認められていたが、東方教会においてあらゆることがらにおける特別な権威の形態をもつとは見なされていなかった」(id, 7.8)。

97 正教会がローマの司教座の栄誉の首位権に異議を唱えたことはありませんでした。1967年にパウロ六世を訪問した際、総主教アテナゴラスは、ローマは「世界中に散らばるキリスト教会の生きた体の中で栄誉と秩序において第一のものである」⁽²⁰⁾と宣言しました。最近の正教会－カトリック神学対話は、この認識を再確認しました。『ラヴェンナ文

書』は次のように述べることができました。「両教会は〔……〕アンティオケイアの聖イグナティオスの言葉（『ローマのキリスト者へ』序）によれば『愛において主宰する』教会としてのローマが、序列（taxis）において第一の位置を占め、それゆえ、ローマ司教が総主教の中の〈第一の者〉（protos）であったことに合意する」（O-C 2007, 41, O-C 2016, 15 も参照）。しかし、これらの文書は「栄誉の首位権」の理解における不一致も認めました。正教会の人々とカトリック教会の人々は「しかしながら、〈第一の者〉（protos）としてのローマ司教の特権に関するこの時代からの歴史的証拠の解釈に関して意見を異にしている。これはすでに最初の千年期において異なるしかたで理解されていたことからだからである」（O-C 2007, 41; 2016, 16）。

98 最初の千年期において認められていたローマ教会の首位権は、「教会における権威を意味していたのであって、教会の統治を意味していたのではない」（Dombes 1985, 23）。実際、権威は、統治や裁治権（これは第二千年期に発展した概念です）と同義ではありません。にもかかわらず、いくつかの対話は、最初の千年期においてこの「栄誉の首位権」が単なる「栄誉的な優先権」を意味していたのではなく、「実際の決定を行う権威」（O-C US 2010, 7 a）を意味していたことを指摘しました。1991年、フランス・正教会－カトリック対話は、「栄誉の首位権」と「裁治権の首位権」の対立を克服するようにという呼びかけを行いました。「栄誉は実際の責任と権威を意味する。『首位者』が『同等者の中の』（inter pares）首位者であるなら、それはこれに劣らず〈第一の者〉（primus）である」（O-C Fr 1991, p. 118–119）ことを認めたからです。

3.2.4. 『使徒教令』のモデル

99 最近、正教会－カトリック合同委員会は（O-C 1988, 53; O-C 2007, 24; O-C 2016, 10; O-C US 1989, 6b; O-C Fr 1991, pp.118–119; St Irenaeus 2018, 7.4; OO-C 2009, 44）、『使徒教令』34条を考察し、それを教会の首位権的側面とシノドス的な側面の相互依存関係のモデルとして提示しました。正教会とカトリック教会の共通の教会法的伝統に属するこの教令は、4世紀に遡るアンティオケイア教会の大きな規則集の一部です。それは〈第一の者〉（primus）とそれぞれの地域の他の司教との相互関係について述べています。

管区または地域（ethnos）の民の司教は、彼らの中の第一の者（protos）である者を認め、その者を自分たちの頭（kephale）と見なし、その同意（gnome）なしにいかなる重要なことも行つてはならない。それぞれの司教は自分の教区（paroikia）とそれに従属する地域に関わることのみを行うことができる。しかし、第一の者（protos）は全員の合意なしにいかなることも行うことができない。なぜなら、このようにして一致（homonoia）が実現し、聖霊のうちに主によって神がたたえられるからである。

100 この教令に基づいて、『ラヴェンナ文書』は、首位権と公会議制の「相互依存関係」を述べることができました (O-C 2007, 43; 後述 112–113 節参照)。しかしながら、『使徒教令』34 条が地域レベルのことを述べていることを踏まえて、いくつかの対話は「〔その〕定式が〔……〕どの程度、普遍教会と地方教会のためのモデルとして役立つか」 (O-C US 2010 9b; St Irenaeus 2000, 16.4; *Position of the Moscow Patriarchate on the Problem of Primacy in the Universal Church* 2013, 3 も参照) と問い合わせました。

3.2.5. 交わりの表現としての控訴する権利（サルディカ教会会議の教令）

101 首位権の行使に関連する、最初の千年期のもう一つの制度は、主要な総主教座、とくにローマ司教に控訴する権利です。最近の正教会－カトリック対話は、この手続きを分析することができました (C-O Fr 1991; O-C 2016, 19; St Irenaeus 2018 7.3 および 17.9)。フランス・正教会－カトリック対話は 1991 年に、トルッロスの (in Trullo) 教会会議 (692 年) と 879 年のフォティオスの教会会議によって受け入れられたサルディカ教会会議 (343 年) の重要性を強調しました。サルディカ教会会議の教令は、断罪された司教がローマ司教に控訴することができ、また、ローマ司教は、適切と考えた場合に、再審を命じることができると定めました。この再審は、控訴した司教の管区に隣接する管区の司教によって行われました。この手続きが、最高裁判所ないし控訴院に、より対応することは注目に値します。なぜなら、再審はローマによってではなく、地方司教によって行われたからです。サルディカ教会会議の教令第 3 条は、ローマ司教座への控訴手続きに関する決定を、靈的根拠に基づいて正当化しています。「聖なるペトロの記念に敬意を表する」 (sanctissimi Petri memoriam honorare)。フランス・正教会－カトリック対話の文書は、879 年のフォティオスの教会会議の「共通の受領」を求める。それは、「共通の教会論的基盤に基づく、首位権の意味に関する対話を再開するための出発点」 (O-C Fr 1991, p. 124) となりうるからです。

102 『キエーティ文書』は、サルディカ教会会議に言及しながら、次のように思い起こします。「数世紀にわたって、司教の罷免といった規律上の問題について、東方教会からもローマ司教に多くの控訴が行われた」。そして、「東方教会からローマ司教への控訴は、教会の交わりを表現していた」。『キエーティ文書』は次のことも指摘します。規律上の問題に関する控訴は東方教会の中でも行われました。そして、「主要な司教座に対するそのような控訴はつねにシノドス的なしかたで扱われた」⁽²¹⁾。

103 2018 年の聖エイレナイオス文書は、サルディカ教会会議の手続きが将来についても有効でありうることを示唆します。「このような取り決めは正教会の独立性を完全に尊重すると同時に、ローマ司教による効果的な一致の普遍的な奉仕職を保証する」 (St Irenaeus 2018, 17.9)。同様に、北米・正教会－カトリック神学専門委員会は次のように述べます。

「地方的ないし地域的に解決できない司教とその首座司教の間の紛争の場合、ローマ司教は法的な控訴手続きのための手配を行うことが期待される。サルディカ教会会議（343年）第3条に規定されているとおり、この控訴審はおそらく地方司教によって実施される。首座司教どうしの係争の場合、ローマ司教は、仲裁を行い、危機を兄弟的な解決に導くことが期待される」。同じ対話はこの「控訴権」が教理的問題にも拡張されると見なします。「場合によりキリスト教家族全体に関わる教理上の危機の場合、世界中の司教は、教理的な指導を求めてローマ司教に訴える権利も有する。カルケドン公会議に先立つキリストの位格をめぐる論争の際に、449年にキュロスのテオドレトスが教皇レオ1世を行ったとおりである（Ep. 113）」（O-C US 2010, 7e; しかし、東方正教会の神学者たちがこの例を前例として引用しないことに注意しなければなりません。なぜなら、彼らはこの論争を異なるしかたで解釈するからである）。

3.2.6. 公会議——ローマ司教の〈協力（シュネルギア）〉（synergia）

104 普遍的なレベルにおける最初の千年期の〈優れた意味での〉（par exellence）交わりの表現は公会議でした。これらの公会議がエキュメニカルであったのは、「すべての地域の、とくに5つの主要な総主教座の司教を集めたからだけでなく」、「とくにきわめて重要な点に関するその莊厳な教理的決定と共通の信仰の定式が、すべての時代と場所の、すべての教会とすべての信者にとって拘束力をもつものだったから」（O-C 2007, 35）です。

105 『ラヴェンナ文書』は次のように認めます。「ローマ司教は初期の世紀の公会議を招集することも、それを自ら主宰することもなかったが、にもかかわらず、彼は公会議による決定プロセスに密接に関与した」（O-C 2007, 42）。同様に、『キエーティ文書』もローマ司教の特別な役割を明らかにします。ローマ司教はそれらの公会議のいづれにも自ら出席しませんでしたが、使節を派遣し、事後的に（post factum）公会議の結論に同意しました。キエーティは第7公会議（第二ニカイア公会議、787年）が述べた、公会議をエキュメニカルなものとして受領するための基準に言及します。すなわち、「諸教会の頭の同意（symphonia）、ローマ司教の協力（synergeia）、他の総主教の合意（sympthonentes）」（O-C 2016, 18）です。

106 ローマ司教の〈協力〉（synergeia）の共通の理解、また、それが諸教会の頭と総主教の同意（symphonia）また合意（sympthonentes）となぜ、そしてどの程度異なるかに関して、問題が依然として残っています。実際、「いかなるモデルも普遍的に受領されたことはないと思われる。7つの公会議がローマ司教と東方総主教によってすべて認められたことを除けば、ローマ司教の首位権と公会議の権威の相関関係は未定義のままである」（St Irenaeus 2018, 7.11）。しかしながら、すべての人は「教会全体による受領がつねに公会議がエキュメニカルであることの究極的な基準であった」（O-C 2016, 18, 上述72節（4）参

照）ことに同意します。ローマ司教の役割が再統合された教会においてどのように実現されるかを想像しながら、北米・正教会－カトリック専門委員会は次のように示唆します。「ローマ司教の普遍的な役割は、全教会の総主教の定期的な教会会議、および、そのようなものが行われるとするならば、普遍公会議を招集し、主宰することによっても表現されるであろう」(O-C US 2010, 7 d)。同様に、オーストラリア・ルーテル－カトリック対話は、「ローマ司教が神の民またキリストの体としての教会の一致を推進するために特別な役割をもつ」ことを認めながら、次のように述べます。「和解した教会において〔……〕教皇は教会会議を招集し、主宰することによってこのことを行いうる。それは、教会全体が直面するさまざまな問題と課題を検討し、適切な司牧的な応答を追求することができるためである。このような文脈において、教会の教理を再確認したり、それを新しい状況において新たにしかたで表現することは時として時宜を得たものとなりうる」(L-C Aus 2016, 150, 152)。

3.2.7. 教会のモデルの多様性

107 最後に、最初の千年期の教会のモデルの多様性がしばしば強調されます。北米・正教会－カトリック対話は『キエーティ文書』に対する応答の中で、「初代教会が、地方の習慣と必要に応じて、多様な教会組織のモデルを持っていました」(O-C US 2017) ことを強調します。たとえば、アレクサンドレイア教会とローマ教会は、他の諸教会と異なる教会内の特別な組織原理を有していました。「このことはかならずしも教会を分裂させる実践ではない。ある種の多様性は、教会生活の中で期待されるだけでなく、健全なものとして歓迎すべきものである」(id.)。第二バチカン公会議が東方諸教会について述べるとおり、「習慣や慣例のある程度の相違は、教会の一致にとって少しも妨げにならず、かえって教会に輝きを加え、教会の使命遂行に少なからず貢献するものである」(UR 16)。このような文脈において、また『キエーティ文書』の副題（「教会の一致に奉仕する共通の理解に向けて」）に言及しながら、北米・正教会－カトリック対話は次のように問いかけます。「われわれが絶対的に同一の理解をもつことは必要だろうか。あるいは、望ましくさえあるのだろうか。おそらく多様性を含む合意 (differentiated consensus) というエキュメニカルなモデルがここで役立つ」(id.)。これは、『義認の教理に関する共同宣言』においてルーテル－カトリック国際対話が用いた方法論です。ARC カナダは『義認の教理に関する共同宣言』をモデルとし、その方法論に従いながら、ローマ司教の権威と奉仕職に関する基本的合意を確立する共同宣言を提案しました (ARC Canada 2003, 4.1)。

3.3. 21世紀において首位権行使するためのいくつかの原則

108 最初の千年期の歴史が「決定的」であるとしても、にもかかわらず、最初の千年期を理想化してはなりません。最初の千年期と第二千年期の東西教会の関係の慣習的な対比は、それ自体としてあまりにも単純です。たとえば、聖エイレナイオス・グループは、1-

8世紀、9-15世紀、16-18世紀、19世紀、20・21世紀という5つの時代区分を用いてより精緻な外観を提示します。さらに、ローマとコンスタンティノポリスの間の多くの分裂の段階や(St Irenaeus 2018, 5.3参照)、エフェソス公会議とカルケドン公会議に続く5世紀の悲惨な教会分裂を思い起こしながら、最初の千年期における「分裂していない」教会について語ることが困難であることがしばしば指摘されてきました。実際、「過去を理想化すべきでも軽視すべきでもない。教会が表現した理想と、それらの理想が実践された具体的な人間的現実の間に適切な区別を行う必要がある」(St Irenaeus 2018, 17.3)。

109 さらに、普遍的なレベルでの首位権は、21世紀の諸課題に応答する第二千年期の発展も尊重しなければなりません。「最初の千年期において、またそのために発展した構造を、第三千年期の初めに、単純に再現すべきではない。われわれは、過去に忠実でありつつも、現在の状況と現代の共通の生活、証し、奉仕の要求にも忠実でなければならない」(*Response of the Church of England to UUS*, 50)。再統合された教会において、「ローマ司教の役割を、古代のキリスト教の構造的な原理との連続性のうちに、同時に現代世界における一致したキリスト教のメッセージにこたえながら、注意深く定義しなければならない」(O-C US 2010, 7)。

110 『キリスト者の一致』への応答と対話文書は、21世紀における首位権の行使のためのいくつかの原則と枠組みを明らかにしました。たとえば、アメリカ合衆国ルーテルーカトリック対話は、1973年に「教皇制が教会全体によりよく奉仕する」ための3つの「刷新のための規範」に合意しました。正当な多様性の原則、団体制の原則、補完性の原則です(L-C US 1973, 22-25)。北米・正教会-カトリック専門委員会も、とくに教皇制の役割に関して、正教会の人々とカトリック教会の人々の将来の「交わりの形」のいくつかの「特徴」を明らかにしました(O-C US 2010, 6-7)。

111 神学対話と『キリスト者の一致』への応答から、21世紀における首位権の行使に関する考察の助けとなる、2つの枠組みが繰り返し浮かび上がって来ています。すなわち、教会の共同的・団体的・個人的な構造と、地方的・地域的・普遍的レベルの間の連携です。

3.3.1. 教会の共同的・団体的・個人的な構造

a. 首位権とシノダリティの相互依存関係

112 回答と対話文書の大多数は、首位権が眞の意味での公会議的/シノドス的な教会において行使されなければならないことにはっきりと合意します⁽²²⁾。上述したとおり、『使徒教令』第34条から靈感を受けた過去30年の正教会-カトリック対話は、教会の普遍的

なレベルを含めた、首位権と公会議制の相互依存関係を強調しました。この原則は北米・正教会－カトリック専門委員会によって最初に表明されました。同委員会は次のように述べます。「使徒時代から諸教会の秩序ある交わりの維持に強力な影響を与えてきた、相互に依存し合い、また制限し合う、この2つの制度は、司教や他の任命された地方の指導者の教会会議における集会と、首位権ないし司教の団体における一人の司教の認められた優位性であった」(O-C US 1989, 6)。同様に、『ラヴェンナ文書』の基本的命題は、これです。「首位権と公会議制は相互に依存し合う。だから、地方的、地域的、普遍的といった教会生活の異なるレベルにおける首位権はつねに公会議制の文脈において考察されなければならない、公会議制もまた首位権の文脈においてつねに考察されなければならない」(O-C 2007, 43)。同じようなしかたで、しかし「シノダリティ」という同義の概念を用いて、聖エイレナイオス・グループは次のように述べました。「神学的にも教会法的にも〔……〕シノダリティを考慮することなしに首位権の問題を取り上げることも、シノダリティを扱う際に首位権を無視することも不可能である」(St Irenaeus 2018, 16)。この相互依存関係において、「教会史は2つの教会論の傾向を示す。主要な、しかし排他的なものではない、東方におけるシノドス的な傾向と、主要な、しかし排他的なものではない、西方における首位権的な傾向である。しかし、これらの傾向は創造的緊張において共存しうる」。それゆえ、「カトリック教会と正教会の間のいかなる完全な交わりの回復も、両教会における、シノドス的構造の強化と普遍的首位権の新たな理解を必要とする。これらはともに。教会間の交わりに奉仕するものである」(St Irenaeus 2018, 16. 7)。首位権のシノドス的な行使は、ローマ司教の奉仕職の行使の共通の理解のために要求されます。「第一・第二バチカン公会議の教えに従って、ローマ司教はシノドス的／団体的文脈のうちでのみ権威を有するものとしてすべての人から理解されなければならない。すなわち、司教団の一員、また頭として、諸教会の首座司教の中の長老の総大司教として、そして、普遍的な交わりの奉仕者として」(O-C US 2010, 7b)。

113 ARCIC も、そのきわめて初期の議論から、教会のそれぞれのレベルにおける首位権と公会議制の間の適切なバランスの必要性を繰り返し強調してきました。「首位権と会議制が監督職（エピスコペー）の相互補完的な要素であるにもかかわらず、そのいずれかが他を犠牲にしてまで、また時には重大な不均衡が生ずるほどまでに強調されることがしばしば生じた。諸教会が分離して以来、この危険は増大してきている。諸教会のコイノニアのためには、神の民全体の責任ある参加を得て首位権と会議制との間に適正な均衡が保たれる必要がある」(ARCIC 1976, 22)。首位権と公会議制の間の関係は、教会における一致の原則と多様性の原則と結びついています。「諸教会間のコイノニアの一致に奉仕する首位権と、その交わりの多様性を保証する会議制との間の正しい均衡」(ARCIC 1981 *Eluc.*, 8)が必要です。

b. 「全員」、「幾人か」、「一人」

114 最近の教会論的考察において、シノダリティの2つの側面の間により明確な区別がなされるようになりました。司教の団体制と、神の民全体の参加です。前者に関して、ARCICは次のように述べます。「一人の監督に付与された首位権とは、彼が同僚の監督たちに諮った上で、彼ら全員の名において発言し、その見解を表明しうることを意味する」(ARCIC 1976, 20)。そして、「首座にある監督は、その職務を孤立して行使するのではなく、兄弟である同僚監督たちの団体的協力を得てこれを遂行する」(id, 21)。『キリスト者の一致』に対するスウェーデン国教会監督協議会の応答も、司教の団体制の必要性を強調します。「前進するために、ローマ・カトリック教会の中でもエキュメニカルにも、おそらく団体制の概念をさらに発展させなければならない。このことは、とくに過去における、強力に中央集権化した教皇制に反対して強調されなければならない。いいかえれば、すべての司教と司教の団体全体は、教皇とともに、ローマ・カトリック教会全体に対する責任をもつ。すべての司教は、公会議ないし世界規模の司教会議に集まることができるが、教皇なしにそうすることはできない (A Response to the Encyclical Letter *Ut unum sint*, 12)。

115 シノダリティという用語は、広い意味で、洗礼に基づいてすべての信者が教会生活に積極的に参加することを表すために使うことができます。この「教会のすべての成員を指す、より包括的な意味で」、この概念は正教会－カトリック国際対話によって用いられます。「われわれは何よりもまず、洗礼の力により、キリストの体のそれぞれの部分がユーカリストのコイノニア（ラテン語の *communio*）において自らの場所と固有の責任をもつことを意味するものとして公会議制について語る」(O-C 2007, 5)。この理解は、洗礼を受けたすべての者の〈信仰の感覚〉(sensus fidei, sensus fidelium) に関する教会論的考察に基づきます。「共同体全体とその中のそれぞれの人は、ギリシア神学が呼ぶところの『教会の良心』(ekklesiastike syneidesis)、ラテン教会の用語での〈信仰者の感覚〉(sensus fidelium) をもっている」。したがって、「すべての信仰者（司教だけではない）は、洗礼で告白した信仰に責任をもつ」(id. 7)。この、神の民全体の参加としてのシノダリティのより広い理解は、最近では「共同的」(communal) ないし「共同体的」(communitarian) 側面と呼ばれます。

116 シノダリティのさまざまな側面のこのような区別を踏まえて、一部の神学対話は教会の3つの相互補完的な次元を明らかにします。共同的（「すべての人」）、団体的（「一部の人」）、そして個人的（「一人の人」）次元です。すでに1927年に、ローザンヌ第1回信仰と職制世界会議は、「監督的」(episcopal)、「長老的」(presbyteral)、「会衆的」(congregational) 制度が「再統合された教会生活の秩序のうちに適切な位置をもたなければならない」と認めました。これら3つの次元は、次第に、さまざまな用語を用いなが

ら、シノダリティそのものの本質的な側面であることが明らかにされました。「歴史の流れの中で、教会の共歩性（synodality）は、教会会議の（conciliar）権威、主教団の（collegial）権威、また首位権者の（primatial）権威を通して用いられてきた」（ARCIC 1999, 45）。さまざまなキリスト教的伝統は、一つの次元を他の次元よりも重んじることを見いだすことができます。カトリック教会の人々は個人的次元を、正教会の人々は団体的次元を、改革派教会の人々は共同的次元を重んじます。

117 1982年、信仰職制委員会は、ローザンヌ会議に言及しながら、これら3つの次元を叙階された奉仕職に適用しました。「職制は、個人的、集団的、共同体的な3つの考え方に基づいて実践されなければならないのである。まず第一に、個人的な面からいって職制の実際を考えなければならない。なぜならば、キリストがご自身の民に臨在されるという事態は、福音を宣べ伝え、その共同体を呼び集めてその一致した生活と証しを通じて主に仕えさせるために任じられたある一人の人物によって、もっとも効果的に指示示すことができる事態だからである。第二にこの職制の実際は集団的（collegial）な面から考えなければならない。なぜならば、この共同体がもっている関心を代表する役割は、同じ役割を担う他の同職の人々と共通する役割であり、それに互いに参与するものだからである。そして第三に、この教会的職務とその共同体との関わりの密接さは、職制の共同体的な面において示されなければならない。職制による教会的職務の実践は、その共同体の生活にその根拠をもち、その職務の担い手が神の御旨と聖霊の導きを見いだすためには共同体全体の積極的な参与が必要であるからである」（FO 1982 BEM, Ministry, 26, Commentary）。この論理の筋道は、その後、さまざまな対話によって一致の奉仕職の指導原理として発展させられました。「カトリック教会の回心は、あの奉仕職の共同的、団体的、個人的次元の関係のバランスを維持することのうちにある。実際、個人的次元は、いわば、他の2つの次元によって担われることによって初めて行使されることが可能となる」（Dombes 1985, 134, 9も参照; L-C Germ 2000, 188も参照）。

118 こうしたエキュメニカルな考察は、最近のカトリック教会の教えにも受領されてきました。国際神学委員会はその文書『教会生活と宣教におけるシノダリティ』の中で、これらの3つの次元のうちにシノダリティの神学の根本的な側面を見いだします。「こうした教会論的ビジョンによって、シノドス的交わりを『全員』『幾人か』『一人』という視点で統合するよう導かれます。部分教会、諸部分教会の地域グループ、そして普遍教会という異なるレベル、異なる形態において、シノダリティは、信者の総体（universitas fidelium）による『信仰の感覚』（sensus fidei）の行使（全員）、各自の司祭団とともにあり、司教団による指導の奉仕職（幾人か）、そしてローマの司教による一致の奉仕職（一人）を含んでいます。このようにシノダリティのダイナミズムは、神の民全体を含む共同体的側面、司教の奉仕職の行使部分である団体的側面、そしてローマの司教の首位的奉仕

職を結び合わせます」(ITC 2018, 64)。この文書を引用しながら、教皇フランシスコは、次のように述べました。「広い意味でのシノダリティは、『全員』『幾人か』『一人』という、これら3つの次元を表現したものと見なすことができます」。このようなビジョンにおいて、「首位的奉仕職はシノダリティのダイナミズムの本質的要素です。神の民全体を含む、共同体的次元や、司教の奉仕職の行使の一部である団体的な次元も同様です」⁽²³⁾。このような観点において、シノダリティを首位権と競合する対立物と見なしたり、教会の単なる団体的ないし教導的側面と見なしてはなりません。むしろそれは、それ自体のうちに個人的、団体的、共同的次元を含むダイナミズムと見なすべきです。

3.3.2. 地方的、地域的、普遍的レベルの間の連携

119 エキュメニカルな考察は、ローマ司教の奉仕職をより広い教会論的展望から切り離して理解してはならないことへの認識を深めることに寄与しました。多くの神学対話は、首位権を考察しながら、これらの3つの次元——共同的、団体的、個人的——が教会のすべてのレベルで働いていることに注目しました。

a. 地方教会と普遍教会の同時性

120 きわめて重要な問題は、地方教会と普遍教会の間の関係です。多くのキリスト教的伝統が教会の地方的な実現を強調するのに対して、カトリックの教会論は通常、普遍的次元を、それゆえ教皇の普遍的奉仕職を強調します。しかしながら、『教会憲章』は、「部分教会は普遍教会 (Ecclesiæ universalis) の像に似せて形づくられ」るとともに、「それら〔部分教会〕のうちに、またそれら〔部分教会〕から (in quibus et ex quibus)、唯一单一のカトリック教会が存在する (una et unica Ecclesia catholica exsistit)」(LG 23) と述べます。

121 エキュメニカル対話は、これら2つの次元の同時性を考察する助けとなりました。正教会—カトリック国際対話の第一文書は、次のように述べました。「キリストは多くの人のための一人の方であるので、キリストの体である教会においても、一つの教会と多くの教会、普遍教会と地方教会は、必然的に同時的である」(O-C 1982, III, 2)。

122 同様に、世界教会協議会とカトリック教会の合同作業部会は、その文書『教会——地方的、普遍的 (1990年)』(The Church: Local and Universal)において、次のように述べます。終末論的教会論と聖霊論的教会論は「地方教会か普遍教会の一方を排他的に優先せず、両者の同時性を示唆する」(JWG 1990, 22)。なぜなら、「教会の交わりにおいて、地方教会と普遍教会の相互依存性が」(id, 35) つねに存在するからです。

123 同様に、アメリカ合衆国・聖公会—カトリック対話も次のことについて合意します。「地方教会と普遍教会はともに構成的であり、ともに内在的である。〔……〕それゆえ、教会は地方

的であるとともに普遍的である。地方教会は普遍教会の単なる支部でもなく、また、普遍教会も地方教会の単なる集合体ではない。それぞれが完全に他と相互依存関係にある」(ARC-USA 1999)。この問い合わせは国際対話の中で改めて提起されました。「カトリック教会の人々にとってもう一つの重要な問い合わせは、ローマの司教座の首位権によって象徴され構造化される、普遍教会の教会的現実に関わる。普遍教会は地方教会および地域組織に対して時間的・存在論的な優位性をもち、後者は普遍教会の先行する現実に由来し、それに依存するのだろうか。あるいは、普遍教会と地方教会は相互に定義し合い、共存し、必然的にともに内在的なものと見なされるべきであり、その結果、普遍教会は地方教会に対して責任をもち、地方教会は地方教会どうし、また普遍教会に対して責任をもつのだろうか」(ARCIC 2018, 67, 48 と 154 も参照)。

124 ルーテル教会との国際対話が開始した時点で、「ルーテル教会側では、地方教会は普遍教会の表現なので、いかなる地方教会も孤立して存在するはずがないことが認められた。この意味で、教会の交わりの職務的任務の重要性が認識されると同時に、そのような一致の効果的な奉仕が存在しないことによってルーテル教会の人々に生じた問題が言及された」(L-C 1972, 66)。

125 世界福音同盟 (World Evangelical Alliance) との委員会も、文書『教会、福音宣教、コイノニアの絆 (2002 年)』(Church, Evangelization and the Bonds of Koinonia) の中で、地方教会と普遍教会の相互依存関係に関する一定の合意を示しました。「福音派の人々は、カトリック教会の人々同様に、世界規模の交わりの価値を認めるが、異なる神学的前提といくつかの聖書箇所の異なる解釈のゆえに、普遍教会と地方教会の関係に関して異なる見解をもっている。福音派の人々は『普遍教会』を、あらゆる場所と時代において救いのためにキリストを信じ、また信頼するすべての人々と理解する」。福音派の人々は、キリストが「おもに地方的なものとして〔……〕目に見える教会の創立を望んだ」と認める一方で、にもかかわらず、「これらの会衆は教会の本性と使命の普遍的な性格を表現する手段として連盟や同盟を求めることができる」(33) と述べます。

126 これらのエキュメニカルな考察は、地方教会と普遍教会の「本質的な相関関係」に関してカトリック教会が深い理解に達するための助けとなりました。国際神学委員会が次のように示すとおりです。「教会は、それが普遍（カトリック）的であるかぎり、普遍的なものを地方的に、地方的なものを普遍的にします」(ITC 2018, 59)。それゆえ、地方教会と普遍教会は相互に内在的です。「この二つの極の本質的な相互関係は、キリストの教会における普遍的なものと地方的なものが互いの中に存在するしかたで表現できます。普遍的である教会において、多様性は単なる共一存在ではなく、互いの相関関係と依存関係における結びつき、つまり、三位一体の交わりがその中に教会的な反映を見る、教会論的な〈三位相互内

在性〉(perichoresis) なのです」(ITC 2018, 60; 『交わりとしての教会理解のいくつかの点について』9 [Communionis notio] も参照)。

b. 地域的 (regional) レベル

127 諸対話の中で言及されたもう一つの問題は、教会における地域的（超地方的 [supra-local] ないし地方横断的 [trans-local] とも呼ばれます）レベルの重要性です。第二バチカン公会議は次のように述べて、この次元が神の意志に根ざしていることを認めました。「神の摂理によって (Divina autem Providentia factum est)、使徒とその後継者によってさまざまな場所に設立されたさまざまな教会が、時の流れとともに有機的に結合した多くの集団にまとまり [……]」(LG 23)。多くの対話は、大多数のキリスト教共同体における首位権の行使にとって、また、その宣教活動にとって、地域的レベルがもっとも意味があることを認めながら、地域的レベルでの首位権の行使と普遍的レベルでの首位権の行使のバランスの必要性を強調します。この問題は東方と西方においてさまざまな展開を示すとともに、さまざまな問題を提起してきました。

○東方教会——「独自の規律に従って自らを治める権能」(Facultatem se secundum proprias disciplinas regendi)

128 地域的レベルの重要性は正教会および東方正教会との多くの対話の中で取り上げられてきました。正教会－カトリック国際対話は、東方においても西方においても地域的構造の教会論的重要性を強調し、総主教区と司教協議会の間にある種の並行性を指摘しました。「東方キリスト教では新たな総主教区と独立教会が設立され、ラテン教会においては最近、司教協議会という司教の集合体の特別なパターンが出現した。これらは教会論的な観点から見て、単なる行政的な区分ではない。それらは、教会における交わりの精神を表現するとともに、同時に、人間文化の多様性を尊重している」(O-C 2007, 29)。北米・正教会－カトリック対話は、次のように述べて、首位権と複数の首位権 (principes) の関係に関する問題を提起しました。「再統合された教会において、相互補完的であり相互を強化するものとしての、このような教皇と司教の権威の理解は、教父時代から東方教会で発展してきた、地方と首座司教と総主教のリーダーシップのより複雑なパターンを含むものにまで拡大されるべきである」(O-C US 2010, 7b)。それゆえ、同対話は次のように提案します。「究極的に、それによって地方的・地域的首座司教の関係が具体的に制御される、権威の新しい構造が、共同の協議によって、すなわち、おそらく公会議によって、制定される必要がある」(id, 8 d)。東方教会に関して、同文書はさらに次の提案を行います。和解した教会において、「[ローマ司教の] 東方教会とその司教との関係は [……]、ラテン教会で現在受け入れられている関係と本質的に異なるものとなるべきである」。そして、こう付け加えます。「現在の東方典礼カトリック教会は、現在の正教会と同じようなしかたで、ローマ司教との関係をもつことになるであろう」(id, 7a)。

129 教皇ヨハネ・パウロ二世と教皇シェヌーダ三世も、1979年に署名した共同文書においてこのような展望に合意することができました。「われわれが思い描く一致は、一方が他方を吸収したり、一方が他方を支配することを意味するものではない。それは、それぞれが神の靈から受けた固有の賜物をよりよく生きるために奉仕する。一致は、われわれの教会が自らの伝統と規律に従って自らを統治する権利と権能をもち続けることを前提する」(『カトリック教会とコプト正教会の一致の探求の指針(1979年)』[*Principles for Guiding the Search for Unity between the Catholic Church and the Coptic Orthodox Church*, 序文、4-5])⁽²⁴⁾。

130 東方典礼カトリック教会は、地域的レベルに関する特別なパラダイムを代表します。ローマの司教座と完全な交わりをもつ自主権を有する(*sui iuris*)諸教会として、東方典礼カトリック教会は、東方教会のアイデンティティとシノドス的な構造におけるその自律を維持します。正教会は、吸収されて自らを統治する権能を失うことを恐れて、東方典礼カトリック教会とローマの司教座の関係をカトリック教会のエキュメニカルな信頼性の基準と見なしています。正教会は、東方典礼カトリック教会とローマの現在の関係を、将来の交わりのモデルとして認めません。しかしながら、第二バチカン公会議が東方教会の「独自の規律に従って自らを治める権能」(Facultatem se secundum proprias disciplinas regendi) (*UR16*)を正式に認めたことを思い起こさなければなりません。この原則の教理的前提と実践的な帰結は、新たなエキュメニカルな考察の対象となりえます。

131 正教会－カトリック対話は、「ユニアティズム」(uniatism)という歴史的現象を、首位権の問題と密接に関連する、教会論的観点から新たに解釈することを可能にしました。17世紀において、トリエント公会議後の教会論に根差した「ユニアティズム」の教会論的基盤は、すべての地方教会に対するローマの司教座の直接の裁治権の要求でした。この要求は、ローマの司教座との交わりのうちにはない教会が、自らの典礼と規律を保持することを認めながら、カトリック教会との交わりへと「戻す」ための宣教活動の対象となりうることを意味しました。正教会－カトリック国際対話は、バラマンドでの合意文書『ユニアティズム、過去の合同の方法と、完全な交わりへの現在の探求』(*Uniatism, Method of Union of the Past, and the Present Search for Full Communion*)の中で、次のように認めました。「カトリック教会の人々と正教会の人々が教会の神秘との関係において改めて互いを考察し、姉妹教会として改めて互いを発見したしかたのゆえに、『ユニアティズム』と呼ばれてきた、上述した『宣教的使徒職』の形態は、従うべき方法としても、両教会が追求している一致のモデルとしても、もはや受け入れることができない」(O-C 1993, 12)。「対話と祈りに基づいて、東方と西方の姉妹教会がエキュメニカルな努力を行っているのは、完全で全面的な交わりの探求である。この交わりは、吸収でも融合でもない、真理と愛における出会いである」

(*id.*, 14)。しかし、その最新の文書において、同委員会は次のように認めます。「このような合同の動機はつねに議論的となってきた。教会の一致への真の望みを考察から排除することはできない。宗教的因素と政治的因素がしばしば絡み合っていた。合同はしばしば不幸な地方的状況からの逃避の試みとして現れる」(O-C 2023, 2.6)。

○西方のキリスト教的共同体——地域的レベルの教会論的重要性

132 ラテン教会における地域的レベルの価値も一部の西方神学対話において擁護されています。これらの対話は、カトリック教会におけるその重要性と、他の西方のキリスト教的共同体にとってのその意義の「非対称性」を指摘します(ARCIC 2018, 108 参照)。ドープ・グループは、「現在の大陸別の司教會議が、教会法的な認可を得て、教会組織、司教の任命、典礼、カテケージスなどに関する広い権限を与えられることへの希望」を表明しました。「これは、古代の総主教座の刷新・適応された形態としての、『大きな大陸別教会』となるであろう」(Dombes 1985, 144) ⁽²⁵⁾。

133 スウェーデン教会は、その『キリスト者の一致』への応答の中で、「継続的な分権化」の「必要性」について述べました。「それゆえ、地方の独立性の強化と、たとえば自立ないし独立した総主教座による相互の平等性の増大が、他の教会的伝統においても必要となる。聖公会やルーテル教会の責任分担地域を想像することが可能である」(pp.12-13)。

134 古カトリック-カトリック対話も「古代教会の総主教制」の現代的意味を述べています。そこでは教皇は「総主教の中の第一の者としての首位権」(OC-C 2009, 29) を行使することになります。古カトリック教会の人々はこのモデルを自らに当てはめます。「ユトレヒト同盟にとって、ローマ・カトリック教会およびローマ司教との教会的交わりは、自らの典礼的・教会法的構造と、他の教会と結んだエキュメニカルな責務をもった教会として存続し続けながら、地方教会の普遍的交わりのしるしとしての教皇との交わりをもつことを意味する」(*id.*, 83)。

135 さらに最近では、ARCIC が、「いくつかの側面において [……] 司教協議会が地域的教会會議／シノドスの古代的モデルへの回帰を示している」(ARCIC 2018, 110) ことを考察しつつ、「聖公会とローマ・カトリック教会の生活の地域的レベルでの交わりの実践における緊張と困難」(*id.*, 116-118) を検討しました。ARCIC は、「過度な中央集権主義」を緩和するための司教協議会の重要性を強調する、教皇フランシスコの『福音の喜び』の言葉を引用しました。「第二バチカン公会議でいわれたとおり、古代の総大司教教会の制度にあったように、司教協議会は『その団体意識が具体的に実現されるよう、今日、多様かつ豊富な手段を講じること』(LG23) ができるのです。しかし、公会議のこの願いは十分に実現されはいません。なぜなら、各司教協議会を真正な教理についての権威をも含んだ具体的権限

の主体として認める司教協議会規定が、いまだ十分に確立されていないからです。過度な中央集権主義は、教会生活とその宣教する力の助けとなるどころか、それを複雑にしてしまいます」(ARCIC 2018 注 38 に引用された *EG 32*)。同じ ARCIC 文書は一部の聖公会の人々が、使徒憲章『アングリカノールム・チェティブス (2009 年)』(*Anglicanorum Coetibus*) による規定の下での属人教区 (personal ordinariates) の発展をこうした中央集権主義の例と見なしていることを指摘します (5)。

c. 補完性

○「古代の原則」

136 教会のさまざまなレベルに関する問題に関連して、補完性も、エキュメニカル対話の中で、首位権の行使にとっての重要な原則としてしばしば言及されています。北米・正教会カトリック神学専門委員会は補完性を次のように述べています。「適切に組織化された人間的構造にとって規範的なものと認められる古代の原則。『下級』の審級が信仰の一致を継続するために必要な決定を作成ないし実施することができない場合にのみ、司教の権威の『上級』の審級が行動することが求められる」。専門委員会の文書はこの原則を、とくに司教の選出と、あらゆるレベルにおける教会指導者の認可に適用します。「これは、とりわけ、少なくとも正教会と東方典礼カトリック教会において、司教が地方教会会議ないし他の伝統的な選出方法によって選出されることを意味する。主要な司教ないし首座司教の任務に選出された者は、古代のキリスト教的習慣に従って、交わりの手紙の交換ないし受領によって、あらゆるレベルの他の教会指導者、自らの総主教、総主教の中の第一の者であるローマ司教に自らを紹介しなければならない。ローマ司教も自らの選出について東方の総主教に報告しなければならない」(O-C US 2010, 6g)。同様に、サルディカ教会会議によって定められた古代の控訴手続きも、補完性の一形態と見なすことができます(上述 101-103 節参照)。

137 ARCIC はまた、とくに地域的な文化状況に応じて補完性の原則を実施する必要性を強調しました。「補完性の原則は、教会の地方的レベルと世界的／普遍的レベルの交わりの道具としての有用性を示している。すべての問題が世界のすべての人に関わるわけではない。それゆえ、一つ以上の地方教会に関わるすべての問題が世界的／普遍的レベルでの検討を要求するわけではない。世界的／普遍的レベルは、すべての人に影響を及ぼす問題を取り扱うために存在するからである。さらに、一つの地域と他の地域の文化的な違いにより、画一的な決定が賢明でない場合がありうる」(ARCIC 2018, 107)。

138 アメリカ合衆国ルーテルーカトリック対話は、補完性の原則を 3 つの「刷新のための規範」(上述 110 節参照) の一つとして、また、教会全体の意思決定への参加による正当な多様性を保証するものとして、提示します。「補完性の原則も重要である。教会のすべての

部分は、おののが自らの特別な遺産を心に留めながら、正当な自由を行使することにより、聖靈によって与えられた賜物を育まなければならぬ。教会生活の小さな単位で適切に決定され、実行されうることを、広範な責任をもつ教会指導者にゆだねてはならない。神の民のできるだけ広い参加によって、決定を行い、活動を実施しなければならない。神学、典礼、証し、奉仕における健全な多様性を推進するための取り組みを奨励しなければならない。共同体を築き、その一致を強める際に、信仰の一致において少数者の権利と少数者の視点が守られることに、すべての人が配慮しなければならない」(L-C US 1973, 25)。

139 同様に、カトリック-カトリック国際対話は、ユトレヒト同盟とローマ司教の受け入れ可能な関係を定義する際に、この原則に言及します。「ローマ司教がユトレヒト同盟が求める交わりの観点において教会の普遍的一致に奉仕する奉仕職を行使するしかたのモデルを見いだし、合意することが必要である。このモデルは、交わりのための相互の責務と補完性の原則の間の緊張において、ローマ司教の首位権に関する(上述した)見解に具体的な表現を与えるものである」(OC-C 2009, 86)。

○「権能を行使するうえでの自発的な制限」

140 補完性の原則と関連して、「一致の奉仕職」の意味での首位権と、権威の行使の間の関係の問題は複雑です。この複雑さは、一つには、首位権に適用される用語に起因します。なぜなら、裁治権、教会法的権威、権能、統治、行政といった相互に関連する概念は、さまざまな意味のレベルで用いられるからです。一部の対話と『キリスト者の一致』への応答は、権威の行使における権能のいかなる濫用に対しても警告を発します。自分の一致の奉仕職は、それを実現する「権能と権威」が奪われれば「空洞化」するというヨハネ・パウロ二世の言葉(UUS94)に反応して、連合王国・合同改革派教会(the United Reformed Church in the United Kingdom)からの応答(2009年)は、そうした前提の「批判的な再検討」を求めて、次のように宣言します。「十分な知識に基づく良心を具えたキリスト者の間の意見の相違の問題が、権能や権威の行使によって単純に解決されるということをわれわれは経験していない。また、それは普遍性の本性に関するわれわれの理解とも一致しない」(4)。

141 同じ批判的なアプローチにおいて、アメリカ合衆国ルーテル-カトリック対話は、ローマ司教の権能は、その任務の行使と、普遍的レベルでの効果的な「一致の奉仕職」となるというその目的の範囲のために要求されるものより大きくなつてはならないと論じます。同対話は権能において自発的な制限を行うことを提案します。「いかなる社会における権威もその指定された目的を達成するのに必要な範囲の権能のみを行使するということが、重要な政治的原則である。このことは教皇職にも当てはまる。最高の権威と、これに対応する権能の限定期的な行使の間の教会法的な区別を排除してはならず、また強調する必要がある。このような制限は、ローマ・カトリック教会の教理によって教皇に帰された普遍的裁治権を必

ずしも侵害するものではない。それゆえ、教皇の裁治権の行使の教皇による自発的な制限が、団体的統治の機関の有効性の増大に随伴し、そこから、最高の権能における抑制と均衡が効果的に認識されるようになることを予見することができる」(L-C US 1973, 27)。

○「十分な範囲の権威」

142 最初の千年期における「栄誉の首位権」に関する考察（上述 94-98 節参照）と同様に、一部の対話は、ローマ司教がその「一致の奉仕職」に関連する多くの課題と複雑な責務に対処するために、十分な範囲の権威を現実的に必要とすると述べます。権威を剥奪されるなら、ローマ司教の「一致の奉仕職」は無力な道具となり、場合によって空虚な肩書となるおそれがあります。ドーブ・グループははっきりとこう述べます。「われわれは普遍教会の交わりに関する個人的な奉仕職が貧しくなること、ないし、弱まることを望まない。われわれは、この奉仕職を行使してきた者、現在ないし将来において行使する者を尊重する一方で、この奉仕職の福音的な透明性を望む。この奉仕職は、現代世界の諸課題やある種の権力の圧力に直面するすべての教会のために主導し、提案し、支援する力であり続けなければならぬ」(Dombes 1985, 151)。

143 同様に、聖公会の人々と古カトリック教会の人々の 1985 年の合意声明は、補完性の価値を認めながら、次のように述べます。「われわれは、普遍的首位権者が単なる一致のしるしであるだけでなく、一致と真理と愛を維持しうるために、特定の時期と特定の状況において、司教会議および公会議を招集する責務と、必要と思われる場合にそれを行う権利をもたなければならないと認める。普遍的首位権者は控訴を受理する明確に定義されかつ限定された権利を与えられうる。普遍的首位権者は、その責務の適切な行使のために実質的な職務構造の支援を必要とすると思われる」(OC-C 2009, Appendix text 7)。

4. カトリック教会に対するいくつかの具体的提案と要望

144 首位権に関するエキュメニカル対話と『キリスト者の一致』への応答を通じて、すべての異なるキリスト教共同体全体に対してさまざまな提案がなされました。カトリック教会の人々にとっての第一のエキュメニカルな責務が「教会についてのキリストの意志に対する自分の忠実さを反省し、そして当然のように、刷新と改革の事業に熱心に従事する」(UR4) ことであるという確信とともに、教皇の首位権が広範なエキュメニカルな受領を得るために、次のような具体的な提案ないし要望がカトリック教会に対してなされました。

4.1. 第一バチカン公会議の解釈の刷新

145 いくつかの神学対話は、特定の文脈に密接に結びついた用語で表現された教会の教えの「再受領」(re-reception) の価値を強調します。このプロセスは ARCIC によって次のように説明されます。「こうして、無視されていた種々の要素が再び発見され、あらためて神の約束が思い起こされて、教会の『アーメン』の刷新へと導かれる。受領されてきたことも、重点の置き方が変わるかもしれない。伝統のまとめ方のいくつかが、新しい背景の中では不適当、あるいは誤解さえ招くように見えるからである。こうした過程のすべてを再受領と呼ぶこともできよう」(ARCIC 1999, 25; 上述 59 節も参照)。

146 この「再受領」のプロセスは、第一バチカン公会議の教えに関して求められてきました。アメリカ合衆国ルーテルーカトリック対話は、このプロセスを「再解釈」と規定し、「場合により、本来の意図に忠実でありながら、変化した文化的文脈に適用された新たな表現を見いだす可能性」について言及します。「この再解釈のプロセスは、教皇の不可謬性の教理が第二バチカン公会議で扱われ、新たな側面を前面にもたらした際にすでに実施されていた」(L-C US 1978, 19)。「不可謬性の教理を、法、義務、従順という法的カテゴリーではなく、約束、信頼、希望という神学的カテゴリーの中に位置づける」ことの必要性が表明されています (id., 5)。

147 ドーブ・グループは、「〈メタノイア〉の精神において」、「第一バチカン公会議以来使用され、われわれ東方と西方の分かれた兄弟たちのキリスト教的感性を深く傷つける、〔ローマ司教の〕この奉仕職に関する教義的表現が、公式の更新された解説、さらにはそれを交わりの教会論に統合する用語の変化を生み出すことへの希望」(Dombes 1985, 149) を表明しました。後に同グループは、「教皇の不可謬性の教義の言い換え」も要求し、次のように提案しました。「この再定式化は、将来の公会議の枠組みの中でなされるべきである。そこでは他の諸教会の代表が、彼らに属する完全な役割を果たすことになる」(Dombes 2014, 476)。

148 同様にドイツにおけるカトリック教会の人々とルーテル教会の人々は、第一バチカン公会議の「公式な解釈」への希望を表明しました。そこでは「裁治権の首位権は、教会の交わりの構造の中に位置づけられ」、「教皇の不可謬性は使徒的信仰（聖書）への絶対的な忠実においてのみ行使されうる」（L-C Germ 2000, 198）。

4.2. ローマ司教の首位権の区別された行使

149 ローマ司教は、同時に、地方教会の司教、西方ないしラテン教会の首座司教、普遍的レベルでの一致の奉仕者として活動します。一部のエキュメニカル対話は、異なる責務の間の、とくに西方教会における総大司教としての奉仕職と諸教会の交わりにおける一致に関する首位的奉仕職の間の明確な区別を要求しています（前注 25 も参照）。このさまざまな役割を明確に区別することへの要求は、一部の対話によって指摘された、それぞれの教会的レベルにおける首位権とシノダリティの異なる性格と関係と対応します（上述 82 節参照）。

150 フランス・正教会－カトリック対話は 1991 年に、「それが西方諸教会に関わるか、普遍教会に関わるかに基づく」、「ローマ司教の裁治権の区別された行使」（O-C Fr 1991, p. 119）を求めました。聖エイレナイオス・グループは、再統合された教会において首位権をいかに行使することが可能かを考察して、次のように述べます。「普遍的レベルにおける首位権に関するカトリックの概念のよりよい理解は、カトリック教会における教皇の独自の位置と、より広範なキリスト教的共同体における首位権者としての教皇の可能な職務との間の区別をより明確にすることを通じて得ることができるであろう」（St Irenaeus 2018, 14.11）。同様に、正教会－カトリック国際対話は、次のように述べます。「西方ないしラテン教会における教皇の総大司教としての奉仕職と呼びうるものを、全教会の交わりに関する教皇の首位権者としての奉仕と進んで区別し、将来に向けて新たな機会を与えるとする意向も存在する」（O-C 2023, 5.2）。

151 同じ精神において、一部の西方のキリスト教的共同体との神学対話は、ローマ司教の奉仕職の区別された行使の必要性を指摘します。たとえば、メソジスト－カトリック国際対話は次のように述べます。「ローマ司教が果たしている現在の任務の一部は、自らの教区司教座ないしラテン教会の総大司教としての職務に属するもので、一致の普遍的奉仕職の本質に属するものではないことを、歴史から示すことができる」（MERCIC 1986, 59）。ブリテンおよびアイルランド教会協議会の『キリスト者の一致』への応答は、「首位権と普遍的裁治権の間に、または、首位権と『西方の総大司教』の裁治権の間で行うべき区別」（4）が存在すると述べます。ドーブ・グループもこの議論を取り上げて、次のように述べます。「歴史的研究は次のことを示してきた。東西分裂のゆえに、カトリック教会は、古代

の西方総大司教座ないしラテン教会と一致することになった。そのため、ローマ司教は事実上混乱した形で、上記の教会において、交わりの奉仕職の責務と、西方の総大司教の責務という二重の責務を果たしてきた。そこからますます中央集権化を推進した。さらに、ラテン教会の活発な宣教努力は、その帰結を考慮することなく、西方総大司教座の裁治権をほとんど地球全体へと拡大した。この『異常な発展』は、『実際に教皇制とは似て非なる、怪物のように膨れ上がったものへと混同されることを通じて』[L. Bouyer, *L'Église de Dieu, Paris, Cerf, 1970, p. 555】、教皇制の姿を傷つけた。教会の生きた組織の中でこの二つの任務の相違が目に見えるものとならないかぎり、ローマ司教によって行使される交わりの奉仕職の必要性は、正教会、聖公会、プロテスタントの兄弟から受け入れられないであろう。カトリック教会内での分権化が行われることによってのみ、カトリック教会との完全な交わりの絆を刷新することによってこれらの兄弟が受け入れる献身の形の具体的な展望が与えられるであろう」(Dombes 1985, 142–143)。ドイツ・ルーテルーカトリック対話は、「国家元首」としての教皇の問題とその政治的・外交的な意味に加えて、さらに、「教皇の人格と結びついた職務——ローマ司教、全教会の司牧者、イタリアの首座司教、ローマ教会管区の大司教また首都大司教、バチカン市国の元首——の区別」(L-C Germ 2000, 200)を求める。*

152 ドーブ・グループは、こうしたローマ司教の首位権の区別された行使の提案に合わせて、「自らの部分教会〔ローマ教区〕におけるローマ司教の奉仕職の行使が強化されること」への望みを表明しました。「教皇が、それが求められ、またそれを行使する事が可能な、自らの司教の責務をいっそう引き受けるなら、間違いなく、教皇制のイメージの大きな変化に寄与しうるであろう。そうすれば、教皇は、〈エピスコペ〉の真に共通の統一した奉仕職において、その兄弟たちの牧者、しもべ、指導者としての姿を現すであろう」(Dombes 1985, 150)。

4.3. 〈内部に向けた〉(ad intra) シノダリティ

153 さまざまな神学対話は、カトリック教会の〈内部に向けた〉(ad intra) シノドス的な秩序づけと、その〈外部に向けた〉(ad extra) エキュメニカルな取り組みの信頼性ないし魅力との間の相互関係を強調します。東方と西方の諸教会・教会的共同体はともに、カトリック教会の〈内部に向けた〉(ad intra) 交わりと首位権がいかに形づくられるかを、エキュメニカルな分野におけるその〈外部に向けた〉(ad extra) 意図の青写真ないしテストケースとして注意深く見守っています。

154 諸対話は、カトリック教会内でシノダリティの強化が求められる領域を指摘してきました。ARCICは『権威という賜物』の中で、「ローマ・カトリックの人々が直面している課題」を列挙します。「聖職者たちは、——信徒たちも同様だが——姿を見せ始めた共歩的

な (synodal) 諸集団にあらゆるレベルで参加しているのだろうか。司教たちの団体性に関する第二バチカン公会議の教えは実行に十分に移されたのだろうか。司教たちの諸行動は、地方教会を治めるために叙任を通して受けた権威の範囲を十分に意識していると言えるものだろうか。地方教会、あるいは全教会に影響を及ぼす重大な決定が行われる前に、ローマの司教と諸地方教会の間で意見交換を行うことを保証する措置が十分になされたのだろうか。こうした決定が行われるとき、神学的な見解の多様性はどのように考慮されているのだろうか。諸教会の間の交わりの促進のためにローマの司教が働いているとき、教皇庁の種々の機構と手続きは、ローマの司教を支えるにあたって、他の諸レベルでのエピスコペーの行使を適切に尊重しているのだろうか。とりわけ、ローマ・カトリック教会は、普遍的な首位権の問題をどのように提示するのだろうか。その問題はヨハネ・パウロ二世が、『教会指導者たちとその神学者たち』を招いた、あのローマの司教の職責の行使についての『忍耐強い兄弟的な対話』から姿を見せる問題なのである」(ARCIC 1999, 57)。

155 これらの問題に対する応答において、諸対話は、カトリック教会の人々がその対話のパートナーの経験から学ぶことができるための、地域的レベルまた普遍的レベルにおけるいくつかの提言を行いました。地域的レベルにおける首位権とシノダリティの実践を強化する必要性を考察した、一部の対話は、カトリック司教協議会に関する提案を行いました。たとえば、ARCIC は、「管区レベルに関して聖公会の原則と手続きから学ぶ可能性」と、カトリック教会の人々にとっての、「以下のことに関する原則を作成する」必要性を指摘します。すなわち、「司教協議会の権威。国別／地域別司教協議会と世界代表司教会議の関係。慣例的にローマに依頼することなしに地方レベルで適切に処理可能な問題の範囲と種類の特定。ローマから発せられる企画や支持に対して国別／地域別司教協議会が疑問を投げかけることができるための適切な手段」(ARCIC 2018, 121)。普遍的レベルにおいて、一部の対話は、神の民全体がシノドスのプロセスにいっそう関わる必要性を指摘しました。すべてのカトリック信者の広範な参加を促進する、最近の世界代表司教会議の規定の変更は、関心をもって見守られています (St Irenaeus 2018, 11.15; ARCIC 2018, 146 参照)。オーストラリア・ルーテルーカトリック対話とそのルーテル教会のシノドス的な実践の考察に基づいて、第二バチカン公会議後に設立された小教区ならびに教区の司牧評議会のモデルに従い、世界代表司教会議に加えて、カトリック教会の普遍的なレベルでの、信徒を含めた、新たな「司牧総評議会」(General Pastoral Council) を設立することが提案されています (L-C Aus 2007 参照)。

4.4. 〈外部に向けた〉(ad extra) シノダリティ——「共に歩む」

シノダリティの概念は、カトリック教会と他のキリスト教的共同体の関係にも適用することができます。エキュメニカルな道は同じように「共に歩む」プロセスだからです。この〈外部に向けた〉(ad extra) シノダリティは、定期的な意見交換と共通の行動と証しを

を通じて推進されます。

4.4.1. 「公会議的交わり」(conciliar fellowship) と首位権

156 世界教会協議会によって一致の可能なモデルまた方法としてすでに提示され、世界のさまざまなキリスト教的共同体によって採用された、「公会議的交わり」(conciliar fellowship) の概念は、今日においてもなお可能な前進の道を示しています。当然のことながら、公会議制／シノダリティは再統合された教会の内的生活の一側面をなすものであり、それゆえ、エキュメニズムの手段ではなく、目的を指し示します。しかしながら、「公会議的交わり」という表現は、さまざまな共通の構造と公会議的／シノドス的なタイプの取り組みの枠組みにおいて、目的だけでなく、一致を目指すための手段をも意味します。それゆえ、1975 年の世界教会協議会ナイロビ総会は、さまざまなキリスト教的共同体の一致を推進するために「公会議的集会」の設立を提案しました。この「公会議的交わり」のビジョンを実現することによって、諸教会は、「外的シノダリティ」と呼びうるものを通じて、自分たちがすでに共有している交わりを目に見えるものにし、深めることができます。

157 このような観点から、ドーブ・グループはその 1985 年の文書を次の最後の望みをもって締めくくりました。「われわれは、カトリック教会と世界教会協議会に属する諸教会の有資格の代表が集まりうる集会の招集を望むまで、来るべき完全な交わりの時を待たなければならぬのだろうか。このような集会は、当然のことながら、公会議という名称を与えるならないであろう。にもかかわらず、公会議の集会が『交わりの奉仕職の特別な形態』をなすことを確認する、普遍教会の伝統に従って、われわれは、聖靈の助けにより、このような取り組みがエキュメニカルな進展にとって利益となるだけでなく、ご自身の教会の一致に対するイエス・キリストのご意志に一致すると信じる」(Dombes 1985, 163)。同グループは付け加えていいます。「普遍教会における交わりの奉仕職に関するわれわれの研究は、ローマ司教の靈的また司牧的な姿を描き出す。すなわち、もしローマ教皇が世界教会協議会とともにそのような集会を招集するなら、彼は一致の奉仕者としての自らの奉仕職に忠実に従うことになる。もしそのような呼びかけが聞き入れられるならば、われわれは主を賛美する」(id, 165)。同様に、スイスのエキュメニカル作業グループ (Ökumenische Arbeitsgruppe) は、『キリスト者の一致』への応答において、「21 世紀のための公会議」を呼びかけ、アイオナ共同体は使徒言行録 15 章から靈感を受けて、第二の「エルサレム会議」を提案しました。

158 同じ精神において、多くの対話は、とくに司教および首座司教のレベルにおける団体制を通じて、諸教会間のシノダリティを推進するためのさまざまな取り組みを提案してきました。たとえば、ARCIC II は、司教職 (エピスコペー) の行使における眞の協力を打

ち立てるための具体的な段階を提案します。すなわち、地方および地域レベルで司教たちが定期的に会合すること。一方の交わりからの司教たちが他方の司教たちの国際的な会合に参加すること。共通善に影響する諸問題について、公共の場で一緒に証しすること。さらに、カトリックの司教たちのローマへのアド・リミナ訪問（教皇庁定期訪問）に聖公会の主教たちが加わることです（ARCIC 1999, 59）。『カトリック教会とコプト正教会の一致の探求の指導原理（1979年）』（*Principles for Guiding the Search for Unity between the Catholic Church and the Coptic Orthodox Church*）は、完全な交わりの回復を待つことなく、首座司教間の定期的な意見交換の場を設立することによる公会議制の相互の再発見という具体的なモデルを提案しました（6）。北米・正教会－カトリック専門委員会は次のことを提案します。「国別ないし地域別の正教会とカトリック教会の司教の代表が司牧的な問題に関する意見交換のための定期的な集会を始めることが可能である。正教会の独立教会および自立教会の総主教および代表も、意見交換と計画のために定期的に教皇、カトリック教会の指導的な司教、教皇庁職員と会うことが可能である」（O-C US 2010, 8 a）。

4.4.2. 共に働き、祈ること

159 シノダリティは、定期的な会合や意見交換に加えて、共同の行動と証しも意味します。ARCIC II が述べるとおり、「神学的な対話は、この二教会のなかで、あらゆるレベルで続けられねばならない。しかしそれだけで十分ではない。コイノニアのために、キリスト者が一つとなって世に証しするために、聖公会とローマ・カトリックの主教たちは、自分たちの監督の務めを果たすにあたって、協力し、相互に信頼できる関係を深める、種々の道を見いだすべきである。この新しい段階では、できることをともに行うだけではなく、われわれが現に持つコイノニアが許すすべてにおいて、ともにあるようにならねばならない」（ARCIC 1999, 58）。これらの願いは、一致と宣教のための聖公会－ローマ・カトリック教会国際委員会（IARCCUM）の設立によって著しく前進しました。同委員会は、聖公会とカトリック教会の主教／司教が新たな団体制を今から実践するための数々の創造的で具体的な提言を行いました（*Growing Together in Unity and Mission*, 2007, 108–117 参照）。

160 最近の取り組みは、このような「外的シノダリティ」を推進する方法を明らかにしています。たとえば、2016年に、移住者の悲惨な状況に対する共通の関心を証しするために行われた、教皇フランシスコ、全地総主教ヴァルソロメオスと総主教イエロニモス・イリノのレスボス島合同訪問。2017年の、多くのエキュメニカル・パートナーの列席の下で、教皇フランシスコと当時のルーテル世界連盟議長のムニブ・A・ユーナンが共同司式した、ルンドにおけるルーテル－カトリック合同礼拝。2019年の、教皇フランシスコとジャスティン・ウェルビー大主教による、バチカン主催の、南スーダンの政治・宗教指導者のための黙想会。2023年の、教皇フランシスコ、ジャスティン・ウェルビー大主教、イア

ン・グリーンシールズ牧師の南スーダンへのエキュメニカルな平和巡礼。そして、世界代表司教會議第16回通常総会のために2023年にサンピエトロ広場で行われた、エキュメニカルな前晩の祈り「神の民の共なる集い」(Together Gathering of the People of God)です。

要約

161 ローマ司教の奉仕職の理解と行使は第二バチカン公会議によって新しい段階に入りました。その後の諸教皇によって明らかにされたとおり、それ以来、エキュメニカルな次元がこの奉仕職の本質的な側面となりました。すべての教会の牧者たちと神学者たちの助けによって、「双方が認める」首位権の行使の方法を見いだすようにという、『キリスト者の一致』におけるヨハネ・パウロ二世の招きは、こうしたエキュメニカルな自覚において画期的な瞬間となりました。この招きは教皇フランシスコの教皇職の文脈において特別な支持を見いだします。教皇フランシスコの教えと実践は、その奉仕職のシノドス的な次元を強調するからです。

ローマ司教の奉仕職のエキュメニカルな考察

162 『キリスト者の一致』における招きは、広範な応答とエキュメニカルな考察を引き出しました。第二バチカン公会議後に開始した、公式なものと非公式なもの、国内的なものと国際的なものを含めたエキュメニカルな神学対話も、過去数十年の間に、普遍的なレベルにおける一致の奉仕職の研究のための特別な場となりました。これらの対話は、主要なテーマと展望を明らかにすることによって、このテーマへの関心と、さまざまなキリスト教的伝統との議論の発展を明らかにしています。これらの対話も、この問題を議論する上で新しく積極的なエキュメニカルな精神を示しています。

163 こうした新たな雰囲気は、キリスト教的諸共同体の間、とくにその指導者の間に打ち立てられた良好な関係を示します。諸教会の関係が深まっているときにあたり、こうした「兄弟の関係の回復」(UUS42)も、過去の教義的な相違とともに、神学的に再解釈されなければなりません。こうした諸関係の生活は、キリスト教的諸共同体間の「相互の説明責任」の自覚の高まりも含みます。

164 異なる対話の関心、強調点、結論は、関係する教派的伝統に従って異なることに注意しなければなりません。さらに、すべての神学対話がこのテーマを、同じレベルで、ないし同じ深さで扱っているわけではありません。ある対話がこのテーマに文書全体を当てているとすれば、別の対話はより広い文書の文脈の中でそれを扱うにすぎません。このテーマをまだ取り上げていない対話もあります。これらの異なるアプローチと強調点をあい

まいにすることを望んでいませんが、にもかかわらず、以下の成果を挙げることが可能です。

伝統的に論争の的となってきた神学的问题への新たなアプローチ

165 神学対話の成果の一つは、歴史的にキリスト者の間で主なつまづきの石となってきた、「ペトロの章句」の新たな読み方です。対話のパートナーたちは、後代の教理的発展の時代錯誤的な投影を避け、使徒たちの中でのペトロの役割を改めて考察するべく努めました。現代の釈義と教父研究に基づいて、一部の伝統的・教派的な解釈を吟味するための、新たな洞察と相互理解の深まりが得られました。新約におけるイメージ、解釈、モデルの多様性が再発見されるとともに、〈エピスコペー〉(監督の奉仕職)、〈ディアコニア〉、「ペトロの任務」の概念といった、聖書的な概念が、「ペトロの章句」のより包括的な理解を発展させるための助けとなりました。

166 もう一つの論争点は、〈神授の権利により〉(de iure divino) 設立されたものとしてのローマ司教の首位権に関するカトリック教会の理解です。これに対して、大多数の他のキリスト者は、ローマ司教の首位権を単に〈人法により〉(de iure humano) 設立されたものとして理解します。解釈学的な解明は、この伝統的な二分法を新たな観点から捉えるのに役立ちました。すなわち、首位権を、〈神授の権利による〉(de iure divino) と同時に〈人法による〉(de iure humano) ものとして、つまり、神の教会に対する意志の一部であるとともに、人間の歴史を通して媒介されたものとして考えることによってです。〈神授の権利による〉(de iure divino) と〈人法による〉(de iure humano) の区別に代えて、諸対話は、『キリスト者の一致』(UUS95) で表明されるような、首位権の神学的本質と歴史的偶然性の区別を強調しました。このことを基盤として、諸対話は、異なる地域と時期における首位権の行使を条件づけた、歴史的文脈にいっそう注意を向け、評価することを求めます。

167 第一バチカン公会議の教義的定義は、他のキリスト者にとって大きな障害となっています。一部のエキュメニカル対話は、この公会議を「再読」ないし「再受領」し、この教えに関するより正確な理解のための新たな道を開くことによって、有望な進展を遂げています。このような解釈学的アプローチは、第一バチカン公会議の教義的声明を、独立したものとしてではなく、その歴史的文脈、意図、受領の光に照らして、とくに第二バチカン公会議の教えを通じて、解釈することの重要性を強調します。

168 『パストール・エテルヌス』(Pastor eternus) の歴史、とくに公会議の議事録と、用いられた用語(「通常の」、「直接の」、「即時的な」)の選択を条件づけた背景を研究することにより、一部の対話は、その範囲と限界を明らかにすることによって、普遍的裁治権

の教義的定義を明確にすことができました。同様に、一部の対話は、不可謬性の教義の用語を解明し、その目的の特定の側面に合意することさえできました。すなわち、キリスト者的一致が真理と愛における一致であることを踏まえて、ある場合には、教導職の個人的な行使の必要性を認めたのです。これらの解明にもかかわらず、諸対話は、福音の優位性と不可謬性の関係、教会全体の不可傷性、司教の団体制の行使、受領の必要性について、今なお懸念を表明しています。

再統合された教会における一致の奉仕職への展望

169 普遍的なレベルにおける首位権によって提起された根本的な神学的諸問題に対するこうした新たなアプローチは、再統合された教会における一致の奉仕職への新たな展望を開きました。おもに教会の〈存在〉(esse) ではなく〈適切な存在〉(bene esse) に関する議論に基づいて、多くの神学対話と『キリスト者的一致』への応答は、普遍的なレベルにおける首位権にとっての必要条件を認めます。一部の対話は、使徒的伝統に言及しながら、初代教会以来、キリスト教が、特定の秩序を占める主要な使徒座——その第一のものがローマの司教座です——の上に設立されたと論じます。多くの対話は、教会論的考察に基づいて、教会生活のそれぞれのレベル——地方的、地域的、また普遍的レベル——において首位権とシノダリティの相互依存関係が存在すると主張します。より具体的な性格の、もう一つの議論は、グローバリゼーションという現代的な文脈と宣教の必要性に基づいて行われます。

170 とくに正教会および東方正教会との神学対話は、最初の千年期に（あるいは、東方正教会にとっては 15 世紀半ばまで）尊重された交わりの原則とモデルが、今なお範型的であり続けていることを認めます。実際、この時期、東方と西方のキリスト者は、ある種の一時的な分裂にもかかわらず、交わりのうちに生きており、教会の本質的な諸構造が制定され、共有されました。最初の千年期のある種の基準が、普遍的なレベルにおける受領可能な一致の奉仕職の行使にとっての基準また靈感の源泉となることが明らかにされました。たとえば、諸教会間の交わりの表現の非公式の——主として非法的な——性格。ローマ司教の「栄誉の首位権」。『使徒教令』34 条に示された、教会の首位的次元とシノドス的次元の相互依存関係。交わりの表現としての控訴権（サルディカ教会会議の教令）。普遍公会議の範型的な性格。教会モデルの多様性です。

171 最初の千年期は決定的であるとはいえ、多くの対話は、それを理想化したり単純に再現すべきでないことを認めます。なぜなら、第二千年期の発展を無視してはならず、また、普遍的レベルにおける首位権は現代の諸課題に応答しなければならないからです。21 世紀における首位権の行使のためのいくつかの原則も明らかにされました。第一の一般的な合意がなされたのは、教会のそれぞれのレベルにおける首位権とシノダリティの相互依

存関係であり、その結果として首位権のシノドス的な行使にとっての必要条件です。さらなる合意は、それぞれの教会のレベルにおける、教会の相互補完的な3つの次元である、「全員」、「幾人か」、「一人」の間の区別に関わります。洗礼を受けたすべての人の〈信仰の感覚〉(sensus fidei)に基づく「共同的」(communal) 次元。とくに司教の団体制によって表現される、「団体的」(collegial) 次元。首位的な任務によって表現される「個人的」(personal) 次元です。さまざまな対話は、これらの3つの次元の区別に内在する、シノドス的なダイナミズムを明らかにします。

172 エキュメニカルな考察は、ペトロの任務がより広い教会論的な展望の文脈の中で理解されなければならないという認識にも貢献しました。多くの神学対話は、首位権の考察において、これら3つの次元——共同的、団体的、個人的——が、教会の3つのレベル——地方的、地域的、普遍的レベル——のそれぞれのうちに機能することを指摘しました。このことに関連して、きわめて重要な問題は、地方教会と普遍教会の関係です。これは首位権の行使に重大な影響を及ぼします。エキュメニカル対話は、これら3つの次元の同時性に関する同意の形成の助けとなりました。対話は、地方教会と普遍教会の弁証法的関係を切り離すことは不可能であると主張したのです。

173 教会のさまざまなレベルに関連して、重要な考察が行われたもう一つの点は、教会の地域的ないし超地方的次元の教会論的重要性です。多くの対話は、地域的レベルでの首位権の行使と、普遍的レベルでの首位権の行使のバランスの必要性を強調します。そして、大多数のキリスト教的共同体では、首位権の行使にとっても、宣教活動にとっても、地域的レベルがもっとも現代的意味をもつことを指摘します。一部の西方のキリスト教的共同体との神学対話は、これらの共同体とカトリック教会の「非対称性」を考察しながら、大陸レベルも含めたカトリック教会の司教協議会の強化と、古代の総主教座教会のモデルに倣った、継続的な「分権化」を求めます。

174 地域的レベルの重要性は、正教会および東方正教会との対話においても指摘されています。これらの対話は、首位権ともろもろの首位権のバランスの必要性を強調します。これらの対話は次のように主張します。「対話と祈りに基づいて、東方と西方の姉妹教会がエキュメニカルな努力を行っているのは、完全で全面的な交わりの探求である。この交わりは、吸収でも融合でもない、真理と愛における出会いである」(O-C 1993, 14)。再統合されたキリスト教において、こうした交わりは、ローマ司教の「東方教会とその司教との関係が〔……〕、現在、ラテン教会で受け入れられている関係と本質的に異なるものでなければならないことを前提とする」(O-C US 2010, 7a)。また、それは、諸教会が「それぞれの固有の伝統と規律に従って自らを統治する権利と権能をもち続ける」(コプト教会—カトリック対話、1979) こと前提とします。

175 正教会－カトリック教会対話も、首位権の問題と、ローマの司教座のすべての地方教会に対する直接の裁治権を主張する教会論と密接に関連する、「ユニアティズム」(uniatism)の現象の新たな批判的解釈を可能にしました。こうした教会論は、「従うべき方法としても、われわれの教会が追求している一致のモデルとしても、もはや受け入れることができないものである」(O-C, 1993, 12)。しかし、「ユニアティズム」という歴史的現象は、東方典礼カトリック教会の今日の現状と切り離さなければなりません。東方典礼カトリック教会は、シノドス的な構造の中で自らの自立を維持する、カトリック教会における彼らの「自主権を有する」(sui iuris) 身分によって、「多様性における一致」の特別なパラダイムを示しているからです。にもかかわらず、正教会と東方正教会は、東方典礼カトリック教会とローマの現在の関係を将来の交わりのモデルとして認めません。

176 教会のさまざまなレベルに関する考察は、補完性の原則に関する考察へと導きます。この原則は、下位レベルで適切に処理しうるいかなることがらも、上位レベルで取り上げられてはならないことを意味します。首位権の行使が、意思決定プロセスにおける教会全体の参加を保証しなければならないのであれば、補完性は重要な原則として認識されます。一部の対話は、この原則を、カトリック教会との「多様性における一致」の受領可能なモデルの定義に適用します。彼らは、ローマ司教の権能は、普遍的レベルにおけるその一致の奉仕職の行使にとって必要とされるものを越えてはならないと論じます。そして、ローマ司教の権能の行使における自発的な制限を提案します。ただしこれらの対話は、その奉仕職に関連する多くの課題と複雑な責務に対応するために、ローマ司教が十分な範囲の権威を必要とすることを認めます。

いくつかの具体的な提案

177 首位権に関するエキュメニカル対話と『キリスト者の一致』への応答を通して、さまざまな具体的提案ないし要望が、さまざまなキリスト教的共同体に対して、とくにカトリック教会に対して行われてきました。カトリック教会の人々の第一のエキュメニカルな責務は、「教会についてのキリストの意志に対する自分の忠実さを反省し、そして当然のように、刷新と改革の事業に熱心に従事する」(UR4) ことなので、カトリック教会の人々は、自分たちに対して示された提案を真剣に考察するように招かれます。それは、教皇の首位権の新たな理解と行使が、キリスト者の一致の回復に貢献できるためです。

178 第一の提案は、第一バチカン公会議の教えのカトリック教会の「再受領」、「再解釈」、「公式の解釈」、「更新された解説」、ないし「言い換え」です。実際、一部の対話は、第二バチカン公会議の教えがその歴史的文脈によって深く条件づけられてきたことを指摘し、カトリック教会が、本来の意図に忠実でありながら、〈交わり〉(communio) の教会

論と統合され、現在の文化的・エキュメニカルな文脈に適応した新たな表現と用語を探るべきだと提言します。

179 一部のエキュメニカル対話によってなされた第二の提案は、ローマ司教のさまざまな責務を明確に区別すること、とくに、西方教会における総大司教の奉仕職と、西方と東方の諸教会の交わりにおける首位権者としての一致の奉仕職を明確に区別することです。この考えは、他の西方諸教会が、ある種の自立を有しながら、首位権者としてのローマ司教とどのように関わることができるかという考察へと拡張可能です。ローマ司教の総大司教および首位権者としての役割を、国家元首としての政治的任務から区別する必要があります。自らの部分教会であるローマ教区における教皇の奉仕職の行使をより重視することは、ローマ教皇が兄弟である司教たちと共有する司教職を強調し、教皇制のイメージを刷新することになります。

180 諸神学対話によってなされた第三の提言は、カトリック教会内のシノダリティの発展に関わります。カトリック教会の〈内部に向けた〉(ad intra) シノダリティの形成と、その〈外部に向けた〉(ad extra) エキュメニカルな取り組みの信頼性の相互関係を強調することによって、諸神学対話は、カトリック教会内ではシノダリティが求められる領域を明らかにしました。諸神学対話は、とくに、国別・地域別のカトリック司教協議会の権威、その世界代表司教会議との関係、ローマ教皇庁との関係に関するさらなる考察を提案します。普遍的なレベルでは、諸神学対話は、神の民全体がシノドスのプロセスによりいっそう関わる必要性を強調します。「賜物の交換」の精神に基づいて、すでに他のキリスト教的共同体に存在する手続きや制度は、靈感の源泉として役立つことができます。

181 最後の提案は、すでに共有している交わりを目に見えるものとし、深めるために、世界レベルでの教会指導者の定期的な会合を通じて「公会議的交わり」(conciliar fellowship) を推進することです。同じ精神において、多くの対話は、定期的な意見交換と共通の行動と証しを通じて、諸教会間、とくに司教と首座司教のレベルでシノダリティを推進するためのさまざまな取り組みを提案しました。

21世紀における首位権の行使に向けて。

研究文書『ローマ司教』に基づく教皇庁キリスト教一致推進省総会からの提案

研究文書『ローマ司教——エキュメニカル対話と回勅『キリスト者的一致』への応答における首位権とシノダリティ』は、教皇庁キリスト教一致推進省に、このテーマに関するエキュメニカルな考察の発展を評価する機会を与えてくれました。

この研究文書に基づき、『21世紀における首位権の行使に向けて』という題の提案も教皇庁キリスト教一致推進省総会で承認されました。この提案は、諸対話のもっとも重要な貢献を明らかにし、これらの対話が進むべき将来の道のりを提案し、「双方が認める」（UUS95）ことができる、ローマ司教の一致の奉仕職の新たなしきたりでの行使のためのいくつかの原則と提言を示します。

首位権に関する考察への重要な貢献

1 諸対話文書と『キリスト者的一致』へのさまざまな応答は、首位権の問題に関する考察に重要な貢献を行いました。エキュメニカルな神学対話は、教皇制の形式と〈諸教会の交わり〉（communio ecclesiarum）に奉仕するためのその権威の行使のための適切な文脈となることが証明されました。エキュメニカルな取り組みの成果が乏しい、あるいは取るに足らないとしばしば考えられる時代にあって、——国際的・国内的、公式・非公式の——諸神学対話の成果は、その方法論、すなわち、ヨハネ・パウロ二世が『キリスト者的一致』の中で呼びかけた「当然のことですが手を携えて」行われる考察の価値を示します。この考察が過去数十年の間に増大し、ほとんどすべてのキリスト教的伝統を新たな積極的なエキュメニカルな精神における議論へと参加させ、地方的で非公式のグループからの重要な貢献も伴いながら、重要な神学的歩み寄りの進展を生み出したことは、とくに注目すべきです。

2 諸対話文書を読むと、教会全体に対する首位権、とくにローマ司教の奉仕職の問題は、問題としてだけでなく、〈教会の本性〉とその世界における使命〈に関する共同の考察の機会〉と見なされる必要があることが分かります。このテーマの取り扱いは、いくつかの教会論の本質的なテーマの分析を深めることを可能にしました。すなわち、教会のそれぞれのレベルにおける首位権とシノダリティの存在と相互依存関係。すべての信者の積極的な参加を含む、教会全体の根本的な性格としてのシノダリティの理解。そして、団体制とシノダリティの区別と相関関係です。

3 こうした共同の考察は、〈カトリック神学への〉重要な〈貢献〉を行いました。教皇フランシスコが次のように述べたとおりです。「エキュメニズムの旅路は、わたしたちがペトロの後継者の奉仕職に関して理解を深めることを可能にしました。そして、わたしたち

は将来もこのことが行われ続けると確信しなければなりません」⁽¹⁾。地方教会と普遍教会の同時性に関する神学的考察（研究文書 120－160 節参照）。「シノダリティ」の現代的概念と理解（ARCIC 1999, 34-40 参照）。そして教会の 3 つの次元（「共同的」、「団体的」、「個人的」）（研究文書 114－118 節参照）は、エキュメニカル対話の文脈の中で発展し、あるいは深められてきました。そして、その後のカトリック教会の諸文書におけるこれらの概念の使用を豊かにしました。こうした受領は、団体制とシノダリティの例を引きながら『福音の喜び』（*Evangelii gaudium*）の中で言及された「賜物の交換」を明らかにします。「聖霊の自由で惜しみない働きを本当に信じているならば、どれほど多くのことがらを互いに学べることでしょうか。〔……〕賜物の交換を通じて、聖霊はわたしたちを真理と善へと、いっそう近づけてくれるはずです」（EG 246）。このような「賜物の交換」は、首位権の行使にも適用することができます。実際、カトリック教会の人々がローマ司教の独自の役割が教会全体の善益のための神の貴い賜物だと信じている一方で、諸対話は、カトリック教会の人々によって考慮されることが可能な、他のキリスト教的共同体における首位権の行使における妥当な原則が存在することを示しました。

神学対話において進むべき将来の道のり

4 最近の首位権に関するエキュメニカルな考察の広さと深さには目覚ましいものがあります。このことは、エキュメニカル対話においてさらなる道のりを進む機が熟していることを示すように思われます。当然のことながら、繰り返しを避け、互いを豊かにするために、〈諸対話の間の連携を深めることが必要です〉——地方的・国際的、公式・非公式、二教派間・多教派間、とくに東方と西方の対話の間で——。たとえば、一部の神学対話によってすでに採用されている、多様性を含む合意や（研究文書 107 節参照）、受領的エキュメニズムというエキュメニカルな方法は、受領可能な、教会全体のための一致の奉仕職の行使に関して合意するために役立ちうるものです。神学的用語の相違が実際に「しばしば互いに対立するよりもむしろ補足し合うというべき」（UR 17 参照）ならば、同じことは教会的な諸実践に関してもいうことが可能です。

5 首位権の問題に関する諸神学対話は、〈首位権〉と〈シノダリティ〉が 2 つの対立し合う教会の次元ではなく、むしろ 2 つは互いに構成し合い、支え合う現実であり、それゆえ〈一緒に取り上げるべきである〉ことをますます示しました。教皇フランシスコがエキュメニカルな神学者のグループに対して次のように述べたとおりです。「教会において首位権とシノダリティは、バランスを保つべき 2 つの競合する原理ではなく、交わりへの奉仕において互いに確立し合い、支え合う 2 つの現実であることを、わたしたちはますます十全に理解するようになりました。首位権がシノダリティの行使を前提するのと同じように、シノダリティは首位権の行使を必要とします」⁽²⁾。

6 「全員」、「幾人か」、「一人」の表現として理解される、シノドス的な交わりは、首位権の行使を含むので、首位権に関する神学対話は、方法論的な観点から、シノダリティに関する考察から始めるべきです。教皇フランシスコが同じ挨拶で述べたとおり、「広い意味でのシノダリティは、『全員』、『幾人か』、『一人』という3つの次元の表現として捉えなければなりません」。このような観点において、「首位的奉仕職はシノダリティのダイナミズムの本質的な要素です。神の民全体を含む共同体的側面と、司教職の行使の部分である団体的次元も同じです。したがって、神学的・エキュメニカルな対話における首位権への実りあるアプローチは、必然的にシノダリティに関する考察に根ざしたものでなければなりません。他の道はありません」。同様に、世界代表司教会議第16回通常総会第1会期のまとめ報告書は次のように述べます。「シノドスのダイナミズムは、ローマの司教の奉仕職にも新たな光を当てています。実に、シノダリティは、地方、地域、普遍教会レベルにおける、教会の共同的（「全員」）、団体制的（「幾人か」）、個人に関する（「一人」）側面を、調和のとれた姿で統合します。このようなビジョンにおいては、ペトロから受け継ぐローマの司教の奉仕職は、神の民全体を含む共同的側面や、司教の奉仕職を行使する団体制的側面と同様に、シノドスのダイナミズムに内在するものです」⁽³⁾。

7 もう一つの道のりは、諸対話で用いられている〈用語の明確化〉に関わります。実際、諸文書は必ずしもつねに「シノダリティ／公会議制」、「団体制」、「首位権」、「権威」、「権能」、「管理」、「統治」、「裁治権」といった用語を均一かつ一貫したしかたで用いるわけではありません。

8 〈「普遍教会」という表現の意味〉を明確にすることがとくに必要だと思われます。実際、19世紀以来、教会の普遍性（catholicity）は、しばしば「普遍主義的」なしかたで、その世界的な次元として理解されてきました。こうした理解は、〈Ecclesia universalis〉（地理的な意味での「普遍教会」）と〈Ecclesia universa〉（「教会全体」、「全教会」）の区別を十分に考慮していません。カトリック教会の教導職によってより伝統的に用いられてきたのは後者です。教会の普遍性の単なる地理的な概念は、「普遍教会」における「普遍的首位権」という世俗的な概念を、したがって、こうした首位権の外延と制約に関する世俗的な理解を生み出すおそれがあります。「レベル」、「補完性」、「自立」、「分権化」といった概念でさえも、教会論的な意味よりもむしろ行政的な意味をもつため、同じ枠組みのうちにとどまります。ローマの首位権は、普遍教会（Ecclesia universalis）における普遍的権能ではなく、むしろ諸教会の交わり（communio Ecclesiarum）に、すなわち教会全体（Ecclesia universa）に奉仕するための権威として理解されるべきです。

9 さらに必要な道のりは、これらの諸対話の重要な成果の〈受領を推進する〉ことです。このことは、専門家の間の議論によってだけでなく、すべてのレベルで行われなけれ

ばなりません。それは、成果が共通の遺産になることができるためです。世界教会協議会とカトリック教会の合同作業部会は、その受領に関する文書の中でエキュメニカルな受領を「〔対話の成果が〕自分の教会的伝統の中で採用されることを可能にするのに必要な福音的な態度」⁽⁴⁾と表現します。ヨハネ・パウロ二世は『キリスト者の一致』の中で、次のように述べています。二教派間の合意を受領するためには、「厳しい吟味が必要です。この吟味には、方法、理由、そして役割は異なるにせよ、神の民が全体として参加しなければなりません」(UUS80)。この受領のプロセスには、〈信仰の感覚〉(sensus fidei)の行使において、教会全体が——すなわち、信徒、神学者、司牧者が、神学部と地方のエキュメニカル委員会の関与の下に関わらなければなりません。このプロセスには、とくにインターネットを通じた、対話文書を容易に閲覧できる環境の整備、正確な翻訳（西方の言語に限らない）、共同の学術的な行事の開催、諸対話の提案の一部への応答、またその地方的な実施の奨励が含まれます。

10 諸教会間の神学対話ないし「真理の対話」は、過去の教理上の相違を考察するだけでなく、〈自分たちの現在の関係の神学的な解釈〉も行わなければなりません。第二バチカン公会議以来、合同礼拝と共に証し、司牧的な合意、手紙と賜物の兄弟的な交換、あらゆるレベルにおけるキリスト教指導者の相互訪問を通じた、「愛の対話」および「生活の対話」がエキュメニカルにきわめて表現豊かであり、首位権の問題に対して新たな神学的展望を与えてきました。初代教会以来、こうした行為は、真の交わりのしるし、また手段と見なされました。教皇フランシスコが次のように述べるとおりです。「一つの洗礼の証人に基づく、こうした行為は、単なる儀礼や外交行為ではなく、教会的な意味をもち、真の『神学的典拠』(loci theologici)と見なすことができます。〔……〕このことに関連して、わたしは、『愛の対話』は、単なる『真理の対話』のための準備としてではなく、それ自体として、わたしたち諸教会の旅路に新たな地平を開くことのできる『神学の実践』として理解すべきだと確信しています。神に感謝すべきことに、わたしたちの関係が深まりつつある時にあたり、『愛における対話の神学』の光に照らしてこれらの関係の発展を振り返るのは時宜にかなったことだと考えます」⁽⁵⁾。

11 ローマ司教からの〈特別な行為や象徴的な行動〉は、交わりの絆を強め、歴史的な偏見を乗り越え、新たな記憶を造り出すことによって、信頼の雰囲気を作るうえで、また、自らの「一致の奉仕職」に関するエキュメニカルな評価を高めるうえで、必要不可欠なものでした。こうした行為やわざが創造性と寛大さをもって継続され、神学的に考察されることが重要です。

首位権の新たなしかたでの行使のための原則と提案

12 諸神学対話によって明らかにされた2つの循環的な枠組みは、21世紀における首位権

の行使に関する考察にとって重要な源泉となります。諸対話は、教会の（1）「共同的」、「団体的」、「個人的」次元を、（2）地方的、地域的、普遍的なレベルで調和的に表現することを求める。

13 多くのエキュメニカル対話は、教会のさまざまなレベルを考察することによって、〈補完性〉を、首位権とシノダリティの行使にとっての重要な原則として指摘します。〈補完性〉は、最初、教会の社会教説の文脈で発展しましたが、下位レベルで適切に扱いうるいかなることがらも、上位レベルで取り上げてはならないことを意味します⁽⁶⁾。これを教会論に適用する場合、教会生活に対する単なる行政的なアプローチを避けるために、この原理のあいまいさと（上述8節参照）社会学的な起源（この原理は、権威が高次のレベルから下位のレベルに委任されることを前提します）を念頭に置かなければなりません。にもかかわらず、その意図と内容は、教会的な文脈において、首位権のシノドス的な行使に寄与することができると思われます。それは、とくに神の民に直接影響を及ぼすことがらにおいて、意思決定プロセスに神の民全体が参加することを保証するためです⁽⁷⁾。

14 諸対話によって表明された提案の中で、〈第一バチカン公会議の「再受領」ないし公式の解説〉はとくに重要であると思われます。第一バチカン公会議の教義を第二バチカン公会議——とくにその神の民（LG、第2章）と団体制に関する教え（LG 22-23）——の光に照らして解釈しなければならないという解釈学的規則を採用することによって、一部の対話は第二バチカン公会議は第一バチカン公会議を明示的に解釈しないが、第一バチカン公会議の教えを取り入れ、補完した（LG、第3章 18）と考察します。それゆえ、依然として、カトリック教会の教えを、〈交わり〉（communio）の教会論の光に照らして、「真理の順位」（UR 11）の枠組みの中で示す必要があります。第一バチカン公会議を聖伝全体の光に照らして、「全教会の古代からの絶え間ない信仰に従って」（『パストール・エテルヌス』序文 [Pastor æternus, DH 3052]）、そして、首位権とシノダリティの聖書的基礎、歴史的発展、神学的意義に関する増大するエキュメニカルな歩み寄りの地平に基づいて、再解釈することも不可欠です。ここでも、しばしばあいまいで誤解を招きうるものであり続けている、採用された用語——たとえば、通常の、直接の、普遍的裁治権、不可謬性、統治、最高の権威と権能——を明確にする必要があります。

15 もう一つの重要な提案は、〈教皇のさまざまな責務の明確な区別を行うべきこと〉です。すなわち、とくにそのカトリック教会の頭としての奉仕職と、すべてのキリスト者の一致の奉仕職を区別すること、あるいは、より具体的には、ラテン教会における総大司教としての奉仕職と、諸教会の交わりにおける首位権者としての奉仕職を区別することです。2006年に『教皇年鑑』（Annuario Pontificio）から「西方教会の総大司教」の肩書が削除されたことは、エキュメニズムの世界にある種の懸念を引き起こし、継続すべきこれ

らさまざまな責務の区別に関する考察を始める機会を与えました。

16 教皇のさまざまな責務は、愛においてすべての教会を主宰する教会である、ローマの司教としての奉仕職に基づくものなので、司教たちの中の司教としての〈地方レベルでの司教職を強調すること〉も不可欠です。このことに関連して、教皇フランシスコが選出後の最初の公の言葉から「ローマ司教」の肩書を強調したことは注目すべきです。教皇フランシスコは、「コンクラーベの任務はローマ司教を選ぶことでした」、そして、「ローマ教区の共同体は自らの司教を得ました」⁽⁸⁾と述べました。最近では、他の教皇の肩書を「歴史的」なものとして挙げたことも（『教皇年鑑 2020』参照）、教皇制の新しいイメージに寄与しうるものです。同様に、ローマ教区の司教座聖堂は、最近の教皇の諸文書や書簡がサン・ジョヴァンニ・イン・ラテラノ大聖堂で署名されるようになって以来、より卓越した位置づけを与えられるようになりました。サン・ジョヴァンニ・イン・ラテラノ大聖堂は、新しい教皇職の開始においてもより重要な役割を果たしうる教会です。にもかかわらず、教皇職に関するカトリック教会の公式の文書や声明で用いられる用語は、しばしばこうした発展を反映せず、エキュメニカルな感覚を欠いています。

17 カトリック教会の〈シノドス的な形成〉は、そのエキュメニカルな取り組みにとってきわめて重要です。自らの教会生活の中でシノダリティの説得力のある魅力的なモデルを示すことは、カトリック教会がエキュメニカル・パートナーに負う責務です。教皇フランシスコが述べるとおり、「シノドス的教会を築いていくという責務——それはわたしたちすべての者が、神から与えられたおのの役割において呼ばれている使命です——は、教会一致運動上、豊かな意味を含んでいます」⁽⁹⁾。実際、「カトリック教会がシノダリティを経験するしかたが、カトリック教会の他のキリスト者との関係にとって重要であることは明らかです。これはエキュメニズムにとっての課題です」⁽¹⁰⁾。最近、教皇フランシスコは、シノダリティとエキュメニズムの間の二重の関係を強調して、次のように述べています。「カトリック教会が歩むシノダリティの歩みは、エキュメニカルなものであり、また、エキュメニカルなものでなければなりません。それは、エキュメニズムの歩みがシノドス的であるのと同じです」⁽¹¹⁾。

18 東方典礼カトリック教会の多くのシノドス的な制度と実践も、ラテン教会に靈感を与えることが可能です。それは、実際に、「賜物の交換」の精神のうちに、他のキリスト教的共同体のシノドス的な制度と実践が、ラテン教会に靈感を与えることが可能であるのと同様です（EG246 参照）。このような他のキリスト教的共同体のシノドス的な制度と実践は、そのために体系的に解明され、研究されるべきです⁽¹²⁾。新しいコミュニケーション手段も、デジタル時代のシノドス的な教会に新たな機会を提供する可能性があります。もちろん、シノダリティの実践は多様であることが可能であり、また、特定の教会的レベル

と文化的文脈に相応したものでなければなりません。こうしたカトリック教会のよりシノドス的な形成の探求において、教会法とエキュメニカル対話の相互関係が不可欠です。「教会法はエキュメニカル対話の助けであるだけでなく、その不可欠な次元もあります。そうであれば、エキュメニカル対話が教会法を豊かなものとすることも明らかです」⁽¹³⁾。

19 地方的・地域的レベルにおいて、第二バチカン公会議によって構想され、『教会法』の中で規定された、すべての信者を含むシノドス的な構造を再発見し、強化することが必要だと思われます。すなわち、教区司牧評議会（『教会法』511－514条）、教区代表者会議（『教会法』460－468条）、また、部分教会の全体会議および管区会議（『教会法』439－445条）です。これらはまれにしか、または全く招集されていません。『東方教会法』は、信徒も含めたシノドス的な構造を規定しています。たとえば、総司教区協議会（『東方教会法』140－145条）、司教区協議会（『東方教会法』235－242条）です。これらはラテン教会にとっても参考になる可能性があります。司教協議会に関する第二バチカン公会議の呼びかけを実現することも重要です。「各司教協議会を真正な教理についての権威をも含んだ具体的権限の主体として認める司教協議会規定が、いまだ十分に確立されていないからです」（EG 32、教皇ヨハネ・パウロ二世自発教令『司教協議会の神学的・法的性格について（1998年）』[*Apostolos suos*] に言及）。とくに、『教会憲章』23（O-C 2007, 29; EG 32も参照）が示した、司教協議会と古代の総大司教座の並行性が、神学的にも教会法的にも発展してこなかったことも指摘することができます。この並行性と、「新しい総大司教座」ないし「主要な教会」（研究文書、注25参照）を造ることに関する提案に従って、大陸別の司教組織の教会的な意味に関する考察が必要です。大陸別の司教組織の超国家的な次元は、それを政治的圧力や国家的利害から守ることができるからです。

20 普遍的なレベルにおいて、『教会法』と『東方教会法』は、教皇職のより団体的な行使のための規定を提供します。これらの規定は、将来の両法典の改訂の際に、実践においてさらに発展、強化されるべきです。たとえば、『教会法』は、教皇がその最高の任務（*munus*）を果たすことにおいて、「常に他の司教及び普遍教会との交わりのなかに結ばれている」ことを確認し、また、この奉仕職の団体的な行使の可能性も含みます。この規定はより活用されるべきです（『教会法』333条2項）。同様に、『教会法』は、公会議に加えて、教会の統治（『教会法』337条2項）および不可謬の教えの定式化（『教会法』749条2項）における団体的な行使を予見しています。

21 カトリック教会のシノドス的な形成に関するおもな発展は、世界代表司教會議の新たな実践です。使徒憲章『エピスコパリス・コムニオ（2018年）』（*Episcopalis communio*）は、この刷新のエキュメニカルな意味を明らかにしています。「世界代表司教會議の活動は、主の意志に従った（ヨハ 17・21参照）、すべてのキリスト者の一致の回復に固有の貢

献を行うことができるであろう。このような貢献を行うことにより、世界代表司教會議は、『首位の権限の本質は何も損なわないで、しかもなお、新しい状況に対応できる何らかの形式を見いだしてほしい』(UUS95) という、ヨハネ・パウロ二世が何年も前に表明した望みに従って、カトリック教会を助けるであろう」(EC10)。『エピスコパリス・コムニオ』は、シノドス的なプロセスが「神の民のうちに出発点を有するだけでなく、到達点も有している」(EC7) と述べることにより、意見聴取のプロセスによる神の民全体のより広範な参加を推進します (EC5-7条)。『エピスコパリス・コムニオ』はまた、世界代表司教會議が決議機関となる可能性も拡張します。その場合、「ペトロの後継者の通常教導権に参加する」シノドス最終文書は、「参加者と」教皇の署名とともに公表されます (『教会法』343条、EC18条参照)。地方的、地域的 (国別／大陸別) そして普遍的レベルにおける神の民全体の広範な意見聴取に基づく、「ともに歩む教会のため——交わり、参加、そして宣教」をテーマとした、2021-2024年の世界代表司教會議第16回通常総会のシノドス的なプロセスは、教会の個人的、団体的、共同的次元を表現するシノドス的なダイナミズムに関する考察を深めるよい機会となります。

22 ローマ教皇庁の改革も、カトリック教会のシノドス的な形成の重要な側面です。使徒憲章『プレディカ・エヴァンジェリウム (2022年)』(Praedicate evangelium) は、この改革が、「教会にシノドス的な性格を与える、交わりの生活」(PE14) に基づくと述べています (PEI.4)。『プレディカ・エヴァンジェリウム』は、「ラテン教会における司教協議会の出現は、信者の交わり (communio fidelium) に基づく、教会の交わり (communio Ecclesiarum) に奉仕する、司教の交わり (communio Episcoporum) が自らを表現した、もっとも新しい形態の一つである」(PEI.7) ことを強調しながら、次のように述べます。 「ローマ教皇庁は教皇と司教の間に立つのではなく、それぞれの本性に適した形態に従って、両者への奉仕に徹するのである」(PEI.8) り、また「健全な『分権化』」(PEII.2) を推進します。教皇フランシスコは、その教皇職の最初の年に枢機卿評議会を設立した際に、「司教の交わりのさらなる表現と、世界中の司教職が与えることのできる〈ペトロの任務〉(munus petrinum) の補佐」を確立しました⁽¹⁴⁾。この枢機卿評議会は、ローマ教皇庁の一部ではありませんが、通常会議および臨時会議 (『教会法』353条) に加えて、地方司教の積極的な参加を含む、全教会レベルの恒久的な統治機構に向けた最初の一歩となりうるもので、これは第二バチカン公会議会期中にメルキト典礼カトリック教会総大司教マクシモス四世によって提案されたものでした。マクシモス四世は、教会の中央統治において教皇を補佐することを使命とした、司教団を代表する「恒久的シノドス」が東方の〈恒久的シノドス〉(synodos endemousa) のモデルに基づいて設立されることを提案しました⁽¹⁵⁾。しかし、正教会のシノドスは一般的に決議的性格をもつのに対して、カトリック教会のシノドス的な機構はおもに助言的なものであることを念頭に置く必要があります。

23 教会のシノドス的な形成は、制度的なレベルにおける構造と教会的プロセスの問題であるだけでなく、また、特別なシノドス的な行事によって表現されるものでもなく、〈教会全体の生活と活動の方式 (modus vivendi et operandi)〉でもあります。国際神学委員会が述べているとおり、「何よりもまず、シノダリティとは、教会の生活と宣教を特徴づける特別な『スタイル』を指しており、福音をのべ伝えるために聖霊の力によって主イエスによって召し出され、ともに旅をして集う神の民としての教会の性質を表しています」(ITC 2018, 70)。

24 場合により「公会議的交わり」(conciliar fellowship) とも呼ばれる、世界レベルにおける教会の代表者の定期的会合を推進する、〈外部に向けた〉(ad extra) シノダリティは、すでに共有されている交わりを目に見えるものとし、深めるための有望な方法です。公会議制／シノダリティは、すでに一致した教会の内的生活の一側面をなすものです。とはいえ、合同の祈りと活動と証しのために、あるいは互いのシノドス的なプロセスにおける助言や参加のために、教会指導者が集まるとき、諸教会間のシノダリティ（「共に歩むこと」）が推進されます。ともに語り、行動するための前提条件としての完全な目に見える交わりを待つことなしに、このような実践も、諸教会が互いに耳を傾け合い、共通の関心事である緊急課題に関する共同の識別と意思決定プロセスを開始することを可能にすることがあります。このことは、相互理解を深める機会を育み、諸教会が互いにいっそう支え合うことを可能にします。このことに関連して、あらゆるレベルでのカトリック教会のシノドス的なプロセスに他のキリスト教的共同体が参加するよう招くことはとくに重要です。それはさまざまな対話によって提案されているように、教皇庁定期訪問（アド・リミナ）への参加へと拡張することが可能です。別のレベルで、教皇フランシスコの招きによる、中東におけるキリスト者の状況について祈り、考察し、非公式に意見を交換するための、教会指導者たちのバーリでの 2018 年の集会は、シノダリティと首位権行使する新しいしかたを示します。第 1 回公会議（ニカイア、325 年）1700 周年の共同の準備と記念も、あらゆる伝統のキリスト者の間でこうしたシノダリティを実践する機会を提供するものとなります。

交わりのモデルに向けて

25 共通のエキュメニカルな考察の成果である、上述した原則と提案に基づいて、カトリック教会が、ローマ司教の奉仕職の行使を刷新し、「双方が認める愛のわざ」(UUS95)に基づく交わりのモデルを提示することが可能かもしれません。この提案は、法と交わりの間の表面的で非現実的な対立を避けながら、法的用語のみによって表現されてはならず、むしろ、第二バチカン公会議によって重視された (LG1、9、48 参照)、教会の秘跡的理解に基づく、〈交わり〉(communio) の教会論を基盤として表現されなければなりません。この教会論は、洗礼によるすべての信者の〈信仰の感覚〉(sensus fidei)、「教会生活

全体の基準となる」(O-C 2007, 3) ユーカリスト、そして、司教職の秘跡的な性格に基づきます (LG21 参照)。「教会の交わり、公会議制、権威」は「教会の秘跡的な性格の教会論的また教会法的な帰結」(ラヴェンナ文書の標題参照) なので、教会の「制度的諸構造」は「〈コイノニア〉の神秘を目に見えるしかたで反映」(O-C 2007, 3) しなければなりません。

26 唯一の本質的な「愛の奉仕」が存在するとしても、このような交わりのモデルは東方教会と西方教会において異なるしかたで実現されることになります。カトリック教会が使徒的伝統と秘跡に基づく共通の教会秩序をそのうちに認める、〈正教会〉に関して、このモデルは、「ローマは、最初の千年期の間に定式化され、実践された以上のことと東方教会に要求してはならない」⁽¹⁶⁾ という、しばしば引用される原則と緊密に結びつくことができます。教皇フランシスコが述べたとおり、完全な交わりの回復は、「一方の他方への服従や、吸収を意味するものではありません。むしろそれは、神がそれぞれに与えたすべての賜物を受け入れ、こうして、聖霊によって主キリストが成し遂げた偉大な救いの神秘を全世界に示すことを意味するのです」⁽¹⁷⁾。それは、東方教会が、とくに司教選出に関して、「独自の規律に従って自らを治める」(UR16) 権利を認めることを意味します。このモデルは、ローマ司教の一致の奉仕職に関する諸対話によって明らかにされた 2 つの責務を含みうるものです。すなわち、公会議における特別な役割 (すなわち、招集と主宰。研究文書 106 節参照) と、シノドス的な控訴手続きの実践による、規律的ないし教理的性格の紛争をめぐる訴訟における仲裁の役割です (たとえば 343 年のサルディカ教会会議が示すとおり。研究文書 103 節参照。UR14 も参照)。

27 一部の〈西方のキリスト教的共同体〉も、最初の千年期を基準として認めます。使徒性と叙階された奉仕職、教会の秘跡的性格と秩序といった、いくつかの解決すべき根本的な教会論的問題が残っているとはいえ、多くの対話は、キリスト者の一致と宣教の推進のための、教会全体にとっての首位権の必要性を認めます。同時に、諸対話は、福音の優位性と、首位権の共同的また団体的行使の必要性を強調します。諸対話はまた、地域的レベルの教会論的価値と、補完性の原則も重視します。これらの対話は、受領可能な、ローマ司教による一致の奉仕職の行使、すなわち、宣教と証し (ケリュグマーマルテュリア) の首位権に対する重要な洞察と展望を示します。これは、完全な交わりの回復以前にも、他の西方キリスト者によって受領可能でないかと思われます。

28 首位権の新たなしかたでの行使は、究極的に、〈ディアコニア〉をモデルとするものでなければなりません。権威と奉仕は密接に関連し合っています。ペトロの兄弟を力づける役割は (ルカ 22・32)、自らの弱さと罪深さの自覚に根ざした、奉仕のリーダーシップです。教皇パウロ六世が呼びかけた「奉仕と世話と愛の首位権」、教皇ヨハネ・パウロ二世

が提示した「愛の奉仕」は、「神のしもべたちのしもべ」(servus servorum Dei) (ES114; US 88、教皇大グレゴリウスの引用) の奉仕職の意味での一致の奉仕職です。この奉仕職は、まさに「すべての人が一つになる」(ヨハ 17・21) ためにキリストが受けた自己無化と自己犠牲と、切り離しがたいしかたで結ばれています。それゆえ、首位権は十字架の神秘に根ざし、キリストのケノーシスを模範としなければなりません。

聖靈の賜物としての一致

29 畏的エキュメニズムはエキュメニカル運動の魂です (UR8)。畏的エキュメニズムの重要な次元は、巡礼です。巡礼は「わたしたち諸教会の信者の交わりとコミュニケーションを推進するうえで重要な役割」(OO-C 2009, 68) を果たしてきました。異なる伝統に属する多くのキリスト者が、使徒ペトロとパウロの墓所を訪れるためにローマに巡礼します。このような共通の信心はすでに、使徒的信仰に根ざした交わりの絆の力強い表現です。これらの聖地の守護者として、ローマ教会には、他のキリスト教的共同体の巡礼者を迎える、その祈りと信心を支える責務があります。エキュメニカルな精神のうちに、聖人に献堂された聖堂などの、巡礼者のための施設は、一致の探求の畏的な基盤として役立ちうるものです。

30 エキュメニカル運動の基本的な洞察の一つは、キリスト者が待ち望む一致は、本来、キリスト者自身の努力の結果でもなければ、どのような前もって準備したモデルや青写真によっても実現されるものでないということです。むしろ一致は、聖靈のわざにより、「キリストが望まれるとおりに、キリストが望まれる手段によって」(ポール・クチュリエ神父の一致のための祈り) 与えられる賜物です。にもかかわらず、もうもろのエキュメニカル対話と回勅『キリスト者の一致』への諸応答から収穫された 諸提案は、諸教会にとっての道しるべとして役立ちます。それは、キリストが望まれた、受領可能な、諸教会の交わりのための一致の奉仕職を目指す道を照らすために、聖靈が働いていてくださることを確信するからです。教皇フランシスコが述べたとおり、「一致は最後に奇跡のように到来するものではありません。むしろ、一致は旅路の中で到来します。聖靈が旅路の中でそうしてくださるのです。もしわたしたちが共に歩まないなら、もしわたしたちが互いのために祈らないなら、もしわたしたちが神の民のためにこの世界で可能な多くのしかたで協力しないなら、そのとき一致は到来しないのです。しかし、一致は、この旅路の中で、わたしたちが一歩一歩歩む中で、到来します。そして、このことを行うのは、わたしたちではなく、わたしたちの善意を見ておられる聖靈なのです」⁽¹⁸⁾。

注

- (1) 教皇パウロ六世「キリスト教一致推進秘書局への挨拶（1967年4月28日）」。
- (2) 教皇ベネディクト十六世「最初のメッセージ（2005年4月20日）」(*Missa Pro Ecclesia*)。
- (3) 教皇ベネディクト十六世「正教会・東方正教会代表者との会合での挨拶（ドイツ、フライブルク・イン・ブライスガウ、2011年9月24日）」。「聖ゲオルギオス総大主教座教会（ファナール）での挨拶（トルコ、イスタンブール、2006年11月30日）」、「全地総主教、コンスタンチノープル総大主教ヴァルソロメオス一世へのメッセージ（2009年11月25日）」も参照。
- (4) 教皇ベネディクト十六世「辞任表明の言葉（2013年2月11日）」(*Declaratio*)。
- (5) 教皇フランシスコ使徒的勸告『福音の喜び』32 (*Evangelii Gaudium*)、「聖墳墓教会での講話（エルサレム、2014年5月25日）」、「世界代表司教会議設立50周年を記念する挨拶（2015年10月17日）」。
- (6) 教皇フランシスコ「使徒聖パウロの回心の祝日前晩の祈りの講話（2014年1月25日）」。
- (7) 教皇フランシスコ「世界代表司教会議設立50周年を記念する挨拶（2015年10月17日）」。
- (8) *Information Service* 109 (2002/I-II), pp. 29–42. この文書に収められた資料の多くはヨハン・アダム・メーラー研究所 (Johann-Adam-Möhler-Institute) の支援によりまとめられたものである。
- (9) ルーテル教会の伝統において教皇制に関する2つの重要な教理的論考があることは注目に値する。『シュマルカルデン条項（1537年）』（第4条項）(*Smalcald Articles*) と、『教皇の権能と首位権に関する論考（1537年）』(*Treatise on the Power and Primacy of the Pope, The Book of Concord. The Confessions of the Evangelical Lutheran Church*, Robert Kolb and Timothy J. Wengert [Eds], Fortress Press, Minneapolis, 2000) である。
- (10) カルケドンの総大主教メリトン（ハチス）が述べたように、「互いに愛し合い、愛のうちに対話することによって、われわれは神学する、あるいはむしろ神学的に築き上げるのである」(*Proche-Orient Chrétien* 18 [1968], p. 361)。
- (11) 教皇フランシスコ「カトリック教会－東方正教会間神学対話のための合同国際委員会委員への挨拶（2022年6月23日）」。
- (12) こうした教派的解釈の良い例は『教皇の権能と首位権に関する論考（1537年）』(*Treatise on the Power and Primacy of the Pope, 1537, op. cit. pp. 332–340*) に見いだされる。これは『和協書（1580年）』(*Book of Concord*) に収められた信条文書の一部となった。
- (13) たとえば、J・ラツィンガー「聖書の中で再読の現象が見られるように、[……] 同じように、諸公会議の個別の教義や宣言は独立して理解されるべきではなく、信仰の歴史の統一性における教義的・歴史的再読によって理解されるべきである。[……] この洞察が第一バチカン公会議の解釈にとって根本的に重要であることは明白である」(Joseph Ratzinger,

Das neue Volk Gottes: Entwürfe zur Ekklesiologie, 2nd ed. [Düsseldorf: Patmos, 1970], 140–141) 参照。W・カスパー「カトリックの見解に従えば、このような再受領は公会議の定義の妥当性を問題視するものではなく、その諸解釈に関わる。なぜなら、受領は自動的かつ単に受動的に受け入れることではなく、生き生きとした創造的な同化の過程だからである」(Walter Kasper, “Petrine Ministry and Synodality”, *The Jurist* 66, 1 [2006], 302) も参照。Yves Congar, *Diversités et communion. Dossier historique et conclusion théologique*, Paris, Éditions du Cerf, 1982, pp. 244–257 も参照。

(14) Walter Kasper, “Catholic Hermeneutics of the Dogmas of the First Vatican Council”, *The Petrine Ministry. Catholics and Orthodox in Dialogue*, Walter Kasper (ed.), New York, The Newman Press, 2006 参照。

(15) とくに『教会憲章』の付録として公表された「予備解説的な覚え書き」(*Nota explicativa prævia*) 参照。

(16) 教皇フランシスコ「世界代表司教會議設立 50 周年記念式典における演説 (2015 年 10 月 17 日)」。

(17) ファルファ・サビナ・グループが明らかにしたとおり、(1) 同じ権能の十全性が、教皇とともに公会議に集まった司教団にも帰属する。(2) 教皇の裁治権は、自然法と神法(すなわち啓示)によって、また規範的に、教会法と慣習法によっても制限される。(3) 教皇の権威は「通常」(すなわち委任されていない) および「直接」(すなわち媒介者に依拠することなしに行使される) のものであるが、教皇は通常は地方教会の日々の生活には干渉せず、例外的に、また、緊急の場合にのみ介入する。(4) 教皇の裁治権はつねに教会の建設の推進に拘束されており、教会の神的法と秩序を危険にさらしてはならない(Farfa 2009, 102 参照)。

(18) 使徒的継承に関するさまざまな議論と解決すべき問題に関して、Walter Kasper, *Harvesting the Fruits. Basic Aspects of Christian Faith in Ecumenical Dialogue*, 2009, London–New York, Continuum International Publishing Group, nn. 43–44 参照。

(19) Joseph Ratzinger, *Theologische Prinzipienlehre: Bausteine zur Fundamentaltheologie*, München, 1982, p. 209; translated and quoted in Francis Sullivan, *Magisterium*, Dublin, 1983, p. 117.

(20) *Information Service* 3 (1967/III), p. 16.ヨゼフ・ラツィンガーによれば、総主教アテナゴラスはこの言葉によって「最初の千年期に知られていた形での首位権の教理の本質的な内容を表現していた」。Joseph Ratzinger, *Principles of Catholic Theology. Building Stones for a Fundamental Theology*, Ignatius Press, San Francisco, 1987, p. 199 [original: *Theologische Prinzipienlehre: Bausteine zur Fundamentaltheologie*, München, 1982].

(21)『ラヴェンナ文書』に対する応答の中で、モスクワ総主教座は、「論争的な文書の中で、ローマの第一の司教座の裁治権に対して法的正当化を与えるために」サルディカ教会会議の教令第 4 条と第 5 条を使用することを拒絶した。同文書は続けていう。これらの教令は、「控訴を受けるローマの司教座の権利が全普遍教会に拡大されるとは述べていない」(*Position of the Moscow Patriarchate on the problem of primacy in the Universal Church*, 2013, 脚

注 6)。

(22) 対話文書は一般的に「公会議制」(conciliarity) と「シノダリティ」(synodality) を交換可能な意味で用いるが（たとえば O-C 2016, 3; O-C 2007, 5-11; OO-C 2009, 43-46）、最新の文書は「シノダリティ」(synodality) を好んで用いる。本研究文書も、「公会議制」(conciliarity) を用いる文書に言及する場合を除いて、「シノダリティ」(synodality) という用語のほうを用いる。

(23) 教皇フランシスコ「聖エイレナイオス正教会－カトリック合同作業グループへの挨拶（2021年10月7日）」。

(24) *Information Service* 76 (1991/I), p. 30.

(25) 同様の展望が、ローマ司教の「総大司教的」任務を考察する際にヨセフ・ラツィンガーによって示されていた。「統一的な教会法、統一的な典礼、ローマの中心からの統一的な司教座への任命——これらすべてが必ずしも首位権の一部を構成するのではない。〔教皇と総大司教の〕2つの奉仕職が統合されたときにそれが問題となると見られるのと同様である。それゆえ、将来、ペトロの後継者の実際の任務を総大司教の任務からより明確に区別しなければならない。そして、必要ならば、ラテン教会から切り離した新しい総大司教座を造らなければならない」 (Joseph Ratzinger, *Das neue Volk Gottes*, Düsseldorf, 1969, 142)。

――――――

『21世紀における首位権の行使に向けて』

(1) 教皇フランシスコ「使徒聖パウロの回心の祝日の前晩の祈りの講話（2014年1月25日）」。

(2) 教皇フランシスコ「聖エイレナイオス正教会－カトリック合同作業グループへの挨拶（2021年10月7日）」。

(3) 世界代表司教会議第16回通常総会第1会期（2023年10月4日－29日）「まとめ」報告書『宣教するシノドス的教会』13a。

(4) *Ninth Report of the Joint Working Group between the Roman Catholic Church and the World Council of Churches (2007–2012)*, Appendix A “Reception: A Key to Ecumenical Progress” §15.

(5) 教皇フランシスコ「カトリック教会－東方正教会の神学対話のための国際合同委員会委員への挨拶（2024年1月26日）」

(6) 『教会の社会教説綱要』185－188 参照。

(7) 国際神学委員会はシノドス的なプロセスにおいて「識別、意見聴取、共同運営をともに実施することを通じての」意思決定プロセス (decision-making) と、意思決定 (decision-taking) を区別する。『教会生活と宣教におけるシノダリティ（2018年）』69 参照。

(8) 教皇フランシスコ「最初の祝福（ローマと全世界へ）（2013年3月13日）」。

(9) 教皇フランシスコ「世界代表司教会議設立50周年を記念する挨拶（2015年10月17日）」。

- (10) 教皇フランシスコ「東方教会法学会主催会議参加者への挨拶（2019年9月19日）」。
- (11) 教皇フランシスコ「東方アッシリア典礼カトリック教会総大司教マール・アワ三世への挨拶（2022年11月19日）」。
- (12) たとえば、以下を参照。東方の〈恒久的シノドス〉(synodos endemousa) のモデルに基づくマクシモス四世の提案（後述22節参照）。あるいは、西方の諸共同体のモデルに基づく、信徒を含めた、カトリック教会の普遍的レベルでの新たな「司牧総評議会」を創設することの提案（研究文書155節参照）。
- (13) 教皇フランシスコ「東方教会法学会主催会議参加者への挨拶（2019年9月19日）」。
- (14) 「普遍教会の統治において教皇を補佐し、ローマ教皇庁に関する使徒憲章『パストル・ボヌス』改訂の可能性を検討するために枢機卿評議会を設立する自書証書（2013年9月28日）」。
- (15) *Acta Synodalia Sacrosanti Concilii Ecumenici Vaticani II*, vol. 2, pars, 4, Città del Vaticano, pp. 517–518.
- (16) このラッツィンガー枢機卿の言葉は、「英國聖公会主教会議の『キリスト者の一致』への応答（1997年）」(Response to *Ut unum sint of the House of Bishops of the Church of England*)に引用される。研究文書91節参照。ラッツィンガー枢機卿は、第二千年期の発展を無視することは、「人工物への逃避」となり、「そのことは断固として避けるべきである」と述べることによって、この考えを和らげている。J. Ratzinger, *Anglican–Catholic Dialogue, Insight*, 1 (1983), pp. 2–11, とくに p. 7; 研究文書109、171節参照。
- (17) 教皇フランシスコ「聖体礼儀における挨拶（イスタンブール、聖ゲオルギオス総主教座聖堂、2014年11月30日）」。
- (18) 教皇フランシスコ「使徒聖パウロの回心の祝日の前晩の祈りの講話（2014年1月25日）」。

文献

1. 『キリスト者の一致』(*Ut unum sint*)への応答

1.1. 諸教会からの応答

- **Baptist Union of Great Britain** (Faith and Unity Executive Committee), *A Response to the Papal Encyclical Ut unum sint*, 1997, in: *One in Christ* 35 (1999) 360–365.
- **Chiesa Evangelica Valdese** (Sinodo), *Il papato e l'ecumenismo*, 1995, in: *Protestantesimo L* (1995/3) 241–245.
- **Church of England** (House of Bishops), *May they all be one, A Response to Ut unum sint*, 1997.
- **Church of Ireland**, *Response to the Papal Encyclical Ut unum sint*, in: *One in Christ* 35 (1999) 351–357.
- **Church of Scotland** (Committee for Ecumenical Affairs in consultation with the Panel on Doctrine), *Response to the Papal Encyclical Ut unum sint*, 1997, in: *One in Christ* 35 (1999) 365–373.
- **Church of Sweden** (Bishops' Conference), *A Response to the Encyclical Letter Ut unum sint*, 1999.
- **Disciples of Christ** (Council on Christian Unity), *Press Release*, in: *Disciples News Service*, 5.6.1995.
- **Methodist Church** (Faith and Order Committee), *Response to the Papal Encyclical Ut unum sint*, 1998, in: *One in Christ* 35 (1999) 377–378.
- **Moravian Church** (Provincial Board), *Response to the Papal Encyclical Ut unum sint*, 1996, in: *One in Christ* 35 (1999) 351.
- **National Council of the Churches of Christ in the USA** (Faith and Order Commission), *Response to the Papal Encyclical Ut unum sint*, 1998.
- **Presbyterian Church of the USA**, *The Successor to Peter. A Paper for Discussion*, 2000.
- **Religious Society of Friends (Quakers) in Britain** (Quaker Committee on Christian and Interfaith Relations, Curt Gardner – Clerk), *Response to the Papal Encyclical Ut unum sint*, 1996, in: *One in Christ* 35 (1999) 359–360.
- **Scottish Episcopal Church** (Doctrine Committee), *Responses to Ut unum sint*, 2002.
- **Theologische Kommission der Selbständigen Evangelisch–Lutherische Kirche (SELK)**, *Das Amt der Kirche*, Hannover 1997.
- **United Reformed Church in the United Kingdom**, *Response to Ut unum sint*, 1996, in: *One in Christ* 35 (1999) 357–358.
- **Vereinigte Evangelisch–Lutherische Kirche Deutschlands**, *Die Kirchenleitung, Ermutigung und Erniichterung. Erklärung zur Enzyklika „Ut unum sint“*, in: KNA–ÖKI 28 (1995) 3–4.
- **Vereinigte Evangelisch–Lutherische Kirche in Deutschland**, *Die Kirchenleitung* (Bericht des Catholica–Beauftragten H.-Ch. Knuth), *Erklärung zur Enzyklika „Ut unum sint“*, in: *Evangelischer Pressedienst* 45a/95 (30.10.1995) 9–15.

1.2. エキュメニカルな団体からの応答

- **Anglican–Roman Catholic Bishops' Dialogue of Canada**, *Preliminary Reflections on the Encyclical Letter Ut unum sint*, 2000.
- **Anglican–Roman Catholic Dialogue in Belgium**, *Response to Ut unum sint*, 1998.
- **Association of Interchurch Families**, *An initial response from the Association of Interchurch Families to Ut unum sint*, 1995, in: *One in Christ* 31 (1995) 280–286.
- **Church Leaders of West Yorkshire**, England, *Response to Ut unum sint*, 1996, in: *One in Christ* 35 (1999) 346–350.
- **Churches Together in England**, *Theology and Unity Group, Aide-Memoire*, 1996.
- **Council of Churches for Britain and Ireland**, *A Response on behalf of the church representatives meeting of the Council of Churches for Britain and Ireland to 'Ut unum sint'. Encyclical letter of Pope John Paul II on commitment to ecumenism*, 1997, in: *One in Christ* 33 (1997) 173–181.
- **Faith and Order Commission (Board)**, *Response to Ut unum sint*, 1998, [It: *Il Regno documenti* 44 (1999) 317–328].
- **Iona Community Conference**, *Response to the Papal Encyclical Ut unum sint*, 1997, in: *One in Christ* 35 (1999) 373–378.
- **Ökumenische Arbeitsgruppe „Ut unum sint“ (Schweiz)**, *An den Bischof von Rom Johannes Paul II.*, 1997.

2. 二教派間・多教派間対話

2.1. 二教派間対話（アルファベット順）

Anglican–Catholic Dialogue

—Anglican–Roman Catholic International Commission (聖公会–ローマ・カトリック教会国際委員会)

- *Authority in the Church* (1976) [「権威の問題」、聖公会–ローマ・カトリック教会国際委員会『合意声明』聖公会–ローマ・カトリック教会日本委員会訳、オリエンス宗教研究所、1980年、26-50頁／「教会における権威I」、聖公会–ローマ・カトリック教会国際委員会『最終報告』聖公会–ローマ・カトリック教会日本委員会訳、オリエンス宗教研究所、1984年、57-82頁]
- *Authority in the Church I: Elucidation* (1981) [「教会における権威I・解明」、聖公会–ローマ・カトリック教会国際委員会『最終報告』聖公会–ローマ・カトリック教会日本委員会訳、オリエンス宗教研究所、1984年、83-94頁]
- *Authority in the Church II* (1981) [「教会における権威II」、聖公会–ローマ・カトリック教会国際委員会『最終報告』聖公会–ローマ・カトリック教会日本委員会訳、オリエンス宗教研究所、1984年、95-118頁]

- *The Gift of Authority* (1998) [聖公会－ローマ・カトリック教会国際委員会『権威という賜物　教会における権威III』聖公会－ローマ・カトリック教会日本委員会訳、日本聖公会エキュメニズム委員会、日本カトリック司教協議会エキュメニズム部門、2001年]
- *Walking Together on the Way: Learning to be Church – Local, Regional, Universal* (2018)
- Anglican–Roman Catholic Consultation in England
- *Some Notes on Indefectibility and Infallibility* (1974)
- Anglican–Roman Catholic Dialogue in Canada
- *Agreed Statement on Infallibility* (1992)
- *Reply to the Vatican Response to the Final Report of ARCIC* (1993)
- *A Response to The Gift of Authority* (2003)
- Anglican–Roman Catholic Consultation in the United States of America
- *Agreed Report on the Local/Universal Church* (1999)
- *Response to The Gift of Authority* (2003)
- International Anglican–Roman Catholic Commission on Unity and Mission (IARCCUM)
- *Statement: Communion and Mission* (2000)
- *Growing Together in Unity and Mission* (2007)

Baptist–Catholic Dialogue

- International Conversations between the Catholic Church and the Baptist World Alliance
- *The Word of God in the Life of the Church* (2010)

Disciples of Christ–Catholic Dialogue

- International Commission for Dialogue between the Disciples of Christ and the Catholic Church
- *The Church as Communion in Christ* (1992)

Evangelical–Catholic Consultations

- International Consultation Between the Catholic Church and the World Evangelical Alliance
- *Church, Evangelization and the Bonds of koinonia* (2002)

Lutheran–Catholic Dialogue

- International Lutheran–Roman Catholic Commission on Unity
- *The Gospel and the Church (“Malta Report”)* (1972)
- *The Ministry in the Church* (1981)
- Lutheran–Roman Catholic Dialogue in Australia
- *The Ministry of Oversight: The Office of Bishop and President in the Church* (2007)
- *The Petrine Ministry in a New Situation* (2016)
- Lutheran–Roman Catholic Dialogue in the United States of America
- *Differing Attitudes Toward Papal Primacy* (1973)
- *Teaching Authority and Infallibility in the Church* (1978)
- *The Church as Koinonia of Salvation: Its Structures and Ministries* (2004)

- Committee on Ecumenical and Interreligious Affairs of the United States Conference of Catholic Bishops – Evangelical Lutheran Church in America
 - *Declaration on the Way. Church, Ministry, and Eucharist* (2015)
- Bilateral Working Group between the German Bishops' Conference and the Church Council of the United Evangelical Lutheran Church of Germany
 - *Communio Sanctorum. The Church as the Communion of Saints* (2000)
- Swedish Lutheran–Roman Catholic Dialogue
 - *The Office of Bishop* (1988)
- Roman Catholic Lutheran Dialogue Group for Sweden and Finland
 - *Justification in the Life of the Church* (2009)
- Lutheran–Catholic Dialogue Commission for Finland
 - *Communion in Growth. Declaration on the Church, Eucharist, and Ministry* (2017)
- Groupe des Dombes
 - *The Ministry of Communion in the Universal Church* (1985)
 - *One Teacher: Doctrinal Authority in the Church* (2014)
- Farfa Sabina Working Group on the Petrine Ministry
 - *Communion of Churches and Petrine Ministry: Lutheran–Catholic Convergences* (2009)

Mennonite–Catholic Dialogue

- International Dialogue between the Catholic Church and the Mennonite World Conference
 - *Called Together to be Peacemakers* (2003)

Methodist–Catholic Dialogue

- Methodist–Roman Catholic International Commission
 - *Towards a Statement on the Church* (1986)
 - *God in Christ Reconciling* (2022)

Old Catholic–Catholic Dialogue

- International Roman Catholic–Old Catholic Dialogue Commission (Union of Utrecht)
 - *Kirche und Kirchengemeinschaft. Erster* und Zweiter Bericht der Internationalen Römisch–Katholisch – Altkatholischen Dialogkommission 2009 und 2016*, Paderborn, 2017
- *English translation: *The Church and Ecclesial Communion* (2009)

- Roman Catholic–Polish National Catholic Dialogue in the United States

- *Joint Declaration on Unity* (2006)

Oriental Orthodox–Catholic Dialogue

- Joint International Commission for Theological Dialogue between the Catholic Church and the Oriental Orthodox Churches
 - *Nature, Constitution and Mission of the Church* (2009)
 - *The Exercise of Communion in the Life of the Early Church and its Implications for our Search for*

Communion Today (2015)

- Joint international commission between the Catholic Church and the Coptic Orthodox Church
 - *Principles for Guiding the Search for Unity between the Catholic Church and the Coptic Orthodox Church* (1979)
- Joint International Theological Commission for Dialogue between the Catholic Church and the Malankara Syrian Orthodox Church
 - *Joint Statement regarding Episcopacy and Petrine Ministry* (2002)

Orthodox–Catholic Dialogue

- Joint International Commission for Theological Dialogue between the Roman Catholic Church and the Orthodox Church (as a whole)
 - *The Mystery of the Church and of the Eucharist in the Light of the Mystery of the Holy Trinity* (Munich, 1982)
 - *The Sacrament of Order in the Sacramental Structure of the Church with Particular Reference to the Importance of Apostolic Succession for the Sanctification and Unity of the People of God* (Valamo, 1988)
 - *Unitatism, Method of Union of the Past, and the Present Search for Full Communion* (Balamand, 1993)
 - *Ecclesiological and Canonical Consequences of the Sacramental Nature of the Church: Ecclesial Communion, Conciliarity and Authority* (Ravenna, 2007)
 - *Synodality and Primacy during the First Millennium: Towards a Common Understanding in Service to the Unity of the Church* (Chieti, 2016)
 - *Synodality and Primacy in the Second Millennium and Today* (Alexandria, 2023)

—North American Orthodox–Catholic Theological Consultation

- *Apostolicity as God's Gift in the Life of the Church* (1986)
- *An Agreed Statement on Conciliarity and Primacy in the Church* (1989)
- *Steps Towards a Reunited Church: A Sketch of an Orthodox–Catholic Vision for the Future* (2010)
- *A Common Response to the Ravenna Document on Ecclesial Communion, Conciliarity, and Authority* (2009)
- *A Response to the Joint International Commission for Theological Dialogue between the Roman Catholic Church and the Orthodox Church Document Synodality and Primacy during the First Millennium: Towards a Common Understanding in Service to the Unity of the Church* (2017)

—Joint Committee for Catholic–Orthodox Theological Dialogue in France

- *Roman Primacy in the Communion of Churches* (1991)

—Saint Irenaeus Joint Orthodox–Catholic Working Group

- *Serving Communion. Re-thinking the Relationship between Primacy and Synodality* (2018)

Pentecostal–Catholic Dialogue

—International Dialogue Between the Catholic Church and Some Classical Pentecostal Churches and Leaders

- *Perspectives on koinonia* (1989)

Reformed–Catholic Dialogue

—International Dialogue between the Catholic Church and the World Alliance of Reformed Churches

- *The Presence of Christ in Church and World* (1977)
- *Towards a Common Understanding of the Church* (1990)

2.2. 多教派間対話

—Joint Working Group between the World Council of Churches and the Roman Catholic Church

- *The Church: local and universal* (1990)

—Faith and Order Commission of the World Council of Churches (世界教会協議会信仰職制委員会)

- *Baptism, Eucharist, Ministry* (“Lima Report”, 1982) 〔『洗礼・聖餐・職務 教会の見える一致をめざして』日本キリスト教協議会信仰と職制委員会・日本カトリック教会エキュメニズム委員会編訳、日本基督教団出版局、1985年〕
- *The Nature and Mission of the Church* (2005)
- *The Church: Towards a Common Vision* (2013) 〔WCC 世界教会協議会世界宣教伝道委員会・信仰職制委員会編『いのちに向かって共に／教会 現代世界エキュメニカル運動における二大重要文書』西原廉太監訳、村瀬義史・橋本祐樹訳、キリスト新聞社、2017年〕

略号

ARCIC	Anglican–Roman Catholic International Commission
1976	<i>Authority in the Church</i> (1976)
1981 Eluc	<i>Authority in the Church: Elucidation</i> (1981)
1981	<i>Authority in the Church II</i> (1981)
1982	<i>Final Report</i> (1982) [聖公会－ローマ・カトリック教会国際委員会『最終報告』聖公会－ローマ・カトリック教会日本委員会訳、オリエンス宗教研究所、1984年]
1999	<i>The Gift of Authority</i> (1999)
2018	<i>Walking Together on the Way: Learning to be Church – Local, Regional, Universal</i> (2018)
ARC Canada	Anglican–Roman Catholic Dialogue in Canada
ARC-USA 1999	Anglican–Roman Catholic Consultation in the United States of America, <i>Agreed Report on the Local/ Universal Church</i> (1999)
<i>Communionis notio</i>	
	Congregation for the Doctrine of the Faith, <i>Letter to the Bishops of the Catholic Church on Some Aspects of the Church Understood as Communion</i> , 1992
DPCU	Dicastery for Promoting Christian Unity
Dombes	Groupe des Dombes
1985	<i>The Ministry of Communion in the Universal Church</i> (1985)
2014	<i>OneTeacher: Doctrinal Authority in the Church</i> (2014)
DH	Denzinger, Heinrich. <i>Kompendium der Glaubensbekenntnisse und kirchlichen Lehrentscheidungen</i> . 40 th ed. Edited by Peter Hünermann. Freiburg, Basel, Vienna: Herder, 2005
DV	Vatican II, Dogmatic Constitution <i>Dei verbum</i> on Divine Revelation (1965) [『神の啓示に関する教義憲章』、『第二バチカン公会議公文書改訂公式訳』第2バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会監訳、カトリック中央協議会、2013年、395-417頁]
EC	Pope Francis, Apostolic Constitution <i>Episcopalis Communio</i> (2018)
EG	Pope Francis, Apostolic Exhortation <i>Evangelii gaudium</i> (2013) [使徒的勸告『福音の喜び』日本カトリック新福音化委員会訳・監修、カトリック中央協議会、2014年]
ES	Pope Paul VI, Encyclical on the Church <i>Ecclesiam suam</i> (1964) [回勅『エクレジアム・スマム』東門陽二郎訳、中央出版社、1967年]
Farfa 2009	Farfa Sabina Working Group on the Petrine Ministry, <i>Communion of Churches</i>

		<i>and Petrine Ministry: Lutheran–Catholic Convergencies</i> (2009)
FO		Faith and Order Commission of the World Council of Churches
1982	<i>BEM</i>	<i>Baptism, Eucharist, Ministry</i> (“Lima Report”, 1982)
2005		<i>The Nature and Mission of the Church</i> (2005)
2013	<i>TCTCV</i>	<i>The Church: Towards a Common Vision</i> (2013)
IARCCUM	2007	International Anglican–Roman Catholic Commission on Unity and Mission, <i>Growing Together in Unity and Mission</i> (2007)
ITC	2018	International Theological Commission, <i>Synodality in the Life and the Mission of the Church</i> (2018) [教皇庁国際神学委員会『教会の生活と宣教におけるシンダリティ』: https://www.cbcj.catholic.jp/2018/03/02/29453/]
JWG	1990	Joint Working Group between the World Council of Churches and the Roman Catholic Church, <i>The Church: local and universal</i> (1990)
L–C		International Lutheran–Roman Catholic Commission on Unity
1972		<i>The Gospel and the Church</i> (“Malta Report”) (1972)
1981		<i>The Ministry in the Church</i> (1981)
L–C		Aus Lutheran–Roman Catholic Dialogue in Australia
2007		<i>The Ministry of Oversight: The Office of Bishop and President in the Church</i> (2007)
2016		The Petrine Ministry in a New Situation
L–C Fin	2017	Lutheran–Catholic Dialogue Commission for Finland, <i>Communion in Growth. Declaration on the Church, Eucharist, and Ministry</i> (2017)
L–C Germ	2000	Bilateral Working Group between the German Bishops’ Conference and the Church Council of the United Evangelical Lutheran Church of Germany, <i>Communio Sanctorum. The Church as the Communion of Saints</i> (2000)
L–C US		Lutheran–Roman Catholic Dialogue in the United States
1973		<i>Differing Attitudes Toward Papal Primacy</i> (1973)
1978		<i>Teaching Authority and Infallibility in the Church</i> (1978)
2004		<i>The Church as Koinonia of Salvation: Its Structures and Ministries</i> (2004)
2015		<i>Declaration on the Way. Church, Ministry, and Eucharist</i> (2015) (Committee on Ecumenical and Interreligious Affairs, United States Conference of Catholic Bishops – Evangelical Lutheran Church in America)
LG		Ecumenical Council Vatican II, Dogmatic Constitution on the Church <i>Lumen Gentium</i> (1964) [『教会憲章』、『第二バチカン公会議公文書改訂公式訳』第2バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会監訳、カトリック中央協議会、2013年、125-226頁]
MERCIC	1986	Methodist–Roman Catholic International Commission, <i>Towards a Statement on</i>

		<i>the Church</i> (1986)
O-C		Joint International Commission for Theological Dialogue between the Roman Catholic Church and the Orthodox Church
1988		<i>The Sacrament of Order in the Sacramental Structure of the Church with Particular Reference to the Importance of Apostolic Succession for the Sanctification and Unity of the People of God</i> (Valamo, 1988)
1993		<i>Unitatism, Method of Union of the Past, and the Present Search for Full Communion</i> (Balamand, 1993)
2007		<i>Ecclesiological and Canonical Consequences of the Sacramental Nature of the Church: Ecclesial Communion, Conciliarity and Authority</i> (Ravenna, 2007)
2016		<i>Synodality and Primacy during the First Millennium: Towards a Common Understanding in Service to the Unity of the Church</i> (Chieti, 2016)
2023		<i>Synodality and Primacy in the Second Millennium and Today</i> (Alexandria, 2023)
O-C Fr 1991		Joint Committee for Catholic-Orthodox Theological Dialogue in France, <i>Roman Primacy in the Communion of Churches</i> (1991)
O-C US		North American Orthodox-Catholic Theological Consultation
1986		<i>Apostolicity as God's Gift in the Life of the Church</i> (1986)
1989		<i>An Agreed Statement on Conciliarity and Primacy in the Church</i> (1989)
2010		<i>Steps towards a Reunited Church: A Sketch of an Orthodox-Catholic Vision for the Future</i> (2010)
2009		<i>A Common Response to the Ravenna Document on Ecclesial Communion, Conciliarity, and Authority</i> (2009)
2017		<i>A Response to the Joint International Commission for Theological Dialogue between the Roman Catholic Church and the Orthodox Church Document 'Synodality and Primacy during the First Millennium: Towards a Common Understanding in Service to the Unity of the Church'</i> (2017)
OC-C 2009		International Roman Catholic-Old Catholic Dialogue Commission, <i>The Church and Ecclesial Communion</i> (2009)
OO-C		Joint International Commission for Theological Dialogue between the Catholic Church and the Oriental Orthodox Churches
2009		<i>Nature, Constitution and Mission of the Church</i> (2009)
2015		<i>The Exercise of Communion in the Life of the Early Church and its Implications for our Search for Communion Today</i> (2015)
PA		Ecumenical Council Vatican I, Dogmatic Constitution <i>Pastor aeternus</i> (1870)
PCPCU		Pontifical Council for Promoting Christian Unity
PE		Pope Francis, <i>Praedicate evangelium</i> (2022) [『プレディカテ・エヴァンジエ

リ ウ ム (福 音 を の べ 伝 え な さ い) 』 :
<https://www.cbcj.catholic.jp/2025/07/24/33284/>

- R-C International Dialogue between the Catholic Church and the World Alliance of Reformed Churches
- 1977 *The Presence of Christ in Church and World* (1977)
- 1990 *Towards a Common Understanding of the Church* (1990)
- St Irenaeus 2018 Saint Irenaeus Joint Orthodox–Catholic Working Group, *Serving Communion. Rethinking the Relationship between Primacy and Synodality* (2018)
- UR Ecumenical Council Vatican II, Decree on Ecumenism *Unitatis redintegratio* (1964) [『エキュメニズムに関する教令』、『第二バチカン公会議公文書改訂公式訳』第2バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会監訳、カトリック中央協議会、2013年、247-273頁]
- UUS John Paul II, Encyclical Letter on Commitment on Ecumenism *Ut unum sint* (1995) [回勅『キリスト者の一致』東門陽二郎訳、カトリック中央協議会、1996年]